

参議院地方行政委員会會議録第五号

昭和五十六年三月二十四日(火曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

二月二十四日
辞任

伊藤 郁男君

補欠選任

柳澤 鍊造君

二月二十五日
辞任

井上 孝君

補欠選任

関口 恵造君

石破 二郎君

森山 眞弓君

鍋島 直紹君

鈴木 和美君

佐藤 三吾君

二月二十七日
辞任

柳澤 鍊造君

補欠選任

伊藤 郁男君

三月三日
辞任

吉田 正雄君

補欠選任

田中寿美子君

三月十八日
辞任

神谷信之助君

補欠選任

宮本 顕治君

補欠選任

三月十九日
辞任

宮本 顕治君

補欠選任

三月二十四日
辞任

石破 二郎君

補欠選任

鍋島 直紹君

谷川 寛三君

田中寿美子君

松浦 功君

小谷 守君

出席者は左のとおり。

委員長

亀長 友義君

理事

金井 元彦君

委員

熊谷 弘君

志苦 裕君

伊藤 郁男君

岩上 二郎君

後藤 正夫君

谷川 寛三君

名尾 良孝君

原 文兵衛君

福田 宏一君

松浦 功君

小谷 守君

小山 一平君

佐藤 三吾君

和泉 照雄君

大川 清幸君

神谷信之助君

美濃部亮吉君

安孫子藤吉君

中平 和水君

石見 隆三君

大嶋 孝君

矢野浩一郎君

川俣 芳郎君

宮尾 盤君

土屋 佳昭君

石原 信雄君

高池 忠和君

説明員

環境庁企画調整
局環境管理課長

国土庁長官官房
参事官

国土庁土地局土
地政策課長

国土庁土地局土
地利用調整課長

文部省体育局学
校給食課長

厚生省公衆衛生
局難病対策課長

厚生省環境衛生
局食品化学課長

厚生省児童家庭
母子衛生課長

通商産業省立地
公書局工業再配
置課長

通商産業省立地
公書局立地指導
課長

通商産業省機械
情報産業局電子
機器電機課長

労働省労働基準
局安全衛生部計
画課長

建設省住宅局住
宅政策課長

清水 良次君

平戸 正尚君

渡辺 尚君

河村 勝三君

奥田與志清君

柳沢健一郎君

藤井 正美君

福渡 靖君

高橋 達直君

竹野 正二君

田中 達雄君

山田 正美君

伊藤 茂史君

清水 良次君

平戸 正尚君

渡辺 尚君

河村 勝三君

奥田與志清君

柳沢健一郎君

藤井 正美君

福渡 靖君

高橋 達直君

竹野 正二君

田中 達雄君

山田 正美君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のた
めの国の財政上の特別措置に関する法律等の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び
納付金に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀長友義君) ただいまから地方行政委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二月二十五日、井上孝君、関口恵造君、森
山眞弓君及び鈴木和美君が委員を辞任され、その
補欠として石破二郎君、岩上二郎君、鍋島直紹君
及び佐藤三吾君が選任されました。

また、去る三日、吉田正雄君が委員を辞任され、
その補欠として田中寿美子君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) まず、理事の補欠選任の
件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっております
ので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に伊藤郁男君を指名いたしま
す。

○委員長(亀長友義君) 次に、新産業都市建設及
び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特
別措置に関する法律等の一部を改正する法律案を
議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安
孫子自治大臣。

○国務大臣(安孫子藤吉君) ただいま議題となり
ました、新産業都市建設及び工業整備特別地域整
備のための国の財政上の特別措置に関する法律等
の一部を改正する法律案につきまして、その提案
理由及び内容の概要を御説明を申し上げます。

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のた
めの国の財政上の特別措置に関する法律及び首

都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、新産業都市、首都圏近郊整備地帯等の整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的とし、昭和五十六年度までの事業を適用の対象とするものとして、それぞれ昭和四十年五月、昭和四十一年七月に制定をされたものであり、その後、昭和五十一年三月の法律改正によって、特別措置の適用の対象は、昭和五十五年までの事業とされており。

政府といたしましては、新産業都市建設促進法等に基づき新産業都市建設基本計画等を策定し、鋭意整備事業の実施に努めてまいったところでありますが、諸般の事情によりこれらの地域に必要な公共施設の整備はいまだ十分でない状況にあります。このような状況にかんがみ、さらに新産業都市、首都圏近郊整備地帯等の建設整備を推進するため、昭和五十六年度以降も引き続き国の財政上の特別措置を講ずる必要があると考えられるのであります。

また、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、国民の健康で文化的な生活を確保する上において、公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、公害防止計画等に基づき実施される公害防止対策事業の一層の推進を図るために必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的として、昭和五十六年三月三十一日までの時限立法として、昭和四十六年五月に制定されたものであります。

政府といたしましては、公害防止計画地域等における公害防止対策事業の推進に努めてまいったところでありますが、諸般の事情により公害防止計画の目標等が十分達成されるに至っており、昭和五十六年度以降も公害防止対策事業を推進するため国の財政上の特別措置を継続する必要があると考えられるのであります。

以上がこの法律案を提案する理由でございます。次に、法律案の内容について御説明をいたし

ます。

まず第一に、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律につきましては、都道府県分の利子補給措置について政令の定める基準により財政力による調整を行うこととするともに、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について財政力による調整の割合を若干高めるとした上、同法の適用期間を五年間延長することといたしております。

第二に、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律につきましては、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について財政力による調整の割合を若干高めるとした上、同法の適用期間を五年間延長することといたしております。

第三に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律につきましては、その有効期限を十年間延長し、昭和六十六年三月三十一日までとすることといたしております。

以上が新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由説明及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可欠あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(亀長友義君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三吾君 きょうは本会議で質問したんですが、大臣、答弁の間じゅう私の方をにらんで答弁しておったすけれども、今度は近いんですから、時間もございいますから、ひとつゆっくり御意見も伺いたいと思います。

公害関係についても十分な態勢ができていないというのが今度の延長の趣旨になっておりますね。どういふ点が十分でないのか、十五年の評価をまづ大臣からお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 新産業都市が発足いたしました十五年でございますが、その間においていろいろと都市建設についての仕事も進んでまいりました。また、生活関連施設等についてはまだ十分でない。それから、企業が思うとおりに入つたかと申しますと、必ずしもそういう状況にはないわけでございます。これにはいろいろ原因があると思ひますが、私にいたしましては、誘導政策等について、やはりもう少し方策を講ずべきではなかつたかという考え方もいたしております。でございますが、当初考えましたような目標に向かつてはまだまだ実現はしておらないというのが現状であると考えております。したがしまして、今回さらに期間を延長いたしました所期の目的を達成するために努力をいたすべきであらうと考えておるわけでございます。

それから、ちよつとつけ加えますけれども、当時は高度成長時代でございました。しかしながら、いまは客観的情勢が相当変わつておるわけでございます。この変わった時期においてこうした延長をすることはどうかという一つの問題点もあるうかと存じますけれども、やはり日本全体といたしまして、この問題は過密過疎の解消ということが一つの基本的な理念になっておるわけでございまして、この点は現代社会におきましてもいまの日本の状況におきましても、この問題といふものはやはりきわめて重要な課題だといふような考え方もいたしておるわけでございます。したがしまして、今回御審議を願つて、この延長の問題をひとつ御可決いただきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○佐藤三吾君 国土庁来ていますか。——いま大臣が、十五年間の問題として幾つか挙げましたが、生活関連、企業配置の状況がうまくいっていないとか、それから、高度成長から低成長への移行の中でも、過疎過密の問題を重視しなきゃならぬというような言い方だと思ふんですが、具体的にどうなんですか、この十五年間をどういふような評価をしておるのですか。

また、新産業都市、首都圏を含めて実態はどういう実態にあるんですか。

○説明員(平戸正尚君) お答えいたします。

ただいま自治大臣から御答弁ございましたとおりでございますが、若干数字について申し上げますと、まず、この十数年間にわたりますての成果でございますが、一つは工業出荷額の面で評価できるかと思ひます。出荷額につきまして申し上げますと、この十数年間、具体的には四十年から五十三年の数字でとっておりますが、全国の出荷額の伸び率は実質で五・六倍になっております。その間におきまして、新産業・工特地域の出荷額の伸びは六・六倍ということで、全国に比べて一〇〇%というか、一倍伸びが高くなつておる。したがしまして、この結果として、全国の工業出荷額に占める新産業・工特地区の出荷額のシェアも四十年で一・四・一%でございましたが、五十三年には一六・八%というふうになつて二・七ポイント上がつてまいっております。

それから人口でございますが、これは四十年から五十五年の数字で見えておりますが、この間全国では一八%の増加を示しております。それに対して、新産業・工特地区では二二%の増加ということ、全国の人口増加率を上回る増加を示しております。これはシェアで見ますと、四十年の一・四・四%から一四・九%というふうになつて五・五ポイント上がつております。全国の人口の増加は、先生御案内のとおり、大体大都市圏において増加しておりますので、この間においていわば地方における新産業・工特地区の増加が全国を上回つたといふのが一つの評価できる点ではないかと思ひます。それがこの四十八年の石油ショック後の長期不況といふふうな影響がございまして企業立地も相当冷え込んでまいっております。この過程において工業出荷額も相当伸び悩みを見せてきています。したが

つて人口の方も伸び悩んでおりまして、現行計画では達成率は相当低くなっております。
達成率をちょっと申し上げますと、五十一年から最近までの工業出荷額の達成率は二九・一％という数字になっております。人口の方は六六・八％というふうな達成率になっております。

それから、生産、生活関連施設の整備の進捗状況、これは比較的順調にまいっておりますが、現時点での施設の整備水準といういわばストックの概念で見れば非常に低水準にございまして、たとえば下水道で見ますと、全国平均の五十三年度の普及率は二六・七％となっておりますが、これに対して、新産地区十五地区で十二地区、つまり三地区を除いて全国平均まで至っていない。それから工特地区六地区にございまして、これはいずれも全国平均まで至っていないというふうなことで、特にこの施設整備のストック的な面で低水準にございまして、今後とも積極的にこの整備を進めていきたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 いまあなたの御報告を聞きますと、一口で言う、四十八年までは順調であった、ところが石油ショックが出てからダウンしてきたというように聞こえるわけですが、そういうことなんですか。そういう実態がもし前提であるとするならば、今度の法改正の意義というのはどういう点にあるんですか。

○説明員(平戸正尚君) 一口で申し上げますとそういうことが言えるかと思いますが、やや詳しく見ますと、旧計画期間中、つまり五十年年度までの計画期間中においては、施設の関係では生産関連施設は比較的順調に整備されたと思っておりますが、生活関連施設の整備が若干おくれたということはその期間においても言えるかと思えます。

ちなみに、この間の生産関連施設と生活関連施設の投資の比率、大ざっぱに申しますと大体六対四ということになってございまして、生活関連施設が相対的に立ちおくれしているということがこの面で反省されて、五十一年度以降現行計画ではこの比率を逆転させまして、生産関連施設四、生

活関連施設六というふうなことで整備を進めておりますが、それにしまして先ほど申しましたように、施設の整備水準という点ではまだ劣っているということが言えます。その意味で、一つは今後も整備を進めていく必要があるというふうに考えております。

それからまた、現在の第三次全国総合開発計画におきまして、定住構想を推進するということが非常に重要な課題になっておりますが、このためにはやはり地方において雇用の場をできるだけ拡大していくということが必要でございまして、そういう意味でこの新産・工特地区に工業の集積をさらに高めまして、工業出荷額あるいは人口、こういった面で受け入れができるようにしていきたい、こういうことで考えてございます。

○佐藤三吾君 さっき大臣が言った、企業配置の状況がうまくいっていないと、そういう説明があったんですが、新産都・工特関係で、土地造成で、たとえば造成はしたけれども企業は来ない、そこで野ざらしになっておると、こういう実態はどういう状況になっておりますか。

○説明員(平戸正尚君) この点は、二つの面から大きく見られるかと思いますが、一つは、工業出荷額が達成状況が非常に悪い。先ほど申しましたように、五十三年の工業統計で見まして、達成率が二九・一％というふうな低位にとどまっているということが一つございまして、それからもう一つは、工業用地の造成をいたしておりますが、その用地の売却状況、こういったのが一つのメルクマールになるかと思えます。

ちなみに売却状況で申しますと、五十年年度までの完成分で申しますと、売却用の面積が一万六千九百九十四ヘクタールにございまして、そのうち売却されたのが、これは五十年年度の時点での数字でございまして、一万四千四百三十八ヘクタールということ、この時点での売却済みの比率は八五％ということにございまして、それが五十一年度から五十三年度までの完成分について見ますと、合計で一千二百八十五ヘクタールということ

になっております。そのうち売却済みのものが、これは五十三年度末の実績でございまして、五百五十六ヘクタールということになっておりまして、売却率は四三・三％ということになっております。五十年年度以降の完成分というものは、それまでに比べますと非常に面積は小さくなっておりませんが、売却済みの比率という点では非常に低くなっております、こういう状況でございまして。

ちなみに三十九年度以降五十三年度までの合計で見ますと、面積が一万八千二百七十九ヘクタール完成しておりますが、そのうち売却済みの面積が一万四千九百九十四ヘクタール、売却済みの比率では八二・〇％、こういう数字になっております。

こういった点から見まして、確かに企業の進出という点から誘導、この点でいろいろ問題もございまして、今後の計画においてはできるだけこういった点にも配慮してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 これまでに投資をした額というのは、国の場合に、たとえば地方債のかさ上げであるとか利子補給であるとか、そういった額はそれぞれ出されておりますが、全体として一体どの程度の資金投資をしたのか。

○説明員(平戸正尚君) 総投資額を旧計画の期間中新計画の期間に分けて申し上げますが、旧計画期間中の施設整備の概算経費は、名目でございまして、三十九年度から五十年年度まで九兆七千七百五十七億円という数字になってございまして、それから、新計画は現在まだ進行中でございまして、基本計画の数字で申しますと、十二兆七千九百九十七億六千六百万円ということになっております。ただ、これは基本計画の達成のための総費用でございまして、やや細かくなりますが、一般の国のお金と、それから、たとえば住宅について住宅金融公庫なんかの融資がございまして、その住宅金融公庫の融資あるいはその裏負担としての自己負担分、こういった数字も入った数字でございまして。

○佐藤三吾君 その中で、この財特法に基づく国の支出というのはどの程度ですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 新産・工特関係の財政特例措置による実績でございまして、四十年年度から五十四年度までの累計でございまして、まず道県分に係る地方債の発行額、これが二千八百八十五億でございまして、それから同じく地方債の利子補給が三百九十億円でございまして、それから、市町村の方、これは国庫補助負担のかさ上げでございまして、四十年年度から五十年年度までの間に千六百二十四億円のかさ上げ措置を講じておるところでございまして。

○佐藤三吾君 いまざっと十五年間の新産都・工特を中心とした財政投資、それから実態、問題点、こういう点をお聞きしたわけですが、大臣、いまお聞きのとおり、かなり莫大な資金投資を、新産・工特だけですけれども、やられておる。それにしても、際立って違う点は何かという、五十年以後の、たとえば立地の問題にしても企業配置の問題にしても、それから出荷額の問題にしても、急速にダウンしておる。これは逆に言えば、やっぱり何というか、日本全体の経済構造の変化というか、そういったものが無視できないのじゃないかというふうなものを感ずるわけですが、いま聞いただけでも、そうすれば、こういったものの措置をただここで延長していくということと問題が処理できるのだろうかという危惧を持つのですが、いかがですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 確かに高度成長時代と背景は変わってきておる。日本の産業構造も相当これから変わらざるを得ないと、こういうことで、そのことがこの現象の一つの要因にもなっているわけにございまして。

しかしながら、やはり今後の産業構造の面から考えまして、一つの例でございまして、従来新産都市等におきましては常に石油化学等の誘致というものを非常に希望しておったように私は覚えておりますが、そういう時代じゃない。しかしながら、また新しい産業というものも方向とし

ては出ておるわけでございますので、そうした産業というものをこうした地域に配置することによってやはり大きな意義を持つものじゃないかと思ひます。まあ産業構造の変革に依つての新産業都市等に対するところの企業の再配置という問題を考えますと、やはり依然としてこの問題は重要ではなからうかと、こう考えておるわけでございます。

それから、どんな企業がいかという問題に論点は移ると思ひますけれども、今後における日本経済を支える基幹的な産業というものを頭に描いて、こうした地域に再配置をするという努力をわれわれは重ねていくことが、過密過疎の解消にもきわめて大きな意義を持つものではないかと、こんなふうに考えておるところでございます。

○佐藤三吾君 その問題は後でまた議論しますが、たとえばいま国土庁の報告の中にも若干出ましたけれども、私が調べた内容を見ても、目標値に対して実績というものが、工業出荷額、これは五十一一年以後の問題だという説明がつきまじつたけれども、二九・一％ですかね、それから人口増の六六・八％、こういった数字が出されておりますが、今度はそれをもう一歩進めて、生活関連の実態を見ますと、これはもっとスピードというか、実態がおくれている。下水道一つとってみても、全国都市平均の中で、新産都・工特地区は都市平均を上回っておるといふのは三つしかない。あとは全部下回っておる。それから、公園の一人当たり面積を見ると、六割が全国都市平均を下回っておる。さらに、市町村の舗装率を見ると五割が下回っておる。これだけの国家投資なり地方財政の投資をして、そして新産都づくりをやっております、そしていま企業誘致等を行つておるわけですが、その目標値から見ても実績は大きく下回つておるのに加えて、いま言う生活関連の面から見ると、その地域に住んでおる住民の皆さんに大変な犠牲を強いて、その実態の中で進められておるといふのが私はこの新産都・工特の実態像じゃない

かというような感じがするんですが、いかがですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 御指摘の点はそのとおりだと思ひます。したがいまして、今回の延長につきましても、生活関連施設の整備が大変目標からおくれつておるので、これを急速に上げていかねばならぬ、そういう意図をもちまして御提案をしておるわけでございます。

○佐藤三吾君 そうしますと、法律の性格が変わつてくるわけですか。いま大臣のお話を聞きますと。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 法律の趣旨は変わっておりません。従来の方針でこれを延長していきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 ところが、法律の趣旨は私はいまだ五年たつて見てみるとまたこの延長線上しか出てこないと思ひます。なぜかといへば、日本経済の構造の変化というものは、そう五年間の中で変わる見通しというものは私には出てこないと思ひ、いまの状況というものは、なぜかといふと、五十年のときから見れば五十一一年にはがたつとこう出ておるわけだ。そうでしょう。その中で、せつかくそういう実態を踏まえて今度の法改正をやるとするならば、そこに法の趣旨も変えていくという前提でなしにはいけないんじゃないかと、こういうような感じがするものですから先ほど大臣の見解を求めたんですがね。ところが法律は変わらな

私の出身の大部分が新産都の言うなら指定地区なんですが、地元では新産都の優等生と、こういう言葉を知事も市長もよく言つておるんですが、これは自治省、国土庁に参考のために聞いておきたいんだが、優等生なのかどうか、これはぜひ聞いておきたいと思ふのが一つ。それと同時に、優等生というのはいくつという基準で、物差しで優等生と優等生でないというのを示しておるのか、それもあわせてまず聞いておきたいと思ふのですが、いかがですか。

○説明員(平戸正尚君) ただいま大分地区が優等生かどうかというお話がございました。実は、私も国土庁——自治省もあわせてかと思ひますが、特段、特定の地区が優等生とか劣等生とかというふうな分類はいたしておりません。ただ一般的に、先生の地元でもそういうふうなお話があるというところでございますが、私も類推するところでは、大分の計画が、特に五十年度までの旧計画は非常に野心的なものでございました。その達成状況もそういう大きな計画のわりには比較的順調にいっている。こういったことから、それを象徴的に言つておるのではないと思ひます。

ちなみに、旧計画で三十五年の基準から五十年度までの大分の工業出荷額の伸び率が十二・五倍になると、こういう計画でございました。それに対して、全国の新産の平均では六・三倍ということでございますので、全国の倍ぐらいの伸び率を考えております。そういう意味で相当野心的な計画であつた。達成率は全国の方が九七・四％であつたのに対して大分の達成率は七〇・三％にとどまりましたが、それにしましても、実質的な意味での大きさといふかそういう点では相当の成果を見たといふふうに考えられます。しかしながら、人口の達成率あるいは施設整備の達成率、この辺は余り全国の数字と大きな乖離はございせん。それから下水道の普及率でございせんが、五十三年度の数字で私も把握しておるところでは、全国の二六・七という普及率に対して大分地区では一六・〇ということでございます。して相当下回つておるというところでございますが、これはやはり、こういう計画を実施してきたその結果として低かつたと。工業なり人口なりは相当伸びたけれどもそれに生活関連施設が追いつかなかつたという先生の御指摘の点があるかと思ひます。

○佐藤三吾君 自治省どうですか。

○政府委員(土屋佳昭君) ただいま国土庁からお話があつたわけでございますが、お尋ねの大分について、私も直接その後追ひをしている立場にございせんのでよく存じませんが、いまの話のように、かなり当初大きな計画を立てておられたことは事実でございます。その推移の中でいろいろの問題もございました。しかしながら、全体としてはまだまだ水準は目標値には低いというような感じを持つておるわけでございます。

ただ、そういうことではございせんけれども、私も、全体といたしましては新産・工特地区についての財特を設けて推進をしていった意義というものは今日でもそれは薄れていない。ただ、その進め方については、いろいろと過去の実績の上に立つて今後産業構造とか経済基調の変化に対応いたしました必要措置を、基本計画の改定に当たつて十分留意して対応していかなければならぬだろうというふうに考えておる次第でございます。

○佐藤三吾君 これは、国土庁の次官の前にやつた下河辺さんが大分へ来てそういう発表をやつたわけですが、優等生だ。いま聞きますと、必ずしも優等生でないようなあるような言い方ですね。まあわかりました、おたくは工業出荷額、人口の問題を基準にして優等生的な言い方をするのですか。それとも、生活関連とかそういうものを見て言うのですか。新産都の目的は何ですか。

○説明員(平戸正尚君) 新産都の目的は、既然大都市以外の地域に開発の拠点を建設または整備いたしまして、また同時に、これらの拠点到産業及び人口の吸収を図りまして、それによって既成大都市への産業及び人口の過度の集中を防止することと、それから、地域格差の是正を図る、あるいは雇用の場を創出する、そういうことをもつて国土の均衡ある開発発展と国民経済の発展に資することかと考えております。

そういったことから言いますと、一つはやはり工業出荷額、人口、これがどういふふう集積されつつあるかというのがあると思ひますが、やはり人口が集積するということになりますと、その関係の生活関連施設、これらの整備がどのぐらい行

われているかと、こういったことも問題になりまして、私も人口、工業出荷額あるいは生活関連施設——生産関連施設もありますが、そういった諸施設、こういったものの整備状況でいろいろ考えております。

ただ、先ほど申しましたように、優等生、劣等生というのは特に分類しておりません。これが優等生なのか劣等生なのかということであるようなないようなとおっしゃいましたが、確かに工業出荷額の集積あるいは人口の集積、そういった点からは比較的良好な成績を残しておることは言えますが、生産関連施設等につきましてはさらに一層の整備が必要であるというふうに考えております。

○佐藤三吾君 大臣、これを当初三十七、八年ごろ打ち出したときに自治省なり国土庁が大きく国民に宣伝してやったというのは、大都市への人口と産業の過度集中を緩和して地方に中核都市をつくってそこに人口と産業を、そして地域の繁栄をもたらしていくと、そのことがそこに住んでおる地域住民にとっても豊かな生活を保障する道だ、こういうことではなかったのですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) そういうことでございします。

○佐藤三吾君 そこで、大分の場合なども誘致の際には、ちようちん行列はやらなかったけれども、大変に大分県が栄えるということで、公害のない快適な地域産業の発達する都市づくりができるということで、チョウ花よ花よというぐらいに歓迎したものですね。ところが、いま優等生かどうかの基準については評価していませんと言いますが、これは国土庁もそういうことを再三言っておるのですよ、実態は。ところが大分では、確かに工場は来しました。新日鉄、昭和電工、九石、パルプ、東芝、住友、工場が来しました。それに伴った雇用の拡大もしましたし、関連下請企業もできましたすね。ところが、公害が続発したんです。あの別府湾が赤潮で大変な状態になった。河口のウナギはもうほとんど食べられないという状

態に落ち込んでしまった。さらにその公害の問題から、いまだに第二期工事の八号地は住民との対立で埋め立てそのものができない。いま裁判されたにいますね。これは一時立木知事のとときに、余りにも険悪な情勢だったのですからたな上げという方法をとった。今度は、いまの知事になって、たな上げはなくて、アセスを含めて公害調査をやるということで、いま住民の説得に躍起になっておられますがね。こういう問題が起ってきた。もう十五年から争っているわけですからね、そういう問題で。

さらに今度は、進出企業の中で、さっき大臣がおっしゃったように、五十年の段階で着工するというところで太鼓をたたかれたんですが、造船ですね、造船はもうほとんど引き揚げてしまった。国土庁にきこう聞いてみますと、いまだ引き揚げておられますと、こう言いますけれども、もう事実上、大分の方から見ると造船は来ないんじゃないかと。用地は確保してありますよ。用地は確保したんだけど結果的に進出しない、こういう実態にある。そこを今度は石油の備蓄基地に変えようかという動きさえ出てきている。そういう状態なんです。

さらに人口増が、過疎の中の過密という状態で——農村部から出てきますからね、それに対して公共施設が追いつかない。ですからどういう現象が起こっているかという、いま一番問題になっているのは、民間も含めて大型団地を建てていくことで、土地も取得して着工直前になっているけれども許可がおりない。どうしておりないか。上水道が間に合わぬわけですよ、上水道が。ですから市の方としては、建てても水の保証がない、だから許可しない、こうなってきたんですね。

こういう問題が起こっているのですが、これは大分だけの問題じゃないと私は思うんですが、新産都全域に、いまあなたがいらっしゃるように人口が集中して、そして出荷額が異常に高いところはそういう現象が起こっているんじゃないかという感じがするのですけれども、こういった問題が各

地区にあるのじゃないですか。同時にまた、こういった問題についてどうお考えなんでしょうか。

○説明員(平戸正尚君) ただいま御指摘の公害の問題でございしますが、確かに工業、人口の集積が進むにつれて、いろいろ問題も出てまいりました。地区が幾つかございしました。それで、特に四十年代後半からはいろいろそういう問題が大きくなってまいりました。私もそういう情勢に対応しまして、五十一年度以降の現行計画におきましては、基本計画の中に「環境の保全等」という一項目を設けてまいりまして、そこで公害の防止、環境の保全に努力してまいっております。最近では、大分県を含めまして相当程度の成果を上げてきている地区が多いというふうに私も報告を受けておりますが、今後とも、環境の保全の問題きわめて重要な問題でございしますから、五十六年度以降の計画を作成するに当たりまして、御指摘のような点もいろいろ参考にさせていただいて、十分留意してつくってまいりたいというふうに考えております。

○志苦裕君 ちょっと関連して。

二、三関連をしてお伺いしますけれども、新潟の場合——私も新潟なんです、二つばかり問題点を提起して見解を伺いたいんですが、一つは、新潟も御多分に漏れずマクロの意味で人口の集積とか出荷額とかというものは、自然増であるにはありますけれども、あそこ臨海工業地帯の造成という観点から見ますと余りうまくは行っていない。そこで、いわゆる石油備蓄、石炭火力というふうに、少し当初の計画とは違った要素ですね、備蓄基地をどの辺に置くといたって、雇用効果なんかは余りないわけでありまして、石炭火力という、何か世界一という規模を考えているとかという話なんです、そういうものになつてきますと、全く当初もくろんだといいますが、当初計画したものとは異質のものになっていくわけですが、そういったものは、これから計画変えというものを、あるいは新産地域の性格を変えていくといいますが、そういう問題にかかわって

くのかどうなのかということが一つです。

それから、工場が来るだろうというので大きい工業用水を用意したけれども、来ないんだから水が売れないわけですね。ですから、十の能力を持った工業用水をつくったら一しか働いてない。したがって、企業サイドで言うところにはマイナスになる。赤字です。それから用地は、売ろうと思っ

○説明員(平戸正尚君) お尋ねの、具体的には新潟において石炭火力とか石油備蓄、

こういったことであるという動きがあるということでございます。そういったことによつて、新産地区、新産制度の性格が変わつていくのじゃないかというところでございしますが、私も、この新産地区というものが、極端な場合には、地区全体が原油備蓄基地に変わるとか、あるいは石炭火力に変わるといふことになりましてこれは問題だと思ひますけれども、やはり新産地区は相当の面積、広がりを持っておりまして、公共施設、産業基盤施設、いろいろ整つていて、そういったところにおいて、四十年代後半以降のエネルギー情勢の変化とか、そういったことに対応しつつこういう石炭火力とか、あるいは石油備蓄とか、こういった計画が出てくるというところは許されるのじゃないかというふうに考えております。計画そのものも具体的には余り細かく定めておりませんが、基本的な大綱を定めたものでございまして、社会経済情勢の変化とか企業の立地動向とか、そういうもの

に対応しながら具体的に建設、整備を進めていくものというふうに規定をしておりますので、そういった面からも許容されるものではないかというふうに考えております。

それから、工業用水の点でございますが、一般論といたしまして、確かに五十年代以降の企業立地の冷え込みということもありまして、一方で工業用水の施設、これはダムの建設とか、これは工業用水だけではなくて、上水道とかあるいは治水とか、電源開発も場合によつてはございますが、そういった多目的なダムが先に建設されると、企業の立地がおくれているために、その分財政負担がふえている、こういった実態のある地区は確かにございますかと思いますが、経済情勢がこういうことでございますので、事工業用水の点につきましては、やや長期的にお考えいただければありがたいというふうに考えております。

ちなみに、工業用水、能力的には各地区とも十分対応できるようにしておりますが、現実の給水施設というような面では、企業が来るまでその施設工事はしていないように聞いておりますので、できる限りのそういう節約と申しますか、企業の立地動向に応じた対応というのはしているというふうに考えております。

○政府委員(土屋佳照君) 新産・工特地区につきまして、財政特例措置を講じながら整備を進めてまいりました対象は、御承知のように、上下水道とか学校とかごみ処理施設とかいったような、まあ公共施設でございます。これに対する補助のかかさ上げと利子補給等をやっておるわけでございます。しかしながら、御指摘のございましたようにこの定住を進めますためには生産基盤を整備をして、そこに雇用の場となるような企業が来なきゃなりませんので、どうしても埋め立て、土地造成等をやつて誘致しようということになるわけでございしますが、それがいろいろな経済情勢の変化等によつて売れ残つておるところも相当ございます。それは確かに金利から見ても大変な状況になつておるといふことは、私も認めざるを得ないと思つ

ております。

そこで、それが売れるという状況のもとでつくっておるわけでございますから、来なければどうするかということで将来不安がございますし、現にそのためにやや資金繰りが困ったところもございいます。そういったところには、とりあえず借換債等で措置はいたしておるわけでございますけれども、将来ずっと来なきやどうなんだということになりますと、私どもとしてももちろんそれは不安な点がないわけではないわけでございますけれども、まあ少なくともこの新産・工特地区につきましては、全国を見渡してみても、いろいろな意味でポテンシャルを持ったところでございますから、できるだけ経済の情勢の変化に即応し、また定住構想の考え方にも即しながら整備を進めて、できるだけ所期の目的が達成できるように努力しなきゃならぬ。しかし、ぎりぎりのところでどうしていくかということになりますと、その地域における土地造成等土地のあり方を含めまして、どういったふうにそれを処分していったらいいか、あるいは利用転換とかといったようなことまで含めていかなければなりませんが、まあ遠い先のことでございましょうけれども、できるだけ私どもとしては、こういった、能力的に見ればすぐれた地域でございいますから、できるだけそういうことのないように努力はしなきゃいかぬというふうに考えております。

○志苦裕君 自治省は、決まった仕事にかさ上げをしておればいいわけだから、ということになるかも知れぬけれども、しかし、本元の方で財政需要がずつとこう財政圧迫要因になっているわけです。私も地元の知事とそう細かい話をしたことではないけれども、さっき私が前段に言った、エネルギー基地の問題ですね、あるいは火力の問題。これは、そっちの方にずつと走るのは別に好きじゃないです、余りね。しかし、一方は国の要請その他の要請もあることも確かですけれども、財政圧迫要因になるんですよ。気のきいた企業が来てくれるまで土地を持っているとか、そういうこと

ができたいわけね。毎年借りかえ、借りかえでもうどんどんふくれ上がっていきまさらかね。何でもいいから早く始末したいという、そっちの方の要請で、そういうエネルギー基地にかじを切りかえるという、そういう背景も、やっぱり私は見えていますとあるんですね。もう少しまいりますと余り健全じゃないですね。もう少しがまんでければそんな企業選ばぬでもっと雇用効果の大きいものを選ぶかもしれないですよ。あるいは公害の少ないものを選ぶかもしれないんですが、財政の圧迫要因というものがずいぶんひどくなってくる。

そういうふうに私見るものですからこの問題提起したわけですが、どうですか、ざっくりばらんな話、新潟の——皆さんよく新潟の財政も知っていなさるでしょう。あれ、あんまり正常だとは思わぬでしよう。ほかの県のこととは私わからないうけれども、ずんぶんひどいですよ。どう思いますか。

○政府委員（土屋佳昭君） 私も実態はなかなか見

る機会にございませぬので承知いたしました。おれ
せんけれども、いまおつしやいましたことは、も
うそのとおりだと思つてございます。やはり一
般會計じゃなくて準公營企業というかつこうで金
を借りて土地を造成して売れないということにな
ると、金利がかさむ、それをどう一般會計で処置
するかということになってきますと、財政
に影響するわけでございますから、單に財特法に
よる公共事業の執行の面以外にそういうことがあ
ることは私も十分承知して申し上げておるわけで
ございませうけれども、ただ、とりあえずのところ
は借換債等をもつてつないでいくことをし
ておるわけでございませうけれども、なるべく低利
の金のあつせんというようなことをしながらつな
いでいきますが、将来ずうつとそのままなってい
たらどうかということになると、不安なきにしも
あらずということで申し上げたわけで、どうし
てもその意味では所期の目的が達成できるよう
に、いろいろな方途を講じていかなければならな
いと思ひます。

ただ、そうは申しまでも、まあ企業の立地の

のための意向というものと地元側との意向というのがなかなかうまくいかないということもございまして、いろいろ問題はございます。しかし、私どもとしては、そういった地方団体の財政運営の状況等はなるべく相談を受けながら、自治省としてできる範囲のことは協力をしなければいけないと思っております。

○佐藤三吾君　いま、財政問題を含めて出されましたが、これは後ほど私やろうと思つていたんですが、これは率直に言つて、大分などでも何も県全体が新産都じゃないわけですから。県から見れば一部なんです。そこにそれだけの莫大な投資をして、結果的には県全体が手薄になるじゃないかというところで、大分の県議会のもう自民党の皆さんまで、「大分市を除く議員団」というのをつくつてゐるわけですね。そうして、そこだけに投資をするのはおかしいじゃないかということを議會でばんばんやつておる。こういう状態にいまなつてきてゐるわけですね。それが、優等生かどうかしらぬけれども、下河辺さんは優等生と言つた、その優等生である新産都の大分の実態ですやね。

しかもその中では、さつき申し上げたように公害問題で、第二期工事の一番柱である八号地がデッドロックに打ち上げている。また、生活関連の下水道は、さつきお話しのように、これもまた大変な状態で行き詰まつてきておる。家を建てたいけれども水道が通らぬということで市がストップをかけてゐる。こういうあつてきが出てきておるというのが実態なんです。こういう中で、いまこの新産都の財特法が延長するかどうかという議論になつておるわけだから、そこはやっぱり当然現実を見た上においてどこをどう正していかなきゃならぬかというポイントがなきゃならぬじゃないかと私は思ふんですよ。

ところが、いま出されておる内容を見ますと、大臣の説明では単なる延長と。単なる延長じゃないんですね。いわゆる財政負担の面については、今度はまた減そうと、こうしておるわけだ。そうでしょう。たとえばかさ上げの部分にしても補助

の負担割合の問題にしても減そうとしておる。そういうことで果たしてこの所期の目的が達成できるのかどうなのか。もう一遍これは大臣にひとつ見解をいただきたいと思うんです。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 新産都市の問題は、当時からいろいろ議論があったことは私も承知をいたしております。つまり、その波及効果というものが、いまもちょっとお触れになりましたが、そういうものが一体どこまであるのかという問題。それから、新産都市はおおむね臨海のなものでございまして。そういうことで、当時のことを考えれば、大体太平洋岸に主力が置かれるじやないかと、国土の均衡ある発展の点から見れば問題があるじやないかという議論も相当あったわけでございまして。しかしながら、その過程におきまして、新産都市の立法が行われ、財政措置を講じたわけでございまして。

ちょっと横道にそれますが、私なんか大分に行つてみますと、なかなか優等生じやないかというような感じも、大分については、ほかの地域と比べるとそういう感じがするわけでございまして。

そこで、これから一体どうするんだということになるわけですけれども、先ほどのことを繰り返すようございしますが、また、志吉さんからエネルギーの問題について、今度はエネルギーの基地になるのじやないか、そういうことで内容が変化するのじやないかという御質問もございしました。しかし、新潟地区が全部エネルギー基地になるわけじやありませんので、エネルギーの問題は、石油火力というふうなことになりますれば、石油の事情からいたしましてどうしても転換せざるを得ない。しかし、それに対するところの公害防止については、これはもう本当に真剣になつて火力発電に対するところの公害の発生原因を除くという努力をすることによって、それはそれなりの力になるだろうと思つてございします。そして、東新潟でございしますか、あの地域については、これからのいろいろな企業がそのエネルギーを中心として配置をされるということになれば、

ば、これはやっぱり一つの意味があるのじやないかと私は思つておるわけでございします。そういうことで、今後における産業構造の変革に伴ひまして、いろいろ問題はあつたと思つて、基本的な考え方というものはやはり私は変わらぬものじやないかと、こう思つておるわけでございします。

そういたしますと、この方向というものを時代の変化に即応して、実際的にはいろいろ産業の種類が変わりましても基本的な構想というものはやはり不変であつていいのではなからうか。それに対して財政的な措置を従来同様に講じていくということが現在の日本にとりまして適当であらうと、こう考へて現在御提案をいたしているような次第でございします。

○佐藤三吾君 いま大臣そうおっしゃいますね、これから六十年に向かつて一体どうこの基本計画を進めていくかというの、そういう点については一つも明らかにないんです。財特でもつてこういう公共施設の問題を中心に補てんしていくのだというものは出されておりますが、そのあるべき六十年代——この計画を見ますと、今後十年間を展望しながらあえさ五年間で線を引いて、こういう発想になつておりますが、十年間何をどういうふうにしていくのかという点については、基本計画には全然出されていらない。新産都市・工特の位置づけも不明確。こういう点について、国土庁ひとつ絵を持てているのなら言うてくださいよ。どういう展望を持てているのか。詳細に。

○説明員(平戸正尚君) 先生御指摘のように、これからの五十六年度以降の計画につきましても、計画期間は五年間と考へておりますが、その際、そういう計画を描くについては十年程度の展望のもとに描いてもらいたい、こういうことで考へてございします。基本計画は御案内のとおり関係道県が作成しまして、それを内閣総理大臣が承認するという仕組みになつておりました。この十年間の姿を展望して五年間と言ひますのは、各地

区がそれぞれ自主的にいろいろ考へたいだいで、そういう中で十年後の展望をしつつ五年間の計画をつくつていただきたいと、まあこういうふうに考へております。

それでは、国のベースで見た場合の十年間の展望をどういうふうに行つておるかということですが、私も、実は計量的に詳細なものを持つておらないというのが実情でございします。ただ、関係道県がそれぞれの地域について十年程度の展望していく場合に当たつて参考となるような基本的な考え方、こういうものはまとめたといふふうに考へておりますが、その際ベースになりますのは、やはり現行の国土総合開発計画でありますところの三全総の六十五年の姿。まあいろいろございしますが、たとえばフレームで申しますと、人口は大体一億二千八百万人程度になるのじやないかというふうに行つてございしますし、産業活動の規模としましては、五十年比で見まして六十五年には大体二・四倍ぐらいになるのじやないかというふうな姿を描いております。また、工業の中では、都市型工業の比率が相当拡大していくのじやないかというふうなことが描かれておりますが、基本的にはそういうこと。あるいは、産業という面では、産業構造審議会の通商産業政策ビジョンというふうなものも出ておりますが、そういう将来の産業の姿、こういうものを念頭に置きながら、今後国土審議会あるいは関係各省庁いろいろ御相談申し上げて、そういう基本的な考え方というものをまとめた上で、各関係の道県にお示ししたいというふうに考へております。

○佐藤三吾君 通産省、来ていますか。——通産省は、最近八〇年代の産業構造の展望と課題というのを出していますね。これを見ますとちよつと、新産都市関係との関連で、どういう展望になるんですか。

○説明員(竹野正二君) お答えいたします。いま先生の御指摘にございましたように、通産省におきまして、昨年の三月に八〇年代の通商産業政策ビジョンというものを出しております。これは産業構造審議会から御報告をいただいてまとめたものでございします。それによりまして、八〇年代には国民のニーズの変化とかあるいは国際経済環境、特に資源とかエネルギーをめぐる情勢が非常に産業構造というふうなものに影響してまいりまして、今後は技術の集約化あるいは高付加価値化というふうなものに変化していくと、こういうふうに見ているわけでございします。

生産構造で見ますと、第一次の産業が農林水産業を中心としてウェートを低め、第三次産業がサービス業を中心としてウェートを高めていくであらうということもございします。第二次産業につきましては、ほとんど横ばい、変わらないと見られておりますけれども、その第二次産業の中でも主要な部分である製造業の中で見てまいりますと、鉄鋼とか化学というふうな基礎資材産業あるいは繊維、紙・パルプなどの生活関連産業は、依然として、その重要性には変わりはないと見られます。総体的には一般機械とか電気機械、輸送機械などの加工組み立て産業のウェートがだんだん高まってくる、こういうふうに見ております。

産業構造全体としては、知識集約型産業が主導産業として発展をするということもございまして、個々の産業界の中におきましても知識集約化が推進されるというふうに見ておるわけでございします。

○佐藤三吾君 いま通産省から今後の産業構造のあり方の問題が提出されたが、いま申し上げた第三次産業を中心にしてはいたが、とりわけ高度加工型、知識集約型という産業が望ましいと、こゝう言つておるわけですか。いまの新産都市の実態から見て、工特を含めて、そういう方向に展望が持てますか。

○説明員(平戸正尚君) 新産・工特地域は全国で二十一ございしますが、地区によって、産業の状

人員だけでやっていますね。興人は倒れました。倒産しましたね。そうして、これはいま更生に入っていますね。佐伯造船が、これがまた倒れまして更生に入っていますね。二平合板が、これが倒産しまして、いまだ更生の手続をしておる段階なんですね。

そういうのを見ると、たとえば二平の場合には、二つの日本の代表的な物産がからまっています。そこで、言うならば外材の価格高と合わせて今度は住宅産業が傾斜したものですから、そういうことを理由にしてさつと引き揚げちゃうと。これはおかしいじゃないかということ、引き揚げだけとまって、いま保全管理に入っています。佐伯造船も石播なんです。石川島播磨。ここも言うならばもう造船不況を理由にして引き揚げていく、そのために倒産。ところが今度は造船の方が好況に向かっていた、受注ができてきた。そうしたら何と言っているかという、言うならば労働組合のたちがよくない。総評だからだめだと。それを理由にして今度は管財人がやめちゃう。こういうことでいま大騒動なんです。

余りにも誘致産業が、企業の論理かもしれませんが、社会的に納得できないような理由で次々に手前勝手なことをやる。こういった問題について、私は、これだけの国家投資をし、市町村の財政投資をしてつくっていく中では、もっとやっぱり地域社会に対する責任を感じべきだと思うんです。また、それに感ずべきようなものが理由経済の中でもきちっととられる方向の中で新産都を進めるとか、こういうものが伴っていないと、調子が悪くなると——これは言うならば大分の地域とは関係ないわけですね、経済構造の変化というものは、それでもってさつとさつとやられたものではなかったものじゃない。こういった問題は、私は、これは大分だけではなくて次々と起こってきておるのではないかと思うのですが、こういう問題について、一体大臣はどういうふうな決意、理解というものを持って対処しておるのかお聞きしたいと思うんです。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 誘致企業が倒産をする、あるいは事業を縮小する、これは地域社会にとつてきわめて重大な問題でございます。したがって、誘致企業についてその地域の責任者がそうした事態に対応いたしまして、これにどう対応するかという点については、誘致企業と本間に真剣に話し合つてみなければならぬ問題だと思ひます。第一段階としては、そういうことであらうと思ひます。もし、それがなかなか成功しにくいときには、やっぱり企業を担当しております中央の、あるいは通産省でございましてかあるいは国土庁も入るかも知れませんが、そういうところの連携をとりながら、本社との間の話を進める、こういうような具体的な措置によりましてこの問題は解決するよりほか、いまのところは手がかりではないかと思ひております。私なんかの経験でも、そうした事態がございましたが、そうした方法によりましてかわりの企業を、同列会社でもって経営をしていくという方向転換をしたような事例もあるわけでございまして、これは誘致をした地域社会においての責任者が、誘致企業と十分な話し合いをしてやってく、そしてこれに対して中央もバックアップしていくと、こういうことで具体的な事業を解決していくよりほか、いまのところは道がないのではなからうかと、こう思っております。

それから、さっきの、少し減らしたのよろしくないのじゃないかということでございますが、おっしゃる点は私もわからぬわけではありませんが、財政的な背景というものが当時とはまた違つてきたので、これに適應して若干の引き下げをしたということとひとつこれは御理解を願ひたいものだと思っております。

○佐藤三吾君 その財政的な背景が違つてきたというのは、国の財政の背景が違つてきたというのですか。自治体の方は、借金財政がどんどん高まつてきておるわけだからね。だから、そういう面から見ればむしろ手厚くすべき方向ではないんですか。どうですか。

○政府委員(土屋佳照君) 仰せの意味はよくわかるのでございますが、私は、国の財政事情を特に申し上げたわけではございませんで、十六年間かかって延長ももう再度でございます。そういう中で、地方団体の実情を見ますと、財政力指数もかなりなところが高がつてきておるということでございます。まして、やはり財政力の高いところにはある程度がまんをしてもらうという方策もこの際は考えざるを得ないといったようなことで、いろいろと議論をした結果、こういうことになったわけでございます。しかしながら、それによって非常に大きく影響を受けて今後の整備に困るといったようなことではわれわれとしても納得できませんので、その点では大きな基本的な枠組みは変えない、この程度のものであれば十分今後のものに整備を行うに後追いができるという考え方のもとにこういった制度にしたわけでございます。

○佐藤三吾君 まあ納得できない部分があるんですけどね。これはひとつ、今後新産都を進めていくとするならば、当然私は財政面でも無理な事態が出てくると思うので、そこら辺はひとつ実際運営の中ではそういうことの起こらないような措置をとってもらいたいというふうに思っております。要望しておきたいと思ひます。

問題は、誘致企業の問題で、先ほど大臣から見解ございました。しかし、これはいまの自由経済の中ではなかなか政府といえども律することができない部分を持つておると思ひます。しかし、余りにも、私がさっき申し上げたように、この労働組合はだめだ、この労働組合に入らぬからけしからぬとかいうような理不尽な企業については、私はやっぱりきちつとしなきゃならぬと思ひますよ。

そういう問題であるとか、それからもう一つ言え、これだけの地方財政を投資した、そして立地条件をつくつてきて、そのために生活関連の地域住民の施設がおくれて大変な迷惑もこうむつておる。そういう中でも地域経済の繁栄ということとを前提としながら求めてきた地域の住民の皆さんに、いや企業の論理の方が優先するのだと、こう

いうことでやられたのではこれはたまたまのものやないと思う。こころは私は、やっぱりこういう誘導策をやるというところについては、私は是非かという問題についていろいろ議論はあります。時間がございせんからききようは議論しませんがね。それをやる者の責任がきちつとしていかなきゃならぬのじゃないかと思ひます。それが自治省か国土庁か通産省かわかりませんが、いづれにしても、そこら辺の問題について、今後はきちつと主管大臣として明確にしていきたいと思います。いかがですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 地方で解決する面もありまけれども、どうしても中央段階において問題を処置しなけりやならぬという場合には、具体的な事例については私といたしましても関係省庁と連絡をいたしまして、努力をいたしたいと考えます。

○佐藤三吾君 環境庁来ていますか。——一つだけ聞きます。

今度十年延長という公害防止事業のあれが出ていますが、下水道事業に対して、国庫補助負担とか、中で対象事業が拡大されていせんね。都市下水路、終末処理場、特定公共下水道、こういったところについては適用になっていきますが、用地取得や管渠設置事業等が除外されたまま出されておりますが、これは地元の面から見ると非常に強い要望を持つておるわけですがね。そのために下水道の終末処理場ができないで工事が遅延しておるという原因にもなつておるわけですよ。こころの問題、どうしてこの際拡大しなかつたのですか。また今後どういうふうに対処しようと思ひますか。

○説明員(清水良次君) このたびの財特法の延長に際しましては、地方団体あるいは関係省庁といろいろこの内容についての検討を加えたわけでございます。結論的には、国の財政事情もございまして、まずこの法律延長をすることが第一義ではないだろうかということで、ただいまのような形で御提案を申し上げておるところでございます。

ます。

御指摘のように、下水道の整備、公害対策、とりわけ公共用水域の水質の汚濁対策につきましても、非常に効果が高いものではございますけれども、これは公害防止計画地域だけではなくて、全国的に処理人口普及率が三〇%未満といったような状況でございますので、これは下水道の整備率を早急に全国の都市を通じて引き上げていく必要があるということで、いわば事業の総量を確保することが急務というふうに考えていた次第でございます。こうしたことで、全国的に下水道整備の推進を図るということで、御指摘のように、流域下水道あるいは公共下水道につきましては、水質汚濁の防止に直接寄与する終末処理場の整備について特段の厚い措置が講じられているところでございますけれども、御指摘いただきました管渠につきましても、これにつきましては普通の公害防止対策事業に比べまして高率の補助率によっているというようなこと。それからまた、この公害の財源を根拠にいたしまして、特に地方債につきましても政府資金の優先充当でございますとか、あるいは地方債の元利償還について基準財政需要額へ算入される措置があるといったような特別な財政措置があるということで、現行のまま延長をすべく御提案を申し上げた次第でございます。

○佐藤三吾君　しかし、せっかく今度の改正に当たって、地元の方から強くこの点は要求されて、そしてそのことが終末処理場のものの建設をおくらしている原因になっておるということになれば、当然私はやっぱり改正の際にそこら辺を検討すべきじゃないかと思うんです。この問題、もうここで議題として出ておりますから、どうとは言いませんけれども、今後の問題としては、やっぱりこの問題を対象事業として拡大する検討をぜひひとつやってもらいたい。

○説明員（清水良次君）　先ほど申し上げましたように、このたびの延長に際しましていろいろと検討をいたしました結果ではございますが、これから

らの水質管理をいたしていく上におきまして、下水道の整備が不可欠のものでございますので、われわれといたしましてもなお検討をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君　ちよつと最後に、きょうの問題と違いますが、二、三文部省と労働省に聞いておきたいと思ひます。

昨年の五月の八日、十二月の十七日だったと思いますが、私が学校給食の問題で職業病、労働安全の問題を取り上げたんですが、田中文化大臣から、五十六年度直ちに調査に入ると、こういうお話がございました。ところが、なかなかそうなのではないということなのでございますが、これは一体、大臣のこの発言というのは、事務当局において否定されるべき性格の問題なのかどうなのか。そうでないといふれば一体どういう考えなのか聞いておきたいと思ひます。

○説明員（奥田興志清君）　先生ただいま御指摘の件でございますけれども、昨年の十二月の決算委員会におきまして、大臣の方から、学校給食調理員の労働安全衛生問題等につきましても、五十六年度、来年度に調査をするというふうに申し上げたわけでございます。私どもは、この問題が非常に重要であるということから、特に先生御指摘の御紹介くださいました色々な資料等ございましたので、そういうふうなものを検討もし、またあとの質疑の趣旨も踏まえて、さらにまたこの問題は、先生もあの際御指摘でございましたけれども、労働省とも関連する事項でございますので、現在労働省とも相談しながら来年度におきまして適切にこの調査はしたいという方向で取り組んでいくところでございます。

○佐藤三吾君　そうすれば、大臣約束どおりやるわけですね。

そこで、労働省。これもやっぱり同じく決算委員会、地行でも取り上げた問題ですが、一体労働省というのは労働者の安全の問題についてどう理解しておるか私にはわからなくなってきたんです。あれだけ職業病が発生しておる。そして、

労働安全施設の実態が、文部省の体育局長の答弁じゃございませんが、ほとんど実態調査をやっていない。安全違反件数が累増しておるという実態もあなたお聞きになっておるわけですね。そういう実態があれば、私は、直ちに立ち入り検査をやられ、そして調査をすべきだと思ひます。人の命にかかわる問題ですからね。ところが、なかなかそれらに手をつけていない。

私の方で、奈良県の橿原市とそれから桜井市の実態をちよつと発表しますが、橿原市の場合に、給食数が小学校で千二百七十二食なんです。二十校あるわけですが、それに対する調理員数が六名。そして、調べたところ、この冷凍食品の調理の際のやけどとか洗剤によるかぶれとか、さらに施設を調べてみますと、学校給食事業における安全衛生管理要綱に基づいて調べてみますと、二十五項目にわたる安全違反が明らかになっておるんですね。桜井市の場合もそうですが、これは五千八百食です。これを調べてみますと、やはり三十一項目にわたる安全違反が明らかになっておる。

時間がございせんから内容申し上げませんが、こういった事実は、先般私が決算の際にも幾つか問題を挙げましたね。こういった問題が起これば直ちに現地の立ち入り検査に入って、そして労働者の命と健康を守る意味でもやるのがあなたの義務じゃないんですか。こちら辺をきちんとしていただきたいと思います。

○説明員（山田正美君）　先生御指摘のとおり、給食現場につきましてもいろいろ問題があるということにつきましては、お話もありましたし、私どもそれなりに全体の監督指導の能力の中である程度は実行しているつもりでございますけれども、率直に申し上げまして、従来必ずしもこの面十分に把握しているというようなことでなかったという点は認めざるを得ないと思ひます。

それで、文部省からのお話がありましたように、五十六年度において、その実態把握につきましてやっというところ、私どもも文部省

に参りまして実は御相談をしております。したがって、全体的な把握につきましてはそういうことで進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、あわせて、お話のございました個別事案につきましても、実態の把握に際しましてそれぞれ現地において対応させるというふうに努めてまいりたいと思ひます。

○佐藤三吾君　最後に、もう一つあわせてお願いしておきたいと思ひますのは、昨年彦根の清掃現場でガス中毒で三人亡くなりましたね。その途端に、防毒マスクというのですか、あれが彦根だけじゃなくて滋賀県内の店屋から京都周辺まで、一遍に消えたというんです。言うならば、それが全然常備していなかったわけですね。あわてて買いあさって、京都、滋賀県ではなくなったというんです。ところが、十二月二十七日には今度は千葉県の市原でまた二人同じような事態で亡くなった。こういった清掃現場についても労働安全というものがほとんど守られていない。そういう施設整備がやられていない。こういった点について、立ち入り検査をやっておるのか。同時に、この二つの犠牲の上に立って直ちに全国的調査をやったのか、やるのか。それだけ聞いて私の質問を終わりたいと思ひます。

○説明員（山田正美君）　御指摘の点でございますけれども、私ども、このような事故を——もちろん発生いたしましたそれを調査したわけですが、いろいろ問題が出てまいりました。したがって、そういう問題に即応いたしました対策をとるように、それぞれ各都道府県の局長あてには通達を出しておりますし、来年度におきます行政上の重点対象といたしまして、これらの対象を特に重点的に監督指導を行うという方針で進めているところでございます。

○委員長（亀長友義君）　午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時十分開会

○委員長(亀長友義君) たいだいまから地方行政委員会を再開いたします。

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和泉照雄君 午前中もいろいろと新産業・工特の法案の質疑があったわけですが、私は角度を変えていろいろお尋ねをしてみたい、このように思います。

まず第一点は、新産業・工特促進法が制定をされてからもう十五年経過をしておるわけですが、この間、当時の環境と開発理念などが現在大きく変化していることは事実だと思います。そこで、今日の時点で、新産業・工特の基本理念をどのようにお考えになるか、それをまず大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 新産業・工特が十五年前に発足をいたしましたときは、都市に産業が集中し、過密の状態になっておる、しかもまた、どんどん人口が都市に集中をいたしまして、地方がだんだんとさびれてきておる、こういう状態は決して健全な状態でないもので、やはり地方にも就労の場を拡大するという意味において産業を再配置をしてそして国土の均衡ある発展を図らにやならぬ。それについては、拠点都市をつくりましてその波及効果によって地方の繁栄を図ろうと、こういうようなことで新産業都市構想というものが生まれてきたと考へておるものでございます。

そういうことで施策を講じましたが、午前中も申し上げましたとおり、いろいろな施策を講じましたものの、目標はまだ達成しておらぬわけでございます。目標に達しておりませんので、これをさらに推進をせしめなければならないのが一点。

それから、経済情勢、社会情勢が大きく変化をいたしましたので、別に考へるべきじゃないかと

いう立論も成り立つと思ひますけれども、基本は、日本の均衡ある発展を図らにやならぬ。過密をできるだけ解消して、そして人口の分散もするというような命題はいまなお厳然として日本としては存在しておるわけでございますので、その観点からこの施策というものをさらに継続してやっていく必要があるだろうと、こういう観点からこれを延長し、また財政的な援助もいたして推進してまいりたいと、こういう構想のもとに今回御提案をいたして御審議を願つておるわけでございます。

○和泉照雄君 今回の法案では、若干の財政力の調整による手直しだけで延長をされておるようでございますが、新産業・工特の現状、成果、今後の役割などについてどのような分析を行っているか、お伺いしたいと思います。

○説明員(平戸正尚君) お答え申し上げます。

まず、新産業・工特、この十数年間の成果の点でございます。成果の点につきましては、私も、工業出荷額の現状あるいは人口の伸びあるいは施設の整備状況と、こういった観点からいろいろ分析を行いました。まず工業出荷額の点につきましては、四十年から五十三年の数字で申し上げますと、全国では五・六倍の伸びになっておりますが、新産業・工特地区では六・六倍ということになっております。全国の工業出荷額に占める新産業・工特地区の出荷額のシェア、これで見ましても、四十年の一四・一％から一六・八％というふうに相当のシェアアップをしております。これは一つの成果ではないかと考へております。こういう形で工業集積は着々と集積の度合いを高めていくということが言えるのかと思ひます。

それから人口の点でございますが、四十年から五十五年までの数字で分析してみますと、全国では一八％の増になっておりますが、その中にあります新産業・工特地区では二二％の増ということになっておりまして、人口の対全国シェアで見ますと、一四・四％でありましたのが一四・九％というところになっております。この四十年代は特に

地方から大都市圏への人口の流出期でございますが、そういう中であつて新産業・工特地区で全国を上回る人口増を見ているということは一つの成果ではないかというふうに考へております。

しかしながら、最近の状況を見ますと、四十八年の石油ショック以後の経済情勢を反映しまして、工業出荷額、人口ともに伸び悩みが見られます。

また、施設の整備水準でございますが、これにつきましても、計画で定めております施設整備の進捗状況は非常によくなつておりまして、五十五年の計画ベースで見ますと約九〇％というところまでできております。しかしながら、絶対的な施設整備の水準というのがもとと低うございまして、いわばストックの点から見ますとまだまだ施設整備を続けていく必要があるということでございます。特に下水道とか一人当たりの都市公園面積、こういったもので見ますと立ちおくれが著しい、こういう現状でございます。

ただいまの成果及び現状分析でございますが、今後の役割という点でございますが、やはり新産業・工特制度、先ほど先生御指摘のように、地域開発といひますか国土開発の理念はいろいろ変わつてきておりますし、それに応じてまして全国総合開発計画も旧全総、新全総、三全総というふうに変つてはまいっておりますが、依然として国土の均衡ある開発発展と国民経済の発達ということは重要な理念、基本的に変わらない理念でございます。こういった理念に新産業・工特制度が非常に寄与し得ると、こういった意味において今後とも新産業・工特制度を続けていきたい。ただし、御指摘のように、社会経済情勢の変化というのはございしますから、五十六年度以降の計画をつくる際にはそういう変化も織り込みましてできるだけ現状に合った将来に展望の開けるような計画に持っていくべきだというふうに考へております。

○和泉照雄君 新産業・工特の建設整備というものは、いまおっしゃつたとおり、第一次全国総合開発計画、といひますと拠点開発方式による地方の

都市づくりと、こういうことで、それから新全総、三全総というふうに国の都市づくりが變つてきておることはもう御承知のとおりであります。この新産業・工特というのは、高度成長時代の親法ともいふようなそういう位置づけでございますので、この開発方式を抜本的に變える、見直すという作業が行われて当然ではないか。これをなせしなかつたのか。その理由は。

○説明員(平戸正尚君) たいだいまの点につきましては、私も国土庁内の検討及び国土審議会における検討をいたしてまいりました。その検討の過程において、御指摘のように、三十七年に策定された旧全総、それから四十四年に策定された新全総、それから五十二年に策定された三全総というふうに全総計画は變つてきておりますし、その中における開発の理念なり方式というのは變つてきております。

御案内のとおり、三十七年の旧全総において拠点開発方式というのがとられてまして、それを実現する一つの有力な手段として新産業・工特制度が誕生したことは事実でございます。しかし、それが新全総においてどういう位置づけが与えられたかということを見てもまいりますと、新全総においてはその拠点開発方式は必ずしも否定されておるというものはございません。やはり開発方式というのは、そのときそのときの社会経済情勢の變化と、そういうものを勘案いたしまして、過去の反省に立ちまして不十分な点を補充していくと、そういういわば歴史的な積み重ねというふうに理解されます。したがって、旧全総の拠点開発方式では十分でないという点を新全総において補充しまして、一般的に言われます大規模プロジェクト方式とかあるいは広域生活圏構想と、こういったものが出てまいりまして開発がなされてきたわけでございますが、その前提としては、あるいはその中に埋め込まれているものとして拠点開発方式に基づく新産業・工特制度があつたというふうに考へられます。それが三全総に至りまして、三全総におきまし

ては自然環境、生活環境、生産環境、こういう人間居住の総合的な環境を整備していくということで開発方式が位置づけられておりますけれども、その中におきましても、やはり国の果たすべき主要計画課題というのがございまして、その中で新産・工特制度は、国土利用の均衡を図るための基盤の整備というふうな項目に位置づけがなされております。したがって、そういう位置づけに従って経済情勢とか地域の実情、こういった面を勘案しながら引き続き建設整備を推進していくことが位置づけられているというふうに私も結論に達しまして、今回延長をお願いした次第でございます。

○和泉照雄君 国土審議会の意見の中で、企業の立地のおくれ、工業出荷額、人口の目標が大きき下回っていること、それから施設整備水準の低位など多くの問題があるとしながらも、新産・工特の建設は雇用吸収力の大きな産業の導入、周辺地域への波及効果を通じて人口の地方定住を促進をし、ひいては三全総の定住圏構想を実現するにあると、このように言っておりますが、また、同地域の今後のエネルギーの問題に対応するとともに、望ましい産業構造を実現するために産業立地面からも大きく貢献する可能性も持っていることを指摘しておるようであります。

まず、雇用吸収力の大きな産業の導入とはどのような業種なのか、そのような企業の立地の可能性は実際あるのかどうか、お伺いいたします。

○説明員(平戸正尚君) 「雇用吸収力の大きな産業の導入及び周辺地域への波及効果を通じて」というふうに国土審議会の意見書ではなっております。ここで「雇用吸収力の大きな産業」といいますのは、具体的にこれとこれというふうな限定的な考え方はいたしておりません。地域の実情に応じて導入可能な、あるいは導入が望ましい産業を導入していくと、こういうことというふうに理解しておりますが、何といたしまして、地方においては雇用の場の創出ということが非常に現実に深刻な課題になっておりますので、そういう地方

の雇用、いわば雇用吸収力の大きな産業の導入というところで集約したというふうに理解しておりますが、具体的に申しますと、たとえば機械工業とか電機あるいは電子工業その他の高度組み立て型工業等を想定いたしております。

それから、それではこういうふうな高度組み立て型工業等が導入できるのかどうかという御質問でございますが、御指摘のように、高度成長期において見られたような活発な企業立地というのは今後なかなか期待できないというところは事実でございますが、三全総の定住圏構想を推進する上では、何といたしまして雇用の場の創出ということが重要な課題である。そういうことからしまして、今後とも、この新産・工特制度はもとよりでございますが、それ以外にも関係各省の各種の施策がございまして、そういう施策の活用あるいは関係地方公共団体の努力等によってこういう雇用吸収力の大きな産業の導入を実現していかねばならないというふうな覚悟を持っておりま

す。

○和泉照雄君 次は、周辺地域の波及効果を期待しておるような文章でありますけれども、果たしてできるのかどうか。

○説明員(平戸正尚君) 周辺地域への波及効果を十分に上げるということが、なかなかむずかしい問題だというふうに考えております。私も、これまで十数年間の新産・工特制度の現状、実績を見てみますと、率直に申しまして、所期の効果が完全には上がっているというふうには考えておりません。しかしながら、私も実は五十五年に関係道県の協力を得まして一つの調査をいたしました。

これは具体的に申しますと、新産・工特関係の道県の新産・工特地区に進出している企業六十八社を選びまして、その企業の一次下請及び二次下請の事業所がどういう地区に立地しているかというふうな調査をしてみました。一次下請及び二次下請の事業所の総数は——この六十八社の一次下請、二次下請でございますが、合計九千八百八十八社

ございました。そのうち新産・工特地区内に立地しております事業所が四千四百八十四ということ、全体の四九・四％、約半分ございました。そのほか、同じ道県内の新産・工特の地区外及びその道県の近隣接県内というのが合計二千四百六十六社ございまして、非常に大ざっぱに申しますと、全体の四分の一というものがそういう地区外に立地しているというふうな実情が出てまいりました。この四分の一の地区外というのはいわば一つの波及効果ではないかというふうに私も考えておる次第でございます。

もとより波及効果といったしましては、その進出企業のいわば対等の取引先といえますが、取引関係の企業の立地とか、あるいはそれが一次産業三次産業にどういう影響を与えるかといろいろございまして、先ほど申しました進出企業の一次下請企業、事業所がどういうふうに分布しているかというの、一つの波及効果の事例であろうというふうに考えておまして、波及効果、いろいろ御議論はございまして、ある程度の波及効果はある。今後、五十六年度以降におきましても、こういう波及効果をできるだけ大きくしていくというふうな方向で計画の作成に当たってまいりたいというふうに考えております。

○和泉照雄君 国土審議会の意見の中では、新産・工特の建設を推進をして、三全総の定住圏構想を実現すると、このようにありますけれども、新産・工特の見直しをせずに、どのように定住圏構想と関連をさせるのか、それが第一点。

新産・工特の三全総における位置づけというものはどのように考えておられるのか、これが第二点。お伺いします。

○説明員(平戸正尚君) 三全総における新産・工特の位置づけという点でございますが、この点につきましては、やはり三全総の開発方式である定住圏構想、これを推進していくと、過密過疎に対処をしながら地方の振興を図っていくと、こういうふうな観点から、自然環境、生産環境、生活環境と、こういったものを総合的に整備していくわけ

ですが、その際、何といたしまして前提になるのは、やはりそこで人が定住できる条件、すなわち職場というのが非常に大きな要素を占めるというふうに考えております。

その職場を提供するための各種の施策、いろいろ三全総のもとでの施策でございますけれども、新産・工特制度というののも各地方に開発の拠点を建設整備しまして、その集積の効果を広く及ぼしていくと。先ほどお尋ねのありました波及効果というのが一つ大きな問題でございますが、そういうふうな波及効果をできるだけ及ぼして各地区に職場を創出していくと、こういった関係にあると思いますので、いわば私も三全総の定住圏構想推進の一つの手段であるというふうに位置づけしております。

したがって、私も、新産・工特制度は今後どうあるべきかということで、これまで果たしてきた成果あるいは現状、それから今後果たすべき役割と、いろいろ分析検討をいたしまして、その結果として、やはり新産・工特制度はこの三全総のもとにおいても妥当するものというのか、三全総において位置づけられているものであるし、今後ともこの建設整備を進めていくべきである、こういうふうな考え方をさせていただきます。ただし、それはこの十五年間の歴史を顧みないということではございませんので、その間における社会経済情勢の変化とか、あるいは、場合によってはエネルギー問題を中心にした国際環境の変化、こういったいろいろの変化を織り込みまして、一定の方向づけを行った上で新しい計画を立てていきたいというふうに考えております。

○和泉照雄君 次は、新産・工特地域が今後どのようにエネルギーの問題に対応ができるのか。

○説明員(平戸正尚君) 国土審議会がこのエネルギー問題に対応すると、そういった点で、産業立地面からも大きく貢献する可能性を持っているというふうな意見を具申しております中身としましては、今後のエネルギー問題を考えっていく場合には、一つはやはり石油代替エネルギーというもの

をどう位置づけていくかということが非常に大きな問題でございますし、あるいはまた省エネルギーということも非常に重要な課題かと思ひます。

新産・工特地区におきましては、これまでの建設、整備によりましてある程度まで産業基盤整備といふのが進んでおりますので、わが国のほかの地域に比べて相対的には相当有利な立地条件を持つてゐる。そういうところにおいて、たとえば石油・石炭の混合燃料とか、あるいは重質油の分解装置とか、あるいはLNGの基地とか、あるいはLNGの基地ばかりではございませんで、その波及関連産業といふのも将来出てくるかと思ひますが、そういうもの。あるいは、ある程度遠い将来の問題としてはオイルシェールとかタールサンドとか、そういった問題が出てまいります、そういうプラントあるいは施設の設置の、立地面でそういうプラントを設置する余地があると、そういう意味で産業立地面からも貢献する余地があると、こういうふうに考えた次第でございます。

○和泉照雄君 「望ましい産業構造を実現」とありますけれども、どのようなものなのか。同地域が産業立地面からも貢献する可能性があると、このように述べておられますけれども、高度成長型の産業基盤の上で望ましい産業構造の実現が果たして可能なのかどうか。

○説明員(平戸正尚君) 国土審議会の意見書で、「望ましい産業構造」という言葉を使っておりますが、基本的にはこういう内外環境が変化することにおきまして、国民のニーズに適切に対応していくためには産業構造が望ましい方向に導かれる必要がある、基本的なそういう認識を持って書いておるわけでございます。具体的には、後で申し上げますけれども、ここで書いておりますのは、い

ざれている新産・工特地区というのがその立地の受け皿になるのじゃないか、こういう意味で書いてございます。

それでは、「望ましい産業構造」とは何かということでございますが、国土審議会における議論といたしましては、産業構造審議会の八〇年代の通産政策のビジョン等に描かれております一言で抽象的に申し上げれば、創造性の発揮を基調とした高次の知識集約化の推進と、こういうふうな基本的な認識のもとに議論が行われてきたというふうに承知をしております。

それから、高度成長型の産業基盤、これが今後の望ましい産業構造を実現する上で果たして役に立つのかという点でございますが、望ましい産業構造といふものを考えます場合におきまして、基本的にはその高次の知識集約化と申しますが、現実問題として、鉄鋼とか石油とか石油化学とか、そういう基礎資材産業の重要性というのは依然として変わらぬのじゃないかというふうに考へておりますので、道路にしましても空港にしましても港湾にしましても、やはり従来の産業基盤の重要性も同様に変わらぬのじゃないかというふうに考へております。

ただ、先生御指摘のように、産業構造の変化に対応したそういう産業基盤の重点の変化、たとえば港湾よりも空港とか、そういった意味での重点の変化といふのは地区によっていろいろ出ているかと思ひます。その点につきましては、五十六年度以降の新計画におきまして、これを作成する段階におきまして十分に検討してまいりたいというふうに考へております。

○和泉照雄君 地方公共団体からは、新産・工特財特法の延長のほかに、制度そのものの見直しに対する要望もあつたと思ひますけれども、今回の改正案については、それらの点が改善をされてい

○政府委員(土屋佳昭君) 今回の財特法の延長に当たりましては、自治省としても財政特別措置の

あり方について、関係省庁や地方団体の意見も聞いて全般的にいろいろな角度から検討を加えてまいつたわけでございます。私どももいたしましては、新産・工特地区の整備は、基本的にはなお所期の目的、目標が達成されるに至つていないと、そういう認識に立つておりますが、それはそうといたしまして、やはり財政特別措置を講じながら整備を進めてきたこの十六年間にそれなりの成果は上げてゐるということ、それから地域によつて差異はございますが、各地域の経済力や財政力も創設時に比べて高まつてゐるということ、そういった事情にかんがみまして今回のような措置をとつたわけでございます。財政特別措置の基本的な枠組みをさらに拡大し、強化しなければならぬいほどの状況にはないという判断に立つたわけでございます。

また、地域整備のための事業について見ても、基本計画に基づいて関係地方団体が実施する基幹的な事業で財政負担の大きなものはすでに対象事業とされておるわけでございます。さらに、財政特別措置において用いられておるものもその基準数値についても、今回これを改めるような特段の理由はないと判断しておるわけでございます。関係の地方団体からは若干条件の変更等についても話はあつたようでございますけれども、非常に強い御意向は延長についてということでございます。私どももいろいろな点について検討はいたしたわけでございますけれども、今回はお手元に提案いたしましたような内容で足りるのではありませんかという判断をいたしました次第でございます。

○和泉照雄君 その要望の中で、たとえば財政力の弱い市町村のための特定事業について、通常市町村が負担し得ると認められる額の標準財政規模に占める割合が現在十分の一とされてゐるが、これを引き下げていただきたいという要望については、検討されたことがあるのかどうか。

○政府委員(土屋佳昭君) 市町村の標準負担額については意見はございました。そういった点について私どももいろいろ検討したわけでございます

が、御承知のように、この制度の創設時の決算から見まして、市町村が財政特別の対象事業に通常充当しております標準的な一般財源の負担が標準財政規模の一〇〇程度であるということから設定されたという経緯がございました。その後の実績を私どもも見てまいりまして、現在でもこの率で適当であるという考え方に立ちまして、特別これを動かすということとはしなかつたわけでございます。

○和泉照雄君 次は、市町村債への利子補給の創設についてはいかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 市町村債への利子補給ということについても、一部には意見がございました。その点につきましても、現行制度で市町村については、まあ利子補給ということではなくて、国庫補助事業についてかなり高率のかさ上げ措置を講じておるわけでございますから、さらに別途市町村債への利子補給をあわせて行うという措置までこの機会に講ずる必要はないであろうという判断に立つて、この点も見送つたわけでございます。

○和泉照雄君 財特法の対象事業の拡大についてはいかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 対象事業の拡大につきましては、社会教育施設なり社会福祉施設とかあるいは高等学校等の整備事業も対象事業として追加してほしいといったような要望もございました。しかし、現在財政特別措置の対象としております事業は、基本計画の上で基幹的な事業、普遍的な事業で、事業費なり事業量のウェイトが高くて大きな財政負担となると考えられてゐるものでございまして、原則として、法律に基づく補助事業ということにされておるところでございます。

いま申し上げたような諸事業についても要望があつたわけでございますが、これはそれなりに地方団体がそれぞれ実施をしてきておるわけでございます。まあそれぞれの一般財源等からそれは支出しておるわけでございます。今回の延長に当

たつて対象事業をどうするかということで議論はしましたけれども、あえて現在の対象事業を変更して広げるというだけの事情はないと考えられましたので、現状にとどめたということになったわけでございます。

○和泉照雄君 衆議院でも、議論の中では、八〇年代の産業構造は、従来の基幹資源型工業も重要ではあるけれども、雇用吸収力の大きな、付加価値の高い知識集約型の産業を導入をし、これによって三全総の開発計画の定住圏構想を推進すると、このように答弁をしておられるようですが、それが、それならすでに新産・工特のこれまでの開発方式は質的に変化しているのであって、たとえば新しい時代に呼応する新産・工特の対象事業についても見直しをすべきではなかったかという、そういう疑問が起るわけでございますが、これはいかがですか。

○説明員(平戸正尚君) 新産・工特地区に今後どういう産業を導入していくべきかと、そういった御議論は、おっしゃいますようにございました。実は、この新産・工特制度は、基幹資源型工業の導入というのを第一義的に考えておったことは事実でございますが、それと同時に、関連産業の導入、まず基幹資源型工業が入りまして、その波及効果といえますか、そういう観点から関連産業が入ってくると、導入してくると、こういうふうなことを当初から考えておったわけでございます。その関連産業の導入の面で特に当初考えました目標から見ると、相当低位にとどまっておるということがございまして、今般の基本計画の改定に当たりましては、そういう関連産業の導入ということを雇用吸収力の大きな産業の導入というふうな言葉で表現いたしまして、その内容につきましては、基本的には機械工業とか電子電機工業、そういった高度加工型の、あるいは高度組み立て型の工業を中心に考えていこうと、こういうことで考えたわけでございます。

この場合に、産業基盤というのをどういうふう

に基本的には道路にしましても、空港、港湾にいたしましても、基本的にはやはり重要性を持つているのじゃないかというふうに考えております。ただ、地域によりまして、そういう産業を導入するために特にこういう産業基盤の整備が先決だと、こういうものがございまして、計画の段階でいろいろ勉強をしていきたいというふうな考えでおります。

○和泉照雄君 次に、通産省にお伺いをします。工業再配置の問題について若干お伺いをいたします。

三全総でうたわれている人口の地方定住によって過密過疎の問題を解消して、住みよい地域社会をつくるという目標に沿って、地方自治体が中心になって全国各地で工業団地の造成を行って、大都市からの企業誘致を図ってきましたけれども、長引く景気停滞から昨前半まではかなりの工業団地の売れ残りが目立ってきたというふうであります。後半になって、自治体の努力と景気の若干の回復によって少しずつ企業進出が上向してきたようであります。

そこで、最近の工業団地の売れ行き状態と今後の見通しについて、通産省はどのように把握しているか、お伺いをいたします。

○説明員(竹野正二君) 先生御案内のように、売れ残り団地といえますが、最近景気も上向いてまいりまして少しずつよくなっているわけでございすけれども、現在、当省において調査したところによりまして、五十四年九月三十日現在の数字でございますが、全国の工場団地が数で千四百六十一ございす。この千四百六十一の工場団地の面積は約十萬一千ヘクタールあるわけでございす。この十萬一千ヘクタールのうち、道路とか緑地とかというふうな関連施設面積を除いた面積が工業用地の面積と、こう言っておるわけでございすけれども、これが六萬九千ヘクタールでございます。この六萬九千ヘクタールが要するに売り出される面積でございますけれども、この六萬九千ヘクタールの工業用地面積のうち、現在分譲済

みのものが約四萬五千ヘクタールでございます。六四・二%売れていると、こういう状況でございます。なお、あと二萬四千ヘクタールぐらいい、その差があるわけでございすけれども、そのうち現在売り出され中のものが八千ヘクタールと、こういう状況でございます。

今後の売れ行きの見通しはどうかという御質問でございますが、私も工場立地動向調査というものを毎年やっております。先生先ほど御案内のように、だんだんと工場立地の動向も件数はふえてまいっておりまして、四十八年のオイルショック以降非常に低迷を続けておったわけでございす。最近の企業の設備投資動向を反映いたしまして、大体件数で申しますと五十二年が最低でございまして、面積で言いますと五十二年が最低だったわけですが、つい最近の調査では、五十四年度は五十三年に比べて件数で約一・四倍、数で申しますと、五十三年は千三百五十三件でございすけれども、五十四年は千九百五十九件、敷地面積では大体五十三年と五十四年では一・七倍と、こういうふうなことになるわけでございす。五十五年度上期においてもなお上向いているというところでございす。

こういうふうな企業の動向からいたしまして、今後団地の売れ行きというのは、先ほど六四・二%と、こう申し上げましたけれども、だんだんとその分譲済み面積はふえていくのではないかと、こういうふうな考えております。

○和泉照雄君 自治省にお伺いをいたしますが、いま通産省がいろいろと説明をされましたが、この売れ残りの団地造成に対して、どのような手段で手当てを地方自治体にされたか。

○説明員(竹野正二君) 通産省でございますけれども……

○和泉照雄君 通産省はいいんだよ、自治省と言ったんだ。

○政府委員(土屋佳昭君) まあ各地方団体がそれぞれ工業用地等を整備をされて売り出してありますが、いまの話のようにかなり売れ残りもございす。

それをどう指導するかということでございす。私も私としては、関係省庁とも十分相談をされて、確かに企業自体の立地の意向というものと一致しませんとこれはうまくいかないわけでございすけれども、できるだけ関係方面と引き合い等についても連絡をとりながらこれが売れるように連絡をとる。最終的にどうなっていくか、まだ将来わかりませんけれども、その間におけるいろいろな利子その他の負担等もございす。そういった点については、起債の借りかえ措置等も考えながら、なるべく良好な売れ行き先を見つけていったことで、関係方面と連絡をとるようにと、そういったことをやるしかいまいと、この適切な手段はないと考えておるわけでございす。

○和泉照雄君 いまの御答弁では余り芳しい答弁ではありませんが、売れ行きは少し上向きになったとはいながら、地域的にはかなりのアンバランスがあるようであります。九州、北海道、山陰というところは売れ残りがまだ相当あるようでございますが、造成済みの団地を放置しておきまして、その分だけ金利の負担がかさみまして、販売価格が押し上げられるということになります。自治体だけの処置に任しておるのではなく、自治省の方も積極的にやっていただきたい。そこで、通産省にお聞きしますが、自治省あるいは自治体だけのそういうことでなくて、これは通産省の方でも側面的な協力が必要だと思いが、この協力はどのようなことをおやりになっていすか。

○説明員(竹野正二君) お答えいたします。私どもの施策として、工業団地に企業の立地を促進するためにはいろいろな施策があるわけでございすけれども、その一つとして、工業再配置の促進費の補助金という制度がございす。五十四年度には、その誘導地域内の工業団地が立地した場合の補助金の単価を、一平米当たり二千五百円引き上げるということをやっております。

それから、五十五年、五十六年には企業のインセンティブを高めるという観点から、補助施設の対象として、誘導地域内の従業員の施設、あるいは消融雪施設——雪を解かす施設でございますけれども、こういうものを追加しまして、こういうものを企業がつける場合にも補助対象とする。さらに、五十六年度には、誘導地域内に原子力とかあるいは石炭火力というふうなものがありますところを特別誘導地域というふうなことにして、なお補助単価をかさ上げするというふうなことをやっておるわけでございます。

それからもう一つ、基幹工業特利という制度がございまして、これは開発銀行とか北東公庫で基幹工業特利融資というものが行われておりまして、五十六年度にはこれらの制度の拡充というものを図りまして、大規模な工業立地への促進特利の創設というものをやっておりますわけでございまして、五十四年度の地域開発枠として千六百億円を計上しているというところでございます。

このほか、工業開発指導員制度というものがございまして、各立地地点、団地にそれぞれ企業の専門家の派遣を行いまして、こういうふうな団地にはどういう企業がよいとか、どういうふうにするればもっとよい誘導策が得られるかというふうなことを行っているわけでございします。

○和泉照雄君 いまの答弁は、一般的な援助といいますが、応援といえますか、そういうこととお受けしますが、新産・工特地域に限ってはどのような側面的な応援があるんですか。

○説明員 竹野正三君 新産・工特地域につきましては、ある程度、全国比率においても、立地件数、面積とも二〇%ほど高いシェアを占めておりまして、全国の団地に比べれば、売れ行きとしましては非常によろしいというところになっております。そういうことはやはりたくさんある企業がいろいろ集まったりして、いろいろな集積のメリットがあるからそういうところにはたくさん行くのであらうと、こういうふうにも考えておりますが、なお、新産・工特地域につきましても、現在

御審議いただいている自治省による財政上の特別措置とか、国土庁によります種々な助成措置がございまして、われわれの工配の補助金にしまして、新産・工特地域におきまして、先ほど言いました平米当たり五千円とかというふうな補助制度もございまして、今後こういうふうなものを総合的にいろいろとやっていくべきではないかと思っております。

それからまた、二度のことにありますけれども、工業開発指導員制度というふうなものを特に新産・工特地域というように重点的にやる、そんなようなことも一つ考えられるのじゃないか、そのように考えております。

○和泉照雄君 以上で新産・工特の関係は終わりますが、これに関連をして、次は公害防止事業について質問をしますが、厚生省来ておられますか。——現在、食品添加物については野放し同然とさえ言われるぐらいに対策が講じられていないようでありまして、その研究及び規制について御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員 藤井正美君 化学的合成品たる食品添加物については、厚生大臣の指定したものの以外の使用を禁止するとともに、使用を認めるものについても規格及び使用基準を設定いたしまして、限定して使用されるように規制いたしております。

また、昭和三十七年以来、科学技術の進歩に対応いたしまして、最新の科学技術の水準をもつて安全性の再評価を実施いたしておる現状でございます。

○和泉照雄君 いわゆる難病の中で、食品添加物とかあるいは農薬を原因として発生をしている、そういう疾患がありますか。

○説明員 柳沢健一郎君 難病と申しますのは、原因が不明でございます。治療方法も未確立であり、かつまた、後遺症を残すおそれの少ない疾患の総称でございますけれども、これらの疾患の原因の究明及び治療方法の確立のために、厚生省では昭和四十七年以来、研究班を組織いたしまして研究を進めてきたところでございます。現

在、四十三の研究班を組織して鋭意研究を進めているところでございますけれども、難病の原因といたしまして、食品添加物や農薬につきましては、いまのところ、原因とされる化学物質は確認されておらないところでございます。

○和泉照雄君 そういふような病気でですね、病名——ま、病名はつけられないかもしれませんが、そういうような病気の種類があるかどうか。

○説明員 柳沢健一郎君 現在、四十三の研究班でもって、病気の数にいたしまして約百五十ほどの疾患につきまして研究を進めているところでございまして、現在までのところ、そういうような化学物質等によって引き起こされた難病というふうなものにつきましては確認されていなくて、このところでございます。

○和泉照雄君 じゃ、次に聞きますが、先天性の異常児、奇形児が最近増加をしておるということをお聞きしておりますが、その原因は何であるのか。私は先般も、これはサルの例で、ニホンザルの奇形児が非常に多いということで質問をしたわけでございしますが、これもやっぱり食品添加物、リンゴとかあるいはミカンとか、それを食べてのことが原因であらうかというふうな推測をされるわけでございしますが、人間の先天性の異常児、奇形児というのは最近非常に多い。これは食品添加物やあるいは食品の中に含まれておる農薬のせいではないかと思うのですが。

○説明員 福渡靖君 お答えをいたします。

先天異常児あるいは奇形児の発生状況について、国として正確に調査をしたものが、残念ながら、いまだございません。それで、正確にその増減ということについて申し上げることができないわけでございしますが、幾つかの数字がございします。

その一つは、先天異常と言われた原因で死亡をした乳児の状況でございますが、これを見てみますと、昭和二十五年から後、主なる年を申し上げますと、昭和二十五年の乳児の先天異常による死亡

数、これは五千五百四十、生まれた数千に對しての割合というのが二・四でございします。昭和四十年、これは三千六百十、率にいたしまして二・〇。昭和五十三年が三千七百五十二、率が二・二というふうな状況でございます。

それからまた、奇形というものをどこまで取り上げるかという定義、あるいは対象の範囲を決めるということが大変むずかしいと言われておるわけですが、それでもある幾つかの研究的な調査がございします。たとえば戦前では日赤病院が中心になりまして何例かのものを調べておりましたが、そこで先天奇形というふうな判断をされたものが大体〇・九%ぐらいと言われております。それから最近では、日本母性保護協会がやはり全国の百五十ぐらいの病院の協力を求めまして先天奇形の頻度というものを調べておりますが、それを見ますと、大体〇・八%前後、〇・七から〇・八というふうな状況でございます。

そういうふうな状況でございますので、一つには、はっきりと増加をしているということが申し上げられませんが、また、それが減っているというところも申し上げられないという状況でございます。したがって、その原因についてもいまのところは調査をするということがなかなかむずかしいわけですが、中には幾つかの原因がわかっておるものがございます。

非常に典型的なものは、ビールの感染症であります。先天性風疹症候群というものがございします。

こういうものは、妊娠ごく初期の時期に母体が風疹の感染を受けたという場合に、子供にいろいろな障害が起ってまいります。心臓奇形であるとか聴覚障害であるとか、あるいは目が悪いとか、こういうような形で障害が起ってまいります。

それから、遺伝的な原因と言われるものがございます。これについては、遺伝というふうな考えから必ず障害を引き起こすかというところ、必ずしもそうではない。それにある環境要因が加わって障害となつてあらわれてくるという考え方が非常に強

いわけですが、そういうようなことについてもこれからの研究課題として取り上げていくべきものがたくさんあるという状況でございますので、まだいまのところ明確に原因がこういうものであるということとは、ごく限られたものだけしか言えないという状況だと思います。

○和泉照雄君 私が最初に申し上げたとおり、厚生省の方ではもう少し積極的にこの問題を取り上げないと、薬害の問題等は、副作用等については相当綿密な調査をしておられるようでございますけれども、食品添加物というものは毎日、三度三度食べる中でいろいろ添加物で害を受けるようなものが入っていったら大変でありますから、もう少し研究班も積極的にやってもらいたい。いま聞いておると、何となく、日本の食品添加物のその因果関係の追跡調査というのですか、そういうような研究は進んでいないような印象を受けるわけで、大変もう心配な状態だということが言えるんじゃないかと思えます。もう少し積極的にやっていただきたいと、強くこれは要請をしておきます。

そこで、HLD病というのは、微細脳損傷症候群というのはどのような病気なのか。また、この病気のわが国における実態とその発生の原因についてはどう考えておられるのかお答え願いたいと思います。

○説明員(福渡靖君) お答えをいたします。微細脳損傷症候群というのは、一つの症候群というふうに考えられております。現在、どのような症候群かということについては一応の定義はなされております。これは、機能はほぼ正常あるいは正常以上ではあるけれども、軽度から重度までさまざまな程度の学習能力障害、それから行動異常、あるいは運動機能障害を持っている状態というふうに言われておるわけです。

しかし、このものが一つの症候群として把握をした方がいいのかどうかということについては学界でも意見が分かれておりまして、非常に幅の広い異常というものを対象にしておる関係で、診断基準も明確にされておりません。そういうような

状況でございますので、現在のところ実態を把握をするという方法論が確定しておりませんので、学界でも数字として公表されているものはほとんどございません。そういう状況でございます。

○和泉照雄君 脳には、種々の毒性を脳に入れさせない関所の役目を持っている脳血液関門という門があると言われております。

〔委員長退席、理事金井元彦君着席〕

脳血液関門が完成するのは二歳前後と言われておりますが、もし二歳以前とか、この脳血液関門が未完成のときに食品添加物、農薬及びその他の化学合成物が入った場合、脳に障害が起る可能性についてはいかがなんでしょうか。

○説明員(柳沢健一郎君) 先生御指摘のように、脳と血液の間につきましては物質が選択的に移行するということになるわけでございまして、普通には脳血液関門は脳の中にごさいます。血液に対する有害物質を排除するという、そういう働きをしているわけでございまして、これが未完成な時期に有害物質が体内に入ることになりますと、理論的には脳の中に侵入するということは十分考えられるわけでございまして、現在までのところ、実際にこの脳血液関門の機能不全によると考えられるような異常につきましては、確認されていないところでございまして、

○和泉照雄君 二歳前に、赤ちゃんのときです、ね、この脳の血液の関門がまだ完成されてない前に汚染をされた、そういう場合、成人になったときにはどういふ症状が起るのでしょうか。

○説明員(柳沢健一郎君) 先ほども申し上げましたように、現在までのところこの脳血液関門の機能不全によるとされる異常が確認されておりませんので、それが将来どのような状況になるかというようなことにつきましては十分の解明がなされていないところでございまして、

○和泉照雄君 以上で法案の關係の質疑は終わりますが、時間がございまして、関連として大臣が所信表明をされた件について質問をしてみたいと思ひます。

警察庁の方おられますか。——大臣の所信表明の中でも暴力団の組織壊滅ということについては強く述べておられますが、最近、北九州市の小倉において、暴力団の抗争によるものと思われる発砲事件が相次いでおるようであります。警察庁は発生状況と捜査状況、これについて説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(中平和水君) この二月の四日の午前零時ごろに、北九州市の小倉区の繁華街におきまして、かねてから対立をしておりました工藤会という暴力団の配下におります矢坂組の組員数名と、それと対立関係にあります草野一家という団体の傘下団体である大東亜会員数名、これが駐車車両のことで口論を始めてしまして、口論の最中に双方がそれぞれ拳銃を発砲いたしまして、また、組長がそれぞれ拳銃によって射殺をされ、また、一方の組の副組長が重傷を負うと、こういう事件が起ったわけでございまして、その後、この両組の対立関係がますますエスカレートいたしました。二月の十八日までの間に双方の事務所あるいは幹部の家等に拳銃等が発射されまして、その事件が大体六件ございまして、それからその過程で、一方の組の事務所とところで、道を探しておりました大学生が巻き添えを受けて暴力行為の被害をこうむったと、こういうケースがございました。

現在、福岡県警におきましては、県警の総力を挙げてこの事件の解明、それから徹底検挙に臨んでおる状況でございます。現在までの検挙の状況は、一方の工藤会という方の系列の者二十名、それから対立団体の草野一家の者三十七名、それから両組織をそれぞれ支援しておる団体がございますが、この関係者四十二名、合計九十九名を逮捕いたしまして、同時に多方面にわたる捜査活動を実施した結果、拳銃三丁を押収をいたしておると、こういうことでございまして、

現在、一応両組の対立関係は鎮静化の方向にいま向いておるわけでございしますが、警察といたしましては、先ほど申し上げましたように全力を挙げてこの事件の解明と関係団体などの徹底的な検

挙を行ってまいりたいと、こういう方針で臨んでおる状況でございます。

○和泉照雄君 特に小倉北署の管内は、暴力都市と言われるぐらい非常に暴力団の犯罪が多いと言われておりますが、最近五年間の犯罪の実態について述べていただきたい。

○政府委員(中平和水君) 昭和五十一年以降の小倉北署の管内におきますこの種の暴力団の検挙状況を申し上げますと、五十一年には百二十二件、百四十名。五十二年には百八十五件、百五十二名。五十三年には百八十一件、百四十七名。五十四年には二百七十七件、百六十八名。五十五年には百五十六件、百九名。過去五年間に合計八百六十一件、七百六十六名の暴力団員を検挙している状況でございます。

なお、北九州市内には、現在警察の把握しておる暴力団の数は四十団体、千六十三名いまおるわけでございまして、

なお、北九州市の市内におきます暴力団の昨年の検挙の総数は八百二十二件、六百四十二名と、こういうことになっておりまして、逐年相当数の暴力団の検挙は見えておる状況でございますが、先ほど申し上げましたように、先般相次ぐ対立抗争が起ったと、こういう状況でございます。

○和泉照雄君 小倉の市民も、暴力追放決起集会を開くなどして、また、北九州市も暴力団が絡む公共事業の締め出し、あるいは生活保護の不正受給のチェックなどに乗り出しておるようでございます。しかし、残念ながら、つい最近、北九州市会議員の自宅に発砲されるなど、市民の運動にもかかわらずその根は絶えておりません。市民が立ち上がって暴力団の撲滅に乗り出しているのに、どうして警察の取り締まりの手ぬるさが目立つようであります。

〔理事金井元彦君退席、委員長着席〕

というのも、二月九日に暴力団の総長の住むマンションに銃弾が撃ち込まれた事件では、市民から銃撃について通報が寄せられながらこれを阻止できなかったこと、さらに、暴力団の住むマンション

ンの前に、「ここから拳銃を撃たないように」という、全く警察がなめられた看板を許しているなど、どこまで本気で取り組むのだという気がするからであります。なぜ警察は徹底した壊滅作戦を行わないのか。いま聞いてみますと大分やっておられるようでございますけれども、壊滅に至るまでの徹底した作戦がとられていないというのはどういうわけでしょう。

○政府委員(中平和水君) 先ほど御指摘になりましたように、暴力団の組長の家に拳銃弾が撃ち込まれた事件につきまして、当初参りました捜査員の捜査の不徹底から、その事犯を見逃してしまつた。これは私も重々反省し、こういうことのないように今後してまいりたいと、こういうふうに考えております。

なお、北九州の暴力団に対する取り組みにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、本部長が陣頭指揮をやつて、現在約三百名ぐらいの捜査員を動員して、引き続き捜査をいたしておるわけでございます。なお、一般の人事異動におきましても、この小倉北署に全国に初めての捜査四課というものを置きまして、いままで十一名でやつておつたのを二十一名に、一挙に倍増するとか、あるいは県本部の方にも、この種の暴力団を徹底的にマークするための行動確認班的な人員を増強する等、それなりの手を打つてやつてまいっている状況でございます。いましばらく、ひとつ時間をかけていただきたいと思います。思っております。

○和泉照雄君 昨年の暮れ、暴力団の取り締まりの担当の特捜刑事が小倉北区の暴力団の組長の奥さんと交際をして、数百万円の借金をしたり、紫川事件でも暴力団担当刑事の方と暴力団員との黒いウワサが出るなど、警察側の汚点があらわれてきておりますけれども、警察庁としてはどのように暴力団とのなれ合い防止に取り組んでおられるのか。最近私の鹿児島でもそういうような体験を——やはり捜査のためにいろいろ接触があると思うのですよ。それが度が過ぎていろいろ問題を起さ

れるのじゃないかというような気がするわけでございしますが、それについての防遏の手段はどのようになつておるのか。

○政府委員(中平和水君) 暴力団との関係は非常にむずかしい問題がございまして、やはり暴力団の中核に触れる情報をとるためにある程度暴力団と接触をしなければならぬ。しかしこれは、暴力団というのは、私ども解散、壊滅を目指しているまさに犯罪集団でございますから、やはりそれなりのきちんとしたけいめを持つてやらなきゃいかぬ。これは一にかかつて、担当する者の一つには心構えの問題、けいめをつけ厳しく対決していくという姿勢、それからやはりそれを管理する幹部の人事管理の問題、こういう問題があるうかというふうに考えております。

福岡の問題につきましては、御指摘いただきましたような大変残念な結果になりました。これにつきましてはやはりそれなりの処分等はやりまして、今後再びそういうことを繰り返さないように、責任の所在を明らかにすると同時に、この種の管理の体制の問題、あるいは捜査員の心構えの問題等についても、さらに教養を徹底してまいつておると、こういう状況でございます。

なお、今後とも、この種の不祥事犯が一たん起りますと、せっかく暴力団の取り締まりについて警察が全力を挙げていることにつきまして、一般の国民の方々から不信の念を抱かれることにもなるわけでございまして、今後そういうことのないように、さらに指導、教養の徹底に努めてまいりたいと、このように考えております。

○和泉照雄君 昭和五十三年七月の暴力団山口組組長の狙撃事件でも問題になつておりましたが、最近暴力団の対立事件では必ず拳銃が使用されております。組員一人にピストル二丁という時代だと言われているようでありまして、なぜこのように簡単に拳銃が暴力団の手に渡るのかお聞きしたいのでございます。

ところが、昭和五十三年の警察白書によれば、拳銃の押収は五十一年をピークにして落ち込んで

おり、これは「警察の厳しい銃器取締りにより多数のけん銃が摘発されたことから、その隠匿方法がますます巧妙化」したことを理由に挙げられておるようでございますが、これも日常茶飯事のようには拳銃を使用されると、巧妙とはほど遠いような気がしてならないわけでございます。今度の事件でも、暴力団員が常に拳銃を携帯していた結果ではないかと思つてございまして。

そこで、今後の警察庁の拳銃等の所持の取り締まりの方策をお伺いしたいと思います。

○政府委員(中平和水君) いま警察で、暴力団関係で年間押収する拳銃は、このところ平均いたしますと千二百丁ぐらい押収をいたしております。暴力団の拳銃のルートにつきましては、一つにはやはりこれは東南アジアその他からの密輸のルート、それが非常に多いわけでございまして、ただいま問題になっております九州等におきましても、やはりこれはその種の密輸ルートで入ってくるのが相当多いわけでございまして、これにつきましては、やはりこれは水際で押さえると思つては、税関当局等との連携を緊密にしなからやうていくという手一つでございます。さらに、これは入手ルートは海外でございまして、一昨年来特に日米暴力団対策会議というのをもちまして、ハワイあるいはフィリピン、まあ先般ハワイでやりましたが、アメリカのFBI等にも入つてもらひまして、要するに密輸拳銃のルートを断つという形で国際協力、そういう施策も講じつあると、こういう状況でございます。

それからなお、いま御指摘がありましたように、北九州の問題では、暴力団が日常的に拳銃を持つていてはならないかと、こういう御指摘がございしましたが、拳銃につきましては、昨年は福岡県警では百八丁の押収をいたしておりますが、その中で、対立抗争に関連して二十三丁押収いたしております。つまり、これは対立抗争事件をきっかけに、徹底した職質による身体捜査あるいは搜索、差し押さへ、こういうものを反復実施いたしまして相当の量の拳銃を押収しておりますが、この種の

施策をさらに強力に推進してまいらる。それから、非常に拳銃の隠匿の手法というのが全般的に巧妙化してまいつておりますので、これにつきまして、いろんな所に隠しておる、そういう先訓を十分に生かしながら取り締まりの徹底を期してまいらる。そういう方向の中で、ひとつ暴力団の戦闘の根源である拳銃を一つでも多く取り上げると、そういう方向を強力に推進してまいりたいと、このようにふり考えております。

○和泉照雄君 昨年の三月の銃刀法の改正の際にも、当委員会において、「暴力団に対する取締りを一層徹底し、銃器使用犯罪の絶滅のため万全の対策を講ずること」という附帯決議が行われております。さらに先般は、国家公安委員長は暴力団の組織の根絶を目指し、総合的な取り締まりを引き続き強力に推進すると所信を述べられております。一層の徹底を図っていただきたいと思います。

なお、暴力団の動向とこれに対する具体的な方策を御答弁願ひたいと思つております。

最後に、国家公安委員長の暴力団絶滅に対する決意のほどを伺つて質問を終わります。

○政府委員(中平和水君) 最近の暴力団の全国的な動向でございますが、警察が把握しております暴力団の数は、五十五年末現在で二千四百八十七団体、十万三千九百五十五名、一応把握をいたしておるところでございます。これは、昭和三十八年ごろが約五千二百団体、十八万四千人でございましたから、暴力団の数は半減をしておるわけでございますが、しかし残念ながら非常に組織の強大な暴力団、山口組とかそれから稲川会とか、そういう暴力団はますますこれは肥大を一応しておりまして、非常に強い勢力を持つておると、こういう状況になつてまいつておる状況でございます。

それから、暴力団のよつて立つ不法の資金源の問題につきましても、従来からの暴力団の主要な資金源である賭博とか恐喝とか覚せい剤、ノミ行為、こういうものに加えまして、最近では企業恐

喝だとか暴力金融だとかあるいは総会屋だとか倒産整理屋だとか保険金詐欺だとかいうふうな、何と云いますか企業社会とかあるいは市民の日常生活の経済取引の分野にまで暴力団が進出をしまゐる。つまり、暴力団犯罪が著しく知能化の傾向を示しておると、こういう状況になっております。それと同時に、やはり取り締まりの強化、その他の状況によりまして、暴力団の対立抗争というものがこのところまた再び激化の傾向にある。そういう状況になってまいっておるわけでござい

ましたがいまして、これに對します警察の基本的な取り締まりの方針といたしましては、一つには何と云いましてもこれは首領とか幹部等を含む大量の検挙、検挙の反復繰り返しによりまして暴力団の組織を弱めていく。つまり、社会から一人でも多く暴力団を隔離し、そのことを通じて暴力団の組織を弱めていき、究極的には解散、壊滅に追い込んでまい

る。第二点は、暴力団のよって立つ資金源、これに對する封圧の作戦を強力に推進してまい

る。違法な資金源につきましては取り締まりという方向、合法的な資金源等につきましては、たとえ公共事業からの締め出しをやるとかあるいは課税措置をやるとか、そういうふうなやはり総合的な資金源封圧作戦というものを強力に推進してまい

る。それから第三点は、暴力団の戦闘力の根拠である拳銃等の武器につきましては、先ほど申し上げましたように、あらゆる方策を使って、やはりこれは暴力団から拳銃を一つでも多く取り上げて戦闘力を弱めてまい

たいと、このように考えております。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 暴力団は、私から言うまでもございせんが、その存在は決して容認のできない、社会公共の敵でござい

ます。したが、これをどうしても壊滅をせよならぬと考へておるのでもござい

ます。したが、いま、警察当局は、ただいま申し上げましたとおり、全力を挙げてその壊滅に向かつて努力をしております。ところでござい

ます。同時に、この問題は、こうした暴力団の存在を許す社会的風土という問題もござい

ます。この点については、地域社会においても非常に努力をされておるわけでござい

ます。私が、私どもはそうした方々にさらにエンカレッジしていただくように努力をいたしますとともに、重ねて申し上げま

すけれども、社会公共の敵でござい

ます。御了承願います。

○和泉照雄君 終わります。

○神谷信之助君 最初に大臣に一間き

たんですが、それは後に回しまして、早速新産・工

特の方の法案の問題について質問をしたいと思います。

まず最初にお伺いしたいのは、この法律を延長

をするに至った理由についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(土屋佳昭君) 御承知のように新産・工

特地区につきましては、大都市への人口と産業の過度の集中を緩和し、地域格差の是正と雇用の場の創出を図るという

ことで指定をされたわけでござい

ます。それ以来建設整備というものが長年にわたって進められてまい

つたわけでござい

ます。これまでも相当の成果が見られていてござい

ます。ご

ざいます。けれども、地区内の人口なり工業出荷額等の状況は、計画目標から見ますと

なお大幅に下回っておるという状況でござい

ます。特に、生活関連施設の整備は依然として立ちおくれておると言わざるを得ないわけでござい

ます。

○説明員(平戸正尚君) 現行計画の達成率について

今後とも新産・工特地区の整備を進めていくこ

とは、雇用吸収力の大きい産業の導入、それから

周辺地域への波及効果を通じて地方人口定住を促

進をいたしまして、三全総に掲げておりますいわ

ゆる定住構想を実現するための有力な政策手段と

なるものと考へております。その意味で、その意

義は大きいものがあると私も考へておるわけで

ござい

ます。したが、地方におきま

す雇用

の場を拡大するための企業立地の促進と、良好な地

域社会を形成するための都市機能の充実に重点

を置いて、これらの地域の整備を引き続いて計画

的に、また積極的に進めていく必要があると考へ

ておるわけでござい

ます。

こういった考へのもとで、国土庁においても五

十五年度を目標としておりました現在の新産・工

特基本計画を、今後十年程度を見通しながら、昭

和六十年年度を目標とする計画に改定をして、新

産・工特地区の建設整備を積極的に推進したいと

いうこととされておるわけでござい

ます。この新

しい計画において予想されます需要に係る関係地

方団体の財政負担はきわめて多額なものになるも

のと予想されておりまして、その実施に当たって

は国の財政上の特別措置の継続がどうしても必要

であるというふう

に判断をいたしまして、当面新

たな計画目標年度とされております六十年度ま

で、新産・工特財特法により

ます特別措置の適用

期限を延長するという

ことにいたしました次第でござ

います。

○神谷信之助君

そこで、国土庁にお伺い

します

が、延長に当たって、いままでの実施状況につ

いて総括をなさっていると思

います。それから、投資実

績、それから企業立地、それから工業出荷額、雇

用の状況、これらについて、目標に對する達成

率、それから全体としてどのよう

に評価をしてお

られるのか、それから問題点

はどこにあるという

ようにお考へになつて

いるのか、それらにつ

いて、全体としてひとつお

答えいただきたいと思

います。

○説明員(平戸正尚君) 現行計画の達成率につ

する経済停滞、こういうふうなことの影響としての企業立地の冷え込み、あるいは工業出荷額の伸び悩み、こういうこともございまして、こういうことを反映して、また人口も同様に集積が伸び悩んでいる、こういう状況にございまして。したがって、こういった達成率、現行計画の達成率が低くなるという点で問題が一つあると考えておりますし、また、施設整備の進捗状況というのを見ますと、先ほど申しましたように施設整備の事業費ベースの数字では八九・一ということで、比較的順調でございまして、施設整備の水準という点を見ますと、相当低い水準にとどまっております。特に生活関連施設の下水道とか、一人当たりの都市公園面積とか、あるいは市町村道の舗装率とか、そういったものを見ますと、なお低位な水準にございまして。

したがって、こういった点を今後の五十六年度以降の計画において、できるだけ当初の所期の成果が上りますように努力してまいりたいと考えております。

○神谷信之助君 この新産・工特の事業を早く始めたところと遅く始めたところ、これが、とりわけ第一次石油ショック以来の状況をもうに受けておるところと、もうすでに企業立地が済んでいるところというので大きく差が出てきているだろうと思ひます。こういうアンバランスの問題についてはどういふようにお考えになっておりますか。

○説明員(平戸正尚君) 御指摘のとおり、比較的企业進出といひますか企業の誘致が早かった地区、具体的には、新産の地区で申しますと岡山とか大分とか、そういうのは比較的早かったと思ひますが、こういったところでは比較的工業集積、したがって人口の集積も進んでいる。それに対して、どうしても企業誘致がおくれたと申しまゝすか、そういったところについては工業集積がもう一つ芳しくない、こういう状況にございまして。そういった点につきましても、そういう地区ごとの現状というのを十分踏まえまして、五十六年度以降の計画では、そういうおくれた地域につい

ては、そのおくれた地域の要因分析とかいうことも十分行いまして、そこで誘致が望ましい企業とかそういったものをできるだけ検討いたしまして、その計画に反映させ、建設整備を進めてまいりたいというふうな考えでおります。

○神谷信之助君 そこで、新産・工特のもうすでに造成をしたところ、それからすでに造成にかかっているところ、これらを含めましていま売れ残っている土地ですね、これは一体どれだけありますか。

○説明員(平戸正尚君) 三十九年度以降五十三年度までの集計をいたしておりますが、そこで工業用地の売却用の面積というのが、新産・工特合わせまして一万八千二百七十九ヘクタールというところとございまして。これだけ完成しておるわけでございまして、そのうち売却済みの面積を見ますと、一万四千九百九十四ヘクタールということになっておりまして、売却率を見ますと八二・〇％ということになってございまして。ただ、五十一年度以降におきましては、こういう経済情勢を反映いたしまして比較的売却率が下がっているというのが現状でございまして。

ただいま申しましたのは五十三年度までの総計でございまして。

○神谷信之助君 五十一年度以降はずっと売却がなかなか進まない状況になってきていますね。それで、現在売れ残っているのを今後どうするつもりなのかという点、これはどうお考えですか。

○説明員(平戸正尚君) 売れ残っております用地面積が、先ほど申しましたように、私どもの集計では約三千ヘクタールということになってございまして、特に五十一年度から五十三年度までに完成いたしました面積、これが合計で一千二百八十五ヘクタールで、そのうち五百五十六ヘクタールが売却済みでございまして、残りの七百二十九ヘクタールというのがこの計画期間中で売れ残っているということになってございまして、これをどうするかという点につきましても、当該道県あるいは

市町村非常に真剣にいろいろ検討しておりますが、いかんせんこういう経済情勢を反映した企業立地の冷え込みということとございまして、私どもも苦慮してまいったのが実情でございまして。

ただ、企業立地の最近の動きを関係省庁の話などから総合いたしますと、比較的明るい兆しが見えてくるというのが現状のようございまして、で、私どもはそういった点に期待いたしまして、できるだけ早くこういう売れ残り団地が良好な企業に売れていくということを期待しているというのが現状でございまして。

○神谷信之助君 私は大体、この事業を政府が計画をしてやってこられたわけですから、簡単にその失敗を認めるといふことはなかなかされないからこういふことになるんじゃないかと思ひますが、ね。高度成長でどんどんどこへも広がっていくような状況で、しかも来てもらえればちゃんと言サービスもいたしますと、いろんな条件を整えるという状態とは、いまは、経済の成長の状態というのは変わってきているわけですね。そういう状況で、五十一年度以降の状態が起きているにもかかわらずそのまま延長をして、この計画を進めるというのに問題を感じているわけですよ。生活関連事業なんかおこなわれているから、これらもやらなにかぬという点も主張されておりますが、私はそれならそれで、それは別の立法として、全体としてこれは全体的にもおこなれていきますから、それに必要な手段を考えるべきではないかというふうに思ひます。

まあそれはそれにしまして、ひとつ具体的に議論をしてみたいと思ひますが、秋田県の開発計画に関する問題です。秋田県の新産地域の実績というのは計画目標から見てどうなったのか。この点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○説明員(平戸正尚君) 秋田県の秋田湾地区の新産の基本計画の実施状況について申し上げまゝすと、まず施設整備の関係では目標値が三千六百億円、この計画期間中の概算経費三千六百億円というところでございまして、五十五年の計画ベース

で見まして、名目で三千三百億円という数字が出てございまして。これを実質化したしまして達成率をはじきますと七九・五％ということになりました。約八〇％。それに対して、新産・工特合計の達成率は先ほど申し上げましたように八九・一％ということとございまして、約一〇％程度全国平均を下回っているという実情にございまして。

それから、工業出荷額につきましては、五十五年度の目標を三千九百億円というふうに想定いたしました。五十三年度の工業統計の実績で見ますと二千六百億円という数字になっておりまして、実質の達成率は一四・一％、全国の新産・工特地区の平均が二九・一％の達成率でございまして、やはり相当達成率は低くなっているという実情にございまして。

それから、人口につきましては、三十八万人の目標を立てておりましたが、五十五年の国勢調査で見まして三十七万人ということになっております。これは達成率が七六・〇％でございまして、この点については、全国の達成率が六六・八％でございまして、約一〇％達成率がよくなっているというところでございまして。

以上、総括いたしますと、この三つの項目につきましてもいずれも計画目標は相当下回っているというところでございまして、ただ、この達成率を一つの指標として私ども使っておりますけれども、どういふ計画を描いたかということとの関連がございまして、達成率だけでこの計画がどうであったかというのを判断するのは多少問題があるというふうな考えでございまして、いづれにしましても秋田湾開発がおこなれているというふうな事情もございまして、全体的にややおくれが見られるということははっきり指摘されるべき点だと思ひます。

○神谷信之助君 これ、東北地域は大臣も御承知のように産業的には後進地域ですから、新しい産業の創出、それからそれに基づく雇用の創出というところで相当無理をして開発の計画を進めてこら

れた。実際にかかってくるのが、大分おくれて進み出していますから、そういう点できわめて特徴的だと思ふんですが。

それで、現在どういう結果を残しているかという点ですが、たとえば男鹿市の場合、船川港を中心にして、県の企業局が木材コンビナート基地を造成をしました。十九万三千三百九十九平米、うち工場用地は十六万五千九百二十七平米です。その十六万五千九百二十七平米のうち十一万七千平米を、大半の用地を使って、秋田永大木材工業、これを誘致したわけです。その地域の進出企業は十六社ですが、永大を除く企業というのは、地元の小規模でこの永大のためにつくったような企業であるわけですね。この永大木材工業は四十六年の六月から操業の開始をしました。四十九年からは一時閉鎖が始まり、五十年の十二月には倒産、工場閉鎖になる。そして、五十三年の三月の二十日には秋田地裁に特別清算の申請をする、負債総額四十五億円という状況になっているわけです。せっかく木材コンビナート基地をつくるというところで県の企業局で埋め立てをして、そうして誘致をしたけれども、四年ほどの間に倒産をして、ついに四十五億円の負債を残すという状況になったわけです。

これに対して男鹿市が、四十七年から四十九年にかけて、固定資産税分に相当するものを奨励金として戻しています。あるいはまた、その後固定資産税が入り出したのですが、倒産をしたから固定資産税が入らないという状況になってきています。これは自治省の方に調べてもらうように言いましたけれども、守秘義務だということでは言えないので、私どもの方で調査をした数字を言いますと、四十七年から四十九年にかけて奨励金として交付をしたのが四千四百一十一万六千三百八十円です。その後固定資産税を今度は払うということになりましたが、五十二年の固定資産税が千九百五十三万三千九百四十円ですが、そのうち四期分は倒産で払わない、滞納になったのが六百五十二万四千六百円です。その後五十三年が二

千四百四万何がし、五十四年が千五百八十八万何がし、五十五年が千六百四十九万何がしと、合計約六千三百万円固定資産税が未納になってしまつたんですね。だから、四十七年から四十九年にかけて固定資産税をまけてあげて、いわゆる奨励金として約四千万円ほど渡したんだけれども、結局倒産によって、さらに六千三百万滞納という状態になっている。実質これ税金は入ってこない。だから交付税の計算の方は調定していますから収入と見ますからね、だからその四分の三は収入済みになりますから、基準財政収入額には欠損が実際上起こっている。これ簡単に計算すれば約四千五百万円ぐらいが欠損になるわけでしょう。だから、いろいろなサービスをすることによって、奨励金までつくって、造成までしてそうして来てもらったけれども、倒産をすると、こういう状態になってきているんですね。

ついでにちょっとこれはお聞きしておきますが、こういうぐあいに歳入欠陥を生じている場合、交付税での処理というのは当然やられると思うのですが、これはどういう形でやられるのですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) お尋ねのような企業の倒産等の事由によりまして固定資産税が未納になつております場合でございますけれども、現在の交付税の算定、省令上の規定によれば、土地なりあるいは家屋の課税台帳に登録されておりますもの、すなわち課税すべきであるもの、これにつきましては、交付税の基準財政需要額の中に算入をしますというところでございます。したがっていまお尋ねのような場合にでも、交付税上はこれは算入されていく。倒産の結果、いずれこれは清算が行われ、地方税の債権でございますから、国税とともに優先的に確保されるわけでございますけれども、それによって収入が入ってくれば、いままで基準財政収入額で算入されておつたものが結果的にはこれに見合うものになるというようなことに相なるわけでございます。

○神谷信之助君 まあいずれにしても債権者會議

で、まあ税金ですから先取り特権がありますからある程度保障はされるでしょうが、清算をしてもらわなきゃならぬ、そういう状況です。

それで、税金の問題だけじゃなしに、永大が来れば一日一トンの水が必要だというわけですね。そこで専用水道施設を五十年に約一億数千万円かけて完成をした。そのうち永大の使用料として一億一千万円ぐらいは戻ってくるだろうという計画で、水道施設を五十年に完成したんです。ところが倒産をしてしまいましたから、年間五千万円全体として水道使用料が入る見込みが全部崩れてしまふ。その結果、その分はどうにもならぬわけですから、五十四年度に一般の住民、市民に対して、水道料の値上げ二・八％をやる、その中に含まれるという、そういう負担、犠牲がかけられるわけですね。これが一つあります。

それから、玉川ダムを、建設省の直轄のダムで多目的ダムをいま建設をしています。これは、実施計画の調査は四十八年度、建設は五十年から開始して完成は六十年の見込みで、総事業量は八百五十億で、県の負担分二百八十億、現在トンネル工事それから国道のつけかえあるいは町道や林道の工事にかかっているのですが、このアロケーションを見ますと、上水道が四・七％、秋田市及び雄物町で使用する。工業用水を一・九％、県の方で日量四十五万トン使用する計画です。この日量四十五万トンという数字がなぜ出てきたのかといえば、それは秋田湾開発によって日量四十万トンの工業用水を必要とするということだったわけですね。だから、秋田湾開発に基づいてそれに必要な工業用水確保のために五十年から玉川ダムの建設を開始したわけですね。ところが、いまお話をあつたように、秋田湾開発は、五十六年の県議会が凍結宣言を行つて、いまストップをせざるを得ないという状況になってきています。

それはなぜかといえば、開発の基本計画は鉄鋼の一貫コンビナートをつくらうという予定だったのが、御承知の状況で来そうもないということ

で、凍結して、現在新しい計画を設定するという段階になってきているんですね。しかし、一たんダムをつくり出していますから、つくらざるを得ないだろう。これでも、秋田の現在のところの状況で工業用水はどうなっているかというところ、現在、給水能力が日量二十万トンで、工業用水として使用しているのが十四万四千トンですから、十分余っているわけですね。だから、このダムをつくって日量四十五万トンの工業用水が確保できるといっても、現在はまだ必要でない、使用道がないという状況であります。これには県の方が五十二億余りですから支出をしております。

さらに、もう一つ言いますと、秋田湾開発を進めるための緩衝緑地帯をつくるという計画がある。これで八十四億余りの投資計画で、すでに六十億ぐらい投資して、五百三十五平米は買収済みになっているわけです。これも、秋田湾開発がいま見通しがつかぬということで、結局買ったけれども、いまだのところはもうむだにはならないだろう、何かに使用道はあるでしょうけれども、そういう状況になっているわけですね。だから、バラ色の夢を描いて、国も援助し、そして県も出費をし、市町村も協力しているような開発の計画を進めたけれども、このような事態になって凍結宣言を出さざるを得ない、計画自身を根本的に変えざるを得ないという、そういう状態になってきているわけです。

これは私は企業を誘致をするといつても、やってくる方の企業はもうけがなければ来ないわけですから、採算がとれるという見通しがあり、収益が将来にわたつて保障されるという状況がなければ来ない。しかし、後進地域ではどうしても鉄鋼なり石油、近代的なそういう産業が必要だということ、政府が鳴り物入りでそういうところには補助のかさ上げもいたしますよといつて宣伝をする。だからそれに期待をかけて造成をする。借金をしてでも造成をすると、経済はきわめて流動していますから、そのように思うとおりに来ない

し、また、来てもらおうとすれば、買い手市場で
すからとにかくいろんなサービスをしなきゃなら
ない。経済状態が悪くなれば、いまの秋田県
のようになってくればどうにもこうにもなら
ない。こういう拠点開発といいますが、自由主義
経済のもとで、いわゆる資本主義経済のもとで最
大限利潤の追求をしている、そういう法則が働い
ている社会の中で、あつちにもこつちにもそうい
う拠点開発をやつて、そうしてどこにもここにも
鉄鋼のコンビナートができたり石油のコンビナ
ートができたりというようなことは常識的に言つ
てもなりつこない。それを無制限にどんどん進
めてきて、そして実際にはあの石油ショック以来
の資本主義のきわめて深刻な危機の状態の中に落
ち込んで、客観的に言えば国費のきわめて莫大
なむだ使いに終わっている、こういう事態になつ
ていると思ふんです。

この点は、うまくいっているところはいつてい
ますよ、早くやつたところは。しかしそこそこ
るは、公害の問題とか過密の問題とか、いろん
な他の社会的な解決すべき新しい問題を提起して
いるわけですから、後進地域ではよいにいう
どうにもこうにもならないところに、展望が
持てないような状況になっているというように思
うんですが、この辺について、関係大臣の一人
でもあります、自治大臣、政府としてはどうい
うようにこの事態を、そういう事態に陥つたことを
反省をし、それを解決するためにどういう方策を
考へておられるのか。この点をひとつお聞きし
ておきたいと思ふんですがね。

○説明員(平戸正尚君) 大臣がお答えになる前
に、国土庁でございますが、先ほど先生御指摘の
秋田湾開発の点でございますが、秋田湾開発につ
きましては、わが国に残された数少ない大規模工
業基地の適地でもございますし、三全総において
環境影響評価を含めて調査、検討の上、その結果を
踏まえて建設を図ると、こういうふうな位置づけが
ございます。現在秋田県を初め関係各省庁におい
て調査、検討が進められておりますが、その大規模

性あるいは地域への影響力の大きさ等から、さら
に綿密な調査、検討を要するというふうな段階に
ございます。私どもの新産・工特関係の秋田湾の
基本計画においては、こういう大規模な鉄鋼の立
地を検討するという事になっておりまして、今
後いろいろ各般にわたる検討が進んだ段階で具
体的な埋め立てとかいうことが出てくるというの
が現状でございます。

それからただいま御指摘の玉川ダムでございま
すが、確かに計画におきましては、工水関係で一
八%程度のアロケーションはあつたかと思いま
す。しかしながら、玉川ダムそのものはそれ以外
に治水あるいは農業用水あるいは上水、発電、こ
ういうふうなことを行う多目的ダムとして計画さ
れておりまして、その施設規模は洪水対策上の必
要性及び長期的な水見通しによつて決定された
と聞いております。したがって、ダムの建設そ
のものは総合的な観点から緊急性に迫られて行
われているものでありまして、また秋田湾開発自
体も、先ほど申しました各般の検討が進めば近い
将来には必要となつてまい問題でござい、ますの
で、むだな投資とは私どもは考へておらないわ
けでございます。

それから同様に、緑地につきましてございま
すが、これにつきましても、生活環境の保全と
か、あるいは砂が飛ぶ、飛んで来る砂を防止する
と、そういうふうなことを主目的に買収された
というふうな聞いておりまして、それがあわせて秋
田湾開発における緩衝緑地としての機能を持つ
と。いわばこちらの方の機能は付随的なもので
いうふうには私も聞いておりますが、したが
まして、現在におきましても、必ずしもむだに買
収されてむだに使われておるといふふうには私
ども考へておらないのが現状でございます。

確かに秋田湾につきましても、御指摘のよう
に新産地区の指定ということも相当おそく、ほか
の地区に比べますと二年ぐらいおそく行われて
いるということもござい、ますし、鉄鋼の立地とい
うのも、こういう石油ショック後の経済情勢の変

化といふこともござい、まして、先行きなかなか厳しい
ものがあると思ひますけれども、私どもとして
は、五十六年度計画においてこういう鉄鋼の立地
の問題あるいはそのほかの関連産業の導入の問
題、いろいろ考へて、この地区の建設整備をさら
に一層推進していきたいというふうな考へてお
ります。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 私へのお尋ねでござ
いますのでお答えを申し上げますが、新産・工
特の指定の際に、これがやはりいろいろな立地条
件のほかに、主たる企業が大体来そうだとい
う前提に立つて指定をしておつた経過がある
と思ひます。しかし、そこに造成される土地な
んかについて、ほとんど全部企業が配置され
るという見込みがなくなつた、まゝそれじゃ
業が来るという見当がつかまず、まゝそれじゃ
ひとつ指定しようかという経過があつたと思
ひます。したがって、メーンの問題は別として
その工業用地にいろいろな企業を配置しなけ
ばならぬわけでございますから、メーンのほかに
いろいろな企業について、地方自治体なり地方
経済界におきましてはいろいろと手探りをいた
しまして誘致をするわけでござい、ますが、もち
ろんその中には、その後において芳しくない成績
のものも入つてくる余地は十分にあるわけでござ
います。特に景気、不景気の波動というものは
地方団体で予測できない条件があるわけでござ
いますから、当時はいいと思ひ、ましても経済
の変動に伴ひまして非常に苦しい経営になる
場合によりまして撤退をする、縮小をするとい
うような事案が出てくるわけでござい、ます。こ
れは自由主義経済下においては、なかなかこれ
に対する対策を樹立することは困難な面であ
ろうと思ひ、ます。

しかしながら、全般的にみましますと、そ
こに新産・工特の産業立地ができましますと、全
体としてはやはり地域社会に対して大きなメリ
ットがある。しかしながら、その一部については
お尋ねのような問題も派生するといふこと

でござい、まして、この辺は、この問題を評価するにつ
きましては、全体の非常な大きなメリットがある
点に御理解を賜らなければいかぬ問題ではな
かろうかと、こう考へておるわけであります。

それから、そうした縮小する、あるいはや
めるというふうなことになる場合には、地方
としては非常に困る問題でござい、ます。特に失
業の問題もろにかぶつてくる問題でござい、ます。
そのほか各般の問題がござい、ますので、そう
した状況になりますと、誘致をいたしました地
方団体としては非常に窮境に立つ問題でござ
います。がゆゑに、地方団体の責任者といつ
たしまして、何とか方法がないだろうか、更生
の道がないだろうかといふことについて、企
業体と真剣に協議、努力をしているのが現状
だと思ひます。これに對しましては、先ほど
もお答え申し上げたわけでござい、ますが、地
方において最大の努力をする。それでもな
かなか片づかぬという場合には、いまの状況
におきましては、やはりわれわれのところにも
ひとつ御連絡を願ひ、まして、自治省なり、
あるいは国土庁なり、特に通産当局と緊密
な連絡をとつて、そこで何とか企業が稼働
できるような状態をつくり上げることに具
体的な問題として努力をしていかなければなら
ぬと、そういう道筋が残つておらぬと私は思
つておるわけでござい、ます。

そこで、御答弁にならないようなことでは
ござい、ますけれども、新産・工特の制度を
実施をして、そして、大勢をいたしましては
地方社会にとつて非常なメリットがあつた。
中にはそういう問題も派生をする、そういう
問題については、その問題を具体的に個々の
問題として関係者が努力をして解決をして
いくといふことではなからうかと私は思つ
ておるわけでござい、ます。

○神谷信之助君 きようは時間が余りあり
ませんから、秋田県の問題を具体例で出し
たんです。

それで、前に私は倉敷の例も出しました。
県や市町村の投資、それに対してどれだけ
税収が伸び

たのか、あるいはそれに伴ってどれだけ上下水道、その他教育施設、これらの整備が進んだのか、こういった問題を具体的に数字を挙げて、結局、税の収入で言えば、国税の収入はうんとふえましたよね。県税及び市町村税のメリットはうんと少ない。そういう具体的な例も挙げました。うまくいったといわれる倉敷でもそうです。

それから、これと同じような状況では、五年前のこの延長法案のときには、いわき市の問題を具体例で出しました。向こうでもあの当時大変な問題を抱えて困っていたんですね。あのときも私は、もう延長すべきではないと。そういうバラ色の夢を描いて飛びつかせながら結局は——ああいう経済の変動時期に、見通しが立たぬときにそういうものをするというのは、もううまくいかぬのは決まっている。ただし、つくった以上は生活関連事業その他つくった造成土地の処分なりしなきゃなりませんよ。それはそれで別の法律をつくればいい。それは新産・工特それぞれ自身についてはやっぱりはつきりと評価をして、そうして新しい開発方法というものを考える必要があるということを主張したわけですね。今回も私はつくづく思うんです。

それで、これは五十五年の一月に郵送調査で、秋田県の各界の代表、主な人々を対象にしてアンケート調査をやりました。郷土秋田の将来について今後どのような方面に力を入れればよいかというアンケートですね。一番多いのが七三・九%で、これは地場産業の振興なんです。だからそういう意味で、たとえば先ほど言いました永大木材というものは、秋田は林業の盛んなところですから、それと結びついてお考えになったんだけれども、残念なことには倒産をする。あるいはチップ工場をつくるということも秋田湾の向こうのところに移してやらねばならぬけれども、これも県内産を使うという目的が、実際にはもう外材の使用が中心になってしまつて、県内の林業の振興には余り役立っていないという状況になってきています。これは自由主義経済ですから、採算のとれる方、

安い方に行きますからね。そう思っているとおりにはいかない。そういうのを、開発計画といつて、わざわざ海を埋め立てて造成をするというような方法をこのまま続けていくことがいいのかどうかというの、私はもう結論は出ているんじゃないかというように思います。

国土庁、いま鉄鋼コンビナートが埋め立てがそうはいかぬことになったので、後、いろいろ考えておられるようなことを言っています。確かに石油備蓄港の計画もあつたりいろいろしています。しかし大体が、向こうは秋田湾開発と言つてますけれども、われわれが習った地理では秋田湾といふのはないんですからね。開発をするために秋田湾という名前ができて、いつのまにやら秋田湾が、地理学上はない名前が濫歩しているような状況になつていくわけでしょう。

大体そういう意味では無理であり、しかも経済法則からいってもきわめて確率の悪いそういう拠点開発方式というのはやめて、やっぱり地場産業、ふるさとを発展させる方法として地元の人たちの多数が考えている地場産業の振興、これらを中心にして経済の、地域産業の発達を考える、それに対してもっとこ入れをするというように私はすべきだというように思うんです。

この辺は、とりわけ隣県で御苦労なさつていらっしゃる大臣よくおわかりだと思つたのですが、その辺ひとつ、最後にもう一度お伺いしておきたいと思つた。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 新産の問題は、大体臨海性のところをねらつたものだと思うんです。それで、大規模であり輸出に関連をする、日本の高度成長を支えた産業、そういうものを大体頭に描いて新産都市というものは構想されたものだと思います。そこで、当時私は、それだけが日本経済のすべてではないのじゃないか、内陸の工業団地も必要であらうし、特に、いまおっしゃつた地場産業の振興ということがきわめて重要じゃないかということを感じて、この制度とは別に、内陸

の工業団地の造成とか、あるいは農村地帯における工業化の施策というものが制度的にも打ち出されてきたわけでございます。したがって、この方面で地場産業というものがあつた程度集積をいたしましてそのメリットを得ておるといふ実情はあると思うのでございます。

そこで、地場産業の問題もこの新産・工特について私は一つのファクターとして考えるべきだと思つておられます。私もその経過というものは、むしろ地場産業じゃないんだという構想であつたことにこの地域の一つの特徴があると思つております。お話をの点の地場産業等につきましては、その後の施策の充実によりまして、これ以外に地域において地場産業というものがあつた程度活発化している面もございします。しかし、日本の将来を考えますとどういふことになりましか、とにかく日本の輸出という問題だつて、これは決して無視できない産業でございしますから、今後における産業構造の問題と関連をいたしますけれども、新産・工特地域につきましてはそうした観点からの企業の再配置ということも私は重点を置いて考えるべきじゃないかと思つておるわけでございます。

秋田につきましては、私の隣県でありますからよく承知をいたしておりますが、非常に秋田といたしましては焦つた事情がございします。時期がちょっとおくれたこと、そして相当努力をいたしまして指定を受けたという事情があるわけでございます。それだけにこの企業の誘致につきましては大変苦勞しただらうと思つてございします。その一つがいまお話しになっております永大の問題もそういう心理的な背景がなかつたわけではなかつたかと思つた。当時といたしましてはこれは大丈夫だといふことであつたかと思つてございします。結果的に見ればそういうことになつた原因はそこじゃないかと言われればやむを得ない面もあるかと存じます。この点は先ほど申し上げましたとおり、全体の秋田の開発の一つの力をあそこ秋田は得たわけでございますから、そし

てまた、あそこで企業として稼働しておる問題もあるわけでございます。この問題だけで秋田の問題を決定づけるということはいかぬものだらうかという感じもいたさないわけではございません。私の所感を申し述べましてお答えにしたいと思つています。

○神谷信之助君 時間の関係もありますから、次に公害財特法の関係で質問をいたします。公害財特法では、下水道に対する補助のかさ上げですね。これは空振りになつてゐるのじゃないか、実効を十分果たしてゐないのではないかと、うように思うのですが、いかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) いまお話のございましたように、公害財特法におきましては二分の一というようにされておるわけでございますが、下水道法の施行令では四十九年以降その率が高められております。現実問題としてはその高い方の率を使用しております。おっしゃるような形になつておると言わざるを得ないわけでございます。

○神谷信之助君 だから、結局実効があるのは特定公共下水道と都市下水道ぐらいではないかということですね。

それで、新産・工特の方は、あるいは大都市圏の財特法ですね、これは、この空振りの状況はどうですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 新産・工特あるいは首都圏、近畿圏の場合には、定められております補助負担率に対して最高一・二五倍までのかさ上げを事業量と財政力の両方から行うわけでございます。ただ、基本的には、事業量が標準負担額を超えまふとのかさ上げが出てこないという点でございます。

○神谷信之助君 新産あるいは大都市圏、この方は事業量が一定水準を超えないかということですが、大体事業自身が大規模事業が多いですからあるんですけれども、いづれにしても、かさ上げ方式が公害財特と違つと、この理由は一体どこに

あります。

○政府委員(土屋佳照君) 新産・工特なり首都圏等の財政上の特例措置は、その地域開発等の積極的な効果を期するという意味で、いわば先行投資として集中的に事業が行われる、そのために通常の負担を超えて財政負担が出てくるということ、それがきわめて大きくなるので、結果的には事業量と財政力の要素によって市町村の事業についてかさ上げをしないと、こういう形になっておるわけでございます。

これに対して公害防止対策事業は、現にある公害の除去あるいは環境の保全といった性格も持っておりますし、現状から見て緊急に実施することが要請されておるわけでございますので、低い補助率を全体としてかさ上げをするということ、ございまして、事業量とあるいは財政力のいかににかかわらず高率補助をしておる。おおむね五割ないしは二倍の補助率負担になっておるといふこととございまして、それがいま申し上げましたように、基本的には一挙に通常の負担を超えて集中的に先行投資をするという場合と、そういう事業量にかかわらず全体として高い率でその整備をしていくというところの違ひだろうというふうに考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 いま大臣お聞きのように、新産・工特のやつとそれから大都市圏のかさ上げのやり方、これと、公害財特のかさ上げの仕方というのは違ひだすよね。それで、実際の実効はどちらが大きいかというと、新産・工特あるいは大都市圏の方がかさ上げの実効があるという状況になっておるんです。しかし、公害防止事業というのはこれはやらなきゃならぬ仕事ですわね。片一方の大都市圏あるいは新産・工特というのは、やらなければならぬと言えはそういう面もあるかもしれないけれども、まあやるのが望ましい方の事業でしょう。ところが、その補助の仕方は、公害の方が薄いといえますか実効が上がらぬというの、私はこれはおかしいと、本末転倒しているんじゃないかというふうに思うんです。

そこで、さらにちよつとお伺いしますが、公害防止の計画地域と新産、大都市圏と重複する地域、これはその扱いはどうなっているのか。それから、重複しない地域は一体どこかという点をお聞かせ願いたい。

○政府委員(土屋佳照君) 公害防止計画地域と新産・工特及び首都圏等の財特法が重なっておるところについての補助の問題でございますが、新産・工特地域については、その公害財特地域のものについて適用されておる率についてかさ上げが適用される、そういう形になっておるわけでございます。

それで、公害財特が適用となります地域とそれから新産・工特等と重なっておるところが、四百六十八のうち四百八十八市町村でございますから、全然重なっていないところが六十市町村ということになっております。

○神谷信之助君 では、重なっているところについては、高い方の新産・工特の補助方式がござるわけでしょう。そうすると、重なっていないところは、低い方の公害しか、余り実効の上がらぬやつしか適用されぬと、こういうアンバランスが起こっているわけですね。

そこで具体的に見ますと、いまの重複しないところで、北九州や宇部もありますが、これは産炭地域の方でかかってきますから、残っているところを見ると、瀬戸内海沿岸地域が大体かかっていないんですね。公害だけなんですね。そこで具体的に、広島・呉の地域と香川、この二カ所についてですが、公害防止計画は五十年に発足をして五十四年に終わって、いま新しい計画に入っているわけですね。

そこで、環境庁にお伺いしますが、もう時間の関係がありますから私の方から言いますが、それで間違ひないか。おたくの方の資料で抜き出したんですが、広島・呉地域の猿猴川ですね。この目標はCのハ——CというのはBOD五ppm以下で、ハの方は、「五年を超える期間で可及的速やかに達成をする地域」というのが目標ですが、五十

二年度は一・三ないし三二ppm、平均は四・七ppmで、不適合率が二七・七という状況である。五十四年度は〇・九から二二ppmというように、全体としては薄まったけれども、平均は五・二ppmで、だから汚濁が濃くなってきたというんです。不適合率はしたがって三五・三。結局五十二年より五十四年度というのは悪くなっています。

それから京橋川ですね、これは太田川の支流ですが、これは目標がAのイです。Aは二ppm以下、イは「直ちに達成」する地域と、そういう目標で、五十三年度は〇・五から九・一ppm、平均が二・一ppm、不適合率が二九・九。五十四年度は〇・五から六・〇ppmになって、平均は一・七ppm、不適合率は二七・六。少しよくなつてはきているけれども、直ちに達成する、二ppm以下にするという点では非常におくれているという状況です。

香川県の杣場川、高松市ですが、これは、いまと同じように言いますと、Eのハです。EはBODの一〇ppm以下ですね。ハは先ほど言いましたように、五年を超える期間で達成すると。これは五十二年度九・〇から七一ppm、平均が二五ppm、不適合率が四八。五十四年度は六・〇から一〇ppmで、平均が二三ppm、不適合率七五。まあ五年を超える期間で可及的速やかに達成するという目標ですが、不適合率はさらにふえてきています。

西汐入川も同じように、不適合率だけ見ますと、三三%が五〇%になるというように、これも悪い。

東京で一番悪いといわれる綾瀬川の下流で、BODは六・五ないし五八ppmで平均が二八ppmで、不適合率九三・八、そういう状況ですね。

これは環境庁、大体間違ひございませんか。

○説明員(清水良次君) 御指摘をいただいた各河川につきましまして、広島地域の猿猴川、あるいは京橋川、それから香川地域の杣場川、西汐入川、

それぞれ五十四年度の数値を見ますと、御指摘いただきましたように環境基準を達成をいたしておりますということでございます。

○神谷信之助君 そこで、当然広島でも香川でもこの下水道整備を急いでいるわけですね。しかも瀬戸内海ですから、瀬戸内海環境保全特別措置法で、水質の保全といいますが、これが法律もつくられてその仕事も進められていきます。ところが、この瀬戸内海環境保全特別措置法には、財政援助の規定はあるけれども具体的な措置はないと、こうなっています。したがって、この財特法が空振りということでは、下水道事業を進めるにしてもこれに特別に援助をする規定というものがありません。新産あるいは大都市圏の財特法にはあつて公害はない。こういう状態は、高度成長時代の悪い仕組みがそのまま残っているものと言わなきゃならぬというふうに思うんですが、せめて公害財特法の方も新産あるいは大都市圏並みに実効あるように——同じやり方がいかにどうかは別にしても、実際に効き目のあるようにする必要があるのでないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(土屋佳照君) ただいまお示しのよう、下水道につきましては、公共下水道が三分の二、それから流域下水道が四分の三と、かなり高率の補助がとられておるわけでございます。そういうことで、全国的に一律に整備を進めなければならないというところで、特別な高率の補助がとられておる、そういうことでございまして、一応全般的にその補助がかかっておるから、それ以上引き上げることはない。ただ、重なっておるところにつきましては、別途の目的において先行的な形で、急激に集中的に投資をしていかなければならない、しかもその量が通常の規模を超えてかなり多量にあると、そういうことであるから、新産・工特についての特別のかさ上げがあるというところでございまして、それはそれなりの目的があつて重なっておるというふうには考えられるわけでございます。

したがって、いわばそのプラスアルファの部分がござる。

こうになっていない、重ならないところはそれは非常に冷遇ではないかということでございますが、それはそれなりで、通常よりもかなり高い補助率が四十九年以来とられてきておるということでございまして、そのところは必ずしもそろっただけを冷遇しておるといったようなことではないのか。やはり目的が重なっておる結果のことではないかと私もとしては考えざるを得ないのでございます。

○神谷信之助君 いまの財政局長の理屈は通らぬと思うんですよ。全国的に下水道事業がおくれているというところで補助率はずっとだんだん上がってきていますね。よくなくて、改善はされた。その上に、新産・工特あるいは大都市圏のところは集中的に早いことやれということで、〇・二五以内のプラスアルファをつけてやろうと、こうなっているんですよ。公害防止地域も同じように、それは公害防止地域として指定され、公害防止計画を立ててやるのだからそこは早いことやれ、しかも公害ですから、これは人命にかかわる問題だ、だから新産・工特や大都市圏のやつよりもより一層事業は急速にやらないかぬ、集中的にやりなさい、だからかさ上げしようというのがあるやないか、だから先ほど言ったわけです。やらなならぬところは悪うて、やってもらった方が望ましいというところに厚い補助のかさ上げをしているというのはいじやないかと、本末転倒だと言っているんですよ。私はそこが問題だと思ひます。

だから、公害財法の補助のかさ上げの実績を見ましても、事業量から見ますと、四十六年から五十三年の事業費総額見ると、公共下水道がトツプで一兆四千九百九億ですか、二番目が廃棄物処理施設で四千九百四十一億です。それに對するかさ上げの実績は、公共事業の方は九十三億しかかさ上げがない。だが廃棄物処理施設というのは五百五十七億もある。それから、これから以後、五十六年から六十五年に向けてのそれらの公害地域の事業の規模を自治省でとられたのを聞きますと、公

共下水道が六兆三千九百二十九億、約四倍から五倍近くありますね。それから廃棄物処理施設の方は一兆七千九百一十一億です。それに對してかさ上げする額の見込みは公共下水道九十五億ですよ。一兆四千九百九億の事業に對して九十三億の実績だつたんだけれども、これから以後の六兆四千億近い事業費に對しては、九十五億ぐらゐのかさ上げの補助しか見込めないのがいまの仕組みなんですよ。だから、公害地域の事業で一番多いのが公共下水道等の事業で、二番目が廃棄物処理施設ですね、この金額から言ひましても、ところが一番多い公共下水道の事業に對するかさ上げの適用が一番実効がない。もう六兆三千億からのやつにわずかに九十五億ですからね。だから、せっかく公害財特法、これを延長して後十年引き続いてやりますといったって進まぬことになる。急がないかぬのはこっちの方や。財政局長の言うのは反対ですわ。こちの方を急がないかぬ。人命にかかわる。きれいにせないうかぬでしょう。いかがですか。

この点、もうきょうはこの法律自身が採決になるという状況ですから、いまこの補助の仕方をどうのこうのするということは直ちにできない相談だと思ひます。だからひとつ大臣、これ、これからまだ十年延長するといふ法案なんですね。わが党もこれには賛成なんです、この法案については、検討していただいて可及的速やかに時期を見て、機会を見てこの点を検討してもらつて、そういう点の改善ですね、少なくとも新産・工特あるいは大都市圏並み、それにふさわしいような補助の実効のある方法を考へてもらひたいという点、ひとつ大臣の方からお答えいただきたいのですがね。

○政府委員(土屋佳昭君) ちょっと、大臣がお答えになります前に申し上げますと、公共下水道の終末処理場については、確かに十分の四のときにこの財特法ができて二分の一ということになりましたから、そのときは効果があつたわけでございます。したがって、いまお尋ねのように、四十六

年から五十三年度までのかさ上げ分はわりと高く出てきておるといふことが言えると思うのでございますが、四十九年に、全国的に緊急に整備をしようというところで、こういった地域以外のところにも下水道については高率補助をするということ、三分の二の率になった。したがって、御指摘のとおり、それでいわば空振りみたいになつたことになっておるじやないかということでございますが、やはり緊急にやるといふ意味で、全体の事業量を何とか確保しようということ、なかなかその点が、それ以上にかさ上げということではできなかったという状況で今日まで来ておるわけでございます。

そういう状況があるから、五十六年―六十五年になりますと、高い率から考へておりますから、非常に低いかさ上げ率になっておるといふことになるわけでございます。御指摘の点はよくわかるわけでございます。下水道についての全体の事業の進め方は、建設省あたりのお考え等も、何とか総量を確保して早く全国的に進めたいという気持ち先行して。しかも補助率ももう相当高くなつておるじやないかということでございます。今日に至つておるわけで、今回の法改正の際も実はいろいろ検討したわけでございます。そういう政府内部でのいろいろの意向等も聞いてこつた形になつたわけでございます。おっしゃる意味はよくわかつておるわけでございますが、実態を踏まえてこつたことにはしたということ、御理解賜りたいと思ひます。

○神谷信之助君 こういうことになつたことはわかりましたからね、これから後の努力をやつぱりちゃんとして……。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 要するに、財特でもつてある程度プラスであつた。それで全体的に非常によくつたから――あなたのおっしゃるのには、そのときによくなつた上にまた財特法をつけ足したらよかつたじやないかということじやないかと思うんですが、それをいまからでもやつたらどうかということじやないかと思うんですが……

○神谷信之助君 いや、大都市圏はみんなよくなつて、また上にかさ上げつくんですよ。○国務大臣(安孫子藤吉君) だから、それにもかさ上げしたらどうかと、こつたことですね。この問題は、まあ経過もございまして、いまおっしゃる点もわからぬわけではございせんので、とくと研究させていただきます。

○神谷信之助君 いろいろ検討されて、建設省や大蔵省との関係でこつたことになつたんだと思ひますが、もう一度言つておきますが、たとえば大都市圏で下水道や何かすれば、いわゆる三分の二の補助率にまだ〇・二五以内の分がプラスになるんですよ、大都市圏の場合は。同じ公共下水道事業をやつて。ただ公害のところはもう上がったからいいじやないかと。大都市圏はそれにプラス、新産・工特もそれにプラスしてあるんですよ。だから同じようにすべきじやないかと言つてゐるんですよ、まあひとつ研究してもらひたいと思ひます。

最後に、これ、一番初めに聞きたいと思つたんですが、席を外されました。

この三つの法案というのは全部性質が違ふんですよ。財政上の特例の措置という点では一致するけれども、延長期間も違ふし、それからそれぞれの法律の目的も違ふ。これを一括提案をなさつてゐるわけですね。こつたことは、私は国会の審議権の侵害だといふように思ひます。後で討論のときにも言ひますけれども、この三つの法案に對してわが党は態度が違ふんですよ。採決は一括ですよ。別々に審議をされる、あるいは審議は一括審議しても採決は別といふならできませんけれども、提案をなさつてゐる方が一つの法案として、議案として出されてゐるわけですよ。

この問題を調べてみますと、以前に、四十九年に、電力用炭の販売株式会社法等の一部を改正する法律案が提案されたときに、同じように、電力用炭販売株式会社法の一部改正、石炭鉱業經理規制臨時措置法の一部改正、それから産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に

関する特別措置等に関する法律の一部改正、この三つを一緒にして提案をされています。この三つ、それぞれ内容が違いますが、しかしこの法案の場合は、四十九年の三月末から五十二年の三月末まで延長する、三つとも三年間の期限延長です。今度の場合はそうとは違う。そのときに衆議院の石炭対策特別委員会は、「政府は、本法案のような、それぞれ別個の意味をもつ三法律を一本として提出するが如き形式をとることは、審査の万全を期する上で妥当を欠く面も生ずるおそれがあるので、十分留意せられたい。」という附帯決議がなされて、当時の中曾根通産大臣は、「御指摘の点につきましては、今後十分慎重に対処してまいりたいと思います。」、こう言って、政府側は、そういうことをしなせんと言っておるんですよ。

今回またこういう措置をやられた。これでは十分な審議を尽くすこともできないわけですね。しかも、それぞれ法案の内容が違いますが、時間の関係があるから、私は、たとえば大都市圏の問題についてはきょうは質疑をしないんです。だから、そういう状態での提案というのは私は、まあ今回はもう出ているわけですから、いまさらどうのこうのはできないでしょうが、ひとつ政府内部でも慎重に検討して、十分これからそういうことのないように留意してもらいたいという点を申し上げておきたいのですが、よろしいですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 今後十分注意をいたします。

○神谷信之助君 それじゃ終わります。

○伊藤郁男君 私は、新産工業都市あるいは三大都市圏の振興整備事業と深いかわりを持っております住宅建設の問題に焦点を絞りまして、質問をしたいと思っております。

まず第一に、建設省にお伺いをしたいわけですが、斉藤建設大臣は昨年の臨時国会におきまして、住宅基本法をこの国会に提出すると、このように約束はされているわけです。この住宅基本法

については、わが国の住宅政策のあり方を初めて定める法律だと、こういうふうに言われているわけでございます。私どももきわめて興味を持っており、その法案提出の準備が進んでおるのかどうか、その点、まずお伺いをしたいと思います。

○説明員(伊藤茂史君) 御説明いたします。

住宅基本法案、まあわれわれ仮称と呼んでおりますが、これにつきましては、現在建設省で鋭意検討中でございます。大臣のたびたびの国会の答弁と態度は変わっております。

○伊藤郁男君 ということは、建設大臣の約束どおり、今国会に提出できるのかどうか。

○説明員(伊藤茂史君) 御説明いたします。

基本法案につきましてはいろいろと経緯がございまして、若干長くなりますが御説明申し上げます。最初のことから申し上げます。五十年の八月に住宅地審議会から「今後の住宅政策の基本的体系について」という答申をいただきました。そのときに基本法の検討をしないという御提案をいただいております。その際に、十分注意すべきことということで、国民的合意といえます。住宅の問題は非常に国民生活に密着した問題でございますので、国会の各党を問わず、ジャーナリズムとか、国民とか、広く意見を聞きまして、国民的合意を得た上でやはりつくるべきではないかという意見が付されております。

それから、今回第四期住宅建設五カ年計画を策定中でございますが、これに先立ちまして、昨年の七月にやはり「住宅政策の基本的体系について」ということで住宅地審議会から答申をいただいておりますが、その中でも、実質的施策の第一として基本法の検討を挙げて、国民各層の幅広いコンセンサスを得てその内容を確定していくべきだということに言われております。

われわれ鋭意検討中でございますが、この過程でやはり国会の各党から、社会党を初め公明党、いろいろと基本法につきまして、名称は違いますが、御提案がございまして、与党でありま

す自民党の中でも住宅対策特別委員会の中にプロジェクトチームをつくりましていろいろ検討いただいているということでございます。したがって、そういった国会の中のいろんな政治的な動きというものは十分くみ取りながら、できるだけ答申の線に沿って幅広い国民の支持を得たいということでございます。したがって、事務的に鋭意検討中でございますが、そういった動きもあわせて見てまいりたいというふうに思っております。

したがって、態度としましては国会に提出したいという気持ちでございますが、この先どういうふうになるかというのはいまだいまいという見通しがつかないという状況でございます。

○伊藤郁男君 この住宅基本法については、すで

にもう建設省は案はできておるわけですね。いま言われるように、確かに国民的合意あるいは各党間の合意が成り立つてこのような重大な法案が成立をするということが、もうこれは前提として非常に大切なことだと思うわけですが、いまのお話のように、なかなか見込みが立っていない。その見込みが立っていないという理由は何ですか。

○説明員(伊藤茂史君) われわれの方は、事務的には省内で十分詰めております。したがっていま申し上げましたことは国会内の動きとの絡みがございまして、われわれ憶測できないところもあるわけでございますが、建設委員会を中心にしていろいろとお話し合いが、動きがございまして、それを見守って、建設省としても対処してまいりたいというふうに考えております。

○伊藤郁男君 新聞に報ぜられるところによりまして、この住宅基本法につきましては、建設大臣の約束があったにもかかわらず、今国会は見送りの公算が大きいと報ぜられているわけですね。しかも、その理由は、宅地供給のめどが実際に立っていない、宅地供給のめどが立っていないのになんものをつくってもやっぱり絵に描いたもちだと、こういうような理由が最大の理由ではない

か、こういうように私は思うんですが、その点はどうか。

○説明員(伊藤茂史君) 御説明申し上げます。

現行の住宅建設計画法という法律がございまして、現行の各毎期の五カ年計画はこの法律に基づきまして策定いたしておりますが、この中では、特に土地対策あるいは宅地供給につきまして特別の規定は何もございません。したがって、住宅政策としていまの住宅建設計画法を主要な部分としていろいろと法案を練るということも可能でございますが、先生おっしゃいましたように、確かにいま現在の住宅問題というのは土地を抜きにしては考えられないという現状であることはわれわれ十分認識いたしております。したがって、省内で検討いたします際には、住宅に付随します宅地供給の促進という観点から、基本法案の中にそういった施策についても考え方を盛り込んでいくということで考えておりました。それが提出できないネックであるというふうにはわれわれ考えておりません。

○伊藤郁男君 それではお伺いをいたすんですが、四期五カ年計画ができましたね。これは内容も私も読ましていただいております。これは、この計画に伴う新規宅地の必要量をたしか計画書の中に明らかにしておいたと思うわけです。ところが、この四期五カ年計画では、計画書の中にさえ新規宅地の必要量が見当たらない。どのくらい一体四期五カ年計画では宅地を必要とするのか。あるいは、計画書の中にその必要量が明記されていないのはいかなる理由によるものか。その点をお伺いをしておきます。

○説明員(伊藤茂史君) 御説明申し上げます。ただいま御指摘の、第三期住宅建設五カ年計画では宅地必要量を見込んで計画内容にそういうことを盛り込んでおいたではないかという点でございますが、この点にしましては、若干誤解もあるのではないかとございまして、と申し上げるのは、閣議決定されました五カ年計画そ

のものの内容というものは、宅地につきましましては宅地供給を促進するという文章が入っておりまして、御指摘の宅地必要量というものは、この第三期住宅建設五カ年計画の参考資料ということで、閣議決定に伴いまして新聞発表等をし、実際にこれに付随してつけました資料の中に、「住宅建設に必要な新規宅地の供給面積の推定」ということでございまして、八百六十万戸の住宅建設のうち新規に宅地を必要とする戸数が三百五十万戸、宅地供給面積は六万六千ヘクタール要るということが参考資料の中に出ておったということでござい

では、四期の五カ年計画についてはどうするかということですが、ただいま各省協議中でございまして、近々閣議決定をいたすわけでございまして、これと並行いたしまして計画局で、これは宅地供給を所管しております建設省の計画局で、今後の宅地供給施策の指針ということでございまして、昭和五十六年度から六十年まで、これはちょうど四期の五カ年計画と期間は一致しておりますが、その期間と、それから六十一年から六十五年までの五カ年計画、前後合わせまして十年間という長期にわたる期間を対象期間にしまして、宅地供給の長期見通しというものを策定作業をいま行っております。第四期住宅建設五カ年計画の策定と相前後しましてこれが決定されるという運びになろうかと思っております。したがって、第四期住宅建設五カ年計画の参考資料といいますが、そういうものに、第三期と同じようにその数字を盛り込むということは可能でございまして、われわれはそうしたいと思っております。

ちなみに、いま現在作業しておりますけれども、第四期住宅建設五カ年計画に対応します新規宅地の必要量は六万二千五百ヘクタール前後というふうになる見込みでございまして、この量は全体の住宅需要そのものが三期に比べて相当落ちておりますし、新規に宅地を必要とする戸数も相当減っておりますので、そういうことから現状のいろんな供給施策、過去の区画整理済み地も

ございまして、いろんなこれからの供給施策もあるわけですが、そういうものを努力をすれば十分供給可能な量であるというふうにわれわれ聞いております。

したがって、御指摘の宅地必要量の見込み数というものは、四期五カ年計画の参考資料の中に、三期と同様なかっこうで盛り込みたいというふうにおかれわれ考えているわけでございまして、わけですけれども。

最近の都市街地におきます宅地供給量の推移というものは、非常に急激に落ち込んでおるわけですね。それは御承知のところですね。建設省の資料によりまして、この急激に落ち込んだ実情は、大

変なもので、公的供給の場合には、四十七年の三千百ヘクタールから千五百ヘクタール、これは半分以上に落ち込んでいます。民間供給の場合でも、四十七年の場合には八千二百ヘクタール、これが三千六百ヘクタールに落ち込んでいます。全体として一万四千五百ヘクタールから八千六百ヘクタールへというところで半分に落ち込んでいます。こういう現状の中で、いまお話のあったように、四期五カ年計画の中で六万二千五百ヘクタール、これが必要だというわけでありまして、果たして、こういう現状の中でこれだけの宅地供給というのが見込まれるのかどうか、その点の見通しをお伺いをしたい。

○説明員(伊藤茂史君) 御説明申し上げます。先ほど新規宅地必要量が六万二千五百と申し上げましたが、これは既成市街地で、たとえば工場跡地にマンションが建つという例があるかと思

います。あるいは、すでに宅地になっておりますが、空き地の状況にあるものの上に宅地を建てていくというものもございまして、そういうものも含んでおります。したがって、三期五カ年計画で六万六千ヘクタールと申し上げましたのは、都市街地で新規に開発する宅地必要量というところで三期の場合には積算をいたしたと聞いております。したがって、今回の六万二千五百ヘク

タールを、計画局の作業をやっておりますのを聞いている範囲ですと、大体七割ぐらいが都市街地だというふうに聞いております。残りは既成市街地、国勢調査でDID地区と申しておりますが、既成市街地の中での新規宅地ということになっております。したがって、七割といいますが、四万三、四千でございまして、それを五で割りますと大体九千ヘクタールということになります。したがって、一万ヘクタールをちょっと切るぐらいのところの供給があれば足りるわけでございまして、先生御指摘のとおり、現状、五十三年度八千六百と申すことで落ちておりますが、この水準からしますと、これにプラスの若干の政策努力をすれば可能と量であるというふうに踏んでおるといふふうに聞いております。

○伊藤都男君 四期五カ年計画で、五カ年の間に七百七十万戸の住宅を建てる、これは総括的な方針でございまして、一体建設省はこの四期五カ年計画を確実に自信を持って達成できる、このように言い切れますか。

○説明員(伊藤茂史君) 七百七十万戸の総住宅建設戸数につきましては、この中には政府の政策手段の薄いと申しますか、税制等ございまして、非常に薄い分野がございまして、したがって、七百七十万戸が達成できるかどうかというところは、日本の経済全体あるいは社会情勢の推移に非常にかかわり合いを持っている部分があるかと思っております。したがって、自信があるかというお尋ねでございまして、経済社会七カ年計画というのがあるわけでございまして、そこで想定されました経済の動き、所得の伸びあるいは物価の動向等を踏まえて、われわれが積算いたしました結果、七百七十万戸という中期的な需要というのがあるというふうに判断いたしましたわけでございまして、そういう経済運営が実現できれば、これは可能であるというふうに考えます。

ただし、先生御心配のように、現時点で着工統

計ベースで申し上げますと、百三十万戸を年間建設量として割るような事態でございまして。これは、所得の伸びが非常に現在低うございまして、それに対して建設資材は、五十四年から五十五年にかけて、五十五年の前半でございまして、相当上がりまして、マンション価格のごときは三〇%も高くなるという事態があったわけでございまして。現在は次第に建設資材価格も落ちつき下落傾向でございまして、地価の方も次第に上昇率が落ちるというふうでございまして、住宅価格そのものはだんだんとこれから落ちついていくという動きにはございまして、総じて五十五年に見られたような経済情勢が今後五年も続くということになりますれば、これは七百七十万戸は不可能と言わざるを得ないと思っております。

したがって、われわれは、経済計画に見込まれているような日本経済の動きというものを前提にして、七百七十万戸の長期的な需要は顕在化は可能であるというふうに考えております。

○伊藤都男君 見通しどおりであったら結構ですが、私は、この四期五カ年計画七百七十万戸につきましても、もう最初からこれが達成できないのではないかと、こういうふうに思われて仕方がないわけでございまして。いまお話のありましたように、五十五年度においても百三十万戸を割っているわけですね。そういう新設住宅戸数の現状でありますから、あるいはまた、七百七十万戸を達成するということは、年間百五十万戸以上を建てなければとても達成できないわけですね。ところが、五十五年度は百三十万戸を割っている、あるいは公営住宅の建設戸数も五十六年度は五万五千戸と、こういうわけですね。年間六万二千戸建てなければこの公営住宅も五カ年計画で達成できないのに、五十六年度は五万五千戸にとどまっている。こういうことを見ますと、最初から計画が達成できないのではないかと、しかも重大な問題は宅地供給の問題であるということ、私はどうもその辺が十分に理解をできないわけでありますけれども、計画達成のために最大限の努力

をしていただきたいと思ひます。

次に、持ち家対賃貸住宅の比率を三期の計画では六対四、今度は七対三となつてゐるわけですね。持ち家の比率をこのように高めたのはどのような理由によるものでありますか。それをお伺ひします。

○説明員(伊藤茂史君) 御説明申し上げます。

御指摘のとおり、七百七十万戸のうちに持ち家が五百五十万、借家・給与系が二百二十万ということと考へております。こういうふうな推計をしました基礎と申しますのは、一つには、世帯数の動向でございます。五十六年から六十年に世帯の構成がどういふふうになつていくかということを見たわけでございますが、六十年代末でわれわれは三千七百五十万世帯というふうに見込んでおります。その場合に、世帯主の年齢構成を見てまいりますと、五十年から六十年にかけまして、世帯形成で、一番最初に單身で独立をする、あるいは結婚をいたしまして世帯を持つといった若年層でございますが、二十歳代の世帯形成がこの五十年から六十年の十年間で申し上げますと三十七万減少いたします。それに対して、三十代、特に三十代の後半でございまして、戦後のベビーブーム世代がちょうどその年齢に達しまして、その三十歳代が五十年から六十年までの間に二十万増加をするということでございます。したがって、世帯増の主要な部分、しかも住宅需要としてあらわれまして世帯増の主要な部分というのが三十歳代の後半ということになります。

若年層の住宅需要というのは、最初に家を持ちます場合に九割近くが借家に入居いたします。それから次第に借家の中で広い借家に移住をいたしまして、最終的には八割近い方々が持ち家に移るというのが戦後の日本国民の住宅選択の動向でございます。これは各五年ごとに行われております住宅統計調査を見ますと、一貫した傾向になっております。したがって、この傾向を見る限り、三十歳代の後半の世帯数が増えるということはこの部分で持ち家居住世帯がふえてまゐる。し

たがって、借家から持ち家への住みかえが行われ、その借家の空き家の後に若年層が入る。あるいは、その場合に非常に古くて、すでに水準の悪いものは市場から脱落をしていくということになるかと思ひますが、そうしますと、全体としては借家需要に向かう年代層が減り、持ち家需要に向かう年代層がふえるということでございます。新設に建設をする、あるいはその中にはストック増に向かうものもございまして、過去のストックを建てかえるものもございまして、そういったものを世帯増を考慮して考へてまいりますと、持ち家の比重を上げざるを得ないというふうなわれわれ考へまして、五百五十万対二百二十万という数字にいたしております。

○伊藤郁男君 それではお伺ひするわけですが、この三大都市圏ですけれども、確かに住宅の志向としてはマイホーム志向が多いわけでありまして、けれども、しかし、このように土地の値段が上がる、建設費がもう毎年のように高騰をしていく。こういう現状の中で、勤労者国民は結果的にはマイホームをあきらめざるを得ない。マイホームを持ちたいけれどもあきらめざるを得ない、こういうふうな状況が變つてきているのではない、こういうふうな私に思ふわけですが。

たとえば、これももう新聞で報道をされておりますけれども、例の日本住宅公団の空き家に対する応募数を見ますと、まさに史上最高の競争率を最近に示しているわけですね。だから、持ち家政策も結構でありますけれども、そういう現状の中で、やっぱり賃貸住宅の建設というところに大いに目を注いでいかなければならぬのではない、こういうふうに私は思ふわけでありまして、けれども、建設省としては、三月十八日に住宅審が意見書をまとめられてゐるわけですね。その意見書の中では、大都市圏における公営、公団などの公共住宅の建設をもっと促進すべきだ、そのために用地取得の円滑化とか、あるいは国、公有地の活用だとか、老朽化した低層公営住宅の建てかえによる中層化、こういうようなことを住宅審は意見とし

て提案をしてゐるわけでありまして、これについてどう思ひますか。

○説明員(伊藤茂史君) 御説明をいたします。

先ほど五百五十万対二百二十万という持ち家の比率を申し上げましたが、これは全国ベースの話でございます。いま御指摘のありました公共賃貸住宅に關しましては、やはり大都市圏の住民の居住水準というものが全国から見ますと非常に悪いわけでございます。五世帯に一世帯近くが、われわれが定めております最低住宅水準未満ということとでございます。そういう最低居住水準未満の世帯をできるだけ六十年までになくしていきたいというふうに計画は考へておるわけでございます。したがって、第四期五カ年計画で定めております公営住宅三十六万戸、公団住宅二十万戸、その他公営賃貸が若干ございまして、そういう住宅、あるいは民間賃貸住宅に対します助成をいたします住宅がございまして、そういう住宅はできるだけ大都市の方に重点的に配分をするというふうなことを考へておるわけでございます。

現在、公営住宅、公団住宅のストックは、全国で二百四十万ございまして、そのうち六二%が大都市圏にございまして、この二百四十万ございまして公共賃貸ストックから、大体年間七%の割合で入居者が転勤やあるいは持ち家を持ったということと出てまいります。その後改めて若年層あるいは低所得層といった方々が入るということとでございます。先ほど非常に倍率の高い公団空き家のお話が出ましたが、それがそれに当たるわけでございますけれども、それがいまして二百四十万のうち七%といふと、毎年十七万戸でございます。五カ年間で累計しますと九十万近くになるわけでございますが、こういった空き家にどういった層を入居させるか、その上でなおかつ大都市圏に必要なストック増といふことが、公共賃貸住宅のストック増がどのくらい要るかという推計をいたしまして、できるだけ六十年に、自力では最低居住水準を確保できない方々のためにストックを

用意したいということで計画をいたしまして、今回の公営住宅三十六万戸、公団二十万戸、それから公社、その他の民間賃貸住宅ということと考へたわけでございます。必要量を計画をした。なぜそんな比率になるかと申し上げれば、それは全体の人口構成その他からしてそういう戸数で足りる時代になつてきたというふうにお考へいたしたいと思ふわけでございます。

○伊藤郁男君 私は、やっぱり持ち家政策というのですか、こういうものを過度にあり立てるといふことが、後で私は国土庁にもお伺ひをする予定にしておりますけれども、地価を引き上げた原因の一つになつてゐるのではないかと、こういうふうに思ひますし、やっぱり過度の期待を持たせる、このことは大変危険なことだと思ひますし、そのことがローン地獄とかサラ金地獄、そういうものに落ち込む人をつくり出すという原因にもなつてゐると思ふわけですが。

すでに五十三年の福田内閣のときに、この持ち家取得政策を大々的に推進したということは御承知のところですが、そして住宅融資を大いに拡大して振舞つたと、こういうことですね。その結果何が起つたかといふと、マンション業者やミニ開発業者がもう大いに土地を買いあさつた。その結果、大都市圏では宅地がもうほとんどなくなつてしまつて、今度はもうそれで全国的に土地の買いあさりが行われた。あるいは、石油の値上げによるインフレ配の中で土地の買い急ぎがふえた。こういうような理由がありまして土地の高値取引というものが常態化したのではない、こういうふうに私は思ふわけでありまして、このようないままでの失敗を再び繰り返してはならない、こういうふうに思つておるわけでありまして、この点について御見解はいかがでしよう。

○説明員(伊藤茂史君) 御説明いたします。

第四期五カ年計画の考へ方は、先ほど申しましたように、国民の需要動向というものを経済情勢とあわせて見通しまして、それにふさわしい住宅供給を考へていくということで計画案を策定いた

しておるわけでございます。したがって、まあ表現が適切かどうかわかりませんが、持ち家をあおるというようなことはゆめ考えていないわけでございます。

問題は土地でございますけれども、土地につきましては、先ほど申しましたように、今後は、いままでの公共、民間の力でまあ何とかなるという時代にだんだん移りつつある。大都市に多数の若年層が流入をしてどんどんとふくれ上がっていくという時代ではございませんし、日本全国の人口構成を考えても若年層がふえるという時代ではなくて、むしろ中高年齢化が、あるいは高齢化社会が問題になるという事態にだんだんと推移しつつあるわけでございまして、そういう事態で、いままで非常にともすれば足りなかつた宅地供給あるいは公営、公団の住宅供給というものが、次第に公共の力で何とかなる時代がやってくるというのではないかと考えておりました。今後は先生御心配のような事態にならないように、われわれも施策推進の上で十分考えてまいりたいというふうに考えております。

○伊藤都男君 それでは、国土庁にお伺いをしたいわけでありませうけれども、三大都市圏における最近の地価の動向、大変私は憂うべき状況にあると思ひます。四十九年当時の地価狂乱時代、これを上回る状況ではないか。このところもう一〇%以上の値上がりでありまして、特に東京においては一八%も上がっていると、こういう状況ですけれども、その実情はどうでございませうか。

○説明員(渡辺尚君) 御説明申し上げます。地価の動向でございませうけれども、国土庁で行っております四半期ごとの地価動向調査というのがございまして、その結果を累計しまして昨年一年間の地価変動を試算いたしますと、全国の全用途平均では八・三%になっておりますが、全国の住宅地では一〇・九%、それからいまお示しの三大圏の住宅地では一二・六%というふうになっております。ただ、昨年一年間のこの四半期ごとの地価動向調査で見ますと、全体としては上昇率に

鈍化の兆しが見えるというのも事実でございませう。ただ、三大圏を中心といたしまして、確かに地価の水準は高いわけでございまして、今後の動向に十分警戒をする必要があるというふうに考えております。

○伊藤都男君 こういうように地価が急激に上がってきている原因についてはいろいろあると思ひます。問題は、このような地価の高騰を食い止める有効な手段の問題でありまして、一体このような地価の高騰を食い止める有効な手段はあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○説明員(渡辺尚君) 地価対策の点でございませうけれども、やはり何と申しましても基本的あるいは長期的には、いわゆる過密過疎問題に対処しまして国土の均衡ある発展を図ることが基本であるというふうに思ひます。ただ、やはり当面の土地対策といたしましては、最近の地価の上昇の原因等を見てみますと、やはり非常に根強い住宅地に対する需要、これに対して供給が不足しているということが主因と考えられますので、やはり、当然のことながら、投機的な土地取引に対する抑制というものを引き続き行いながら、宅地の供給を促進していくということがどうしても緊急な課題であろうというふうに考えております。

○伊藤都男君 そこで、園田国土庁長官時代に、園田さんは、地価凍結のためにせっかくできていた国土利用計画法、この適用を検討するんだと、こういうことを発言をされておりますけれども、その考えはございませうか。

○説明員(河村勝三君) 御説明申し上げます。国土利用計画法によりまして「規制区域の指定」といいますのは、一つは、土地の投機的取引が相当範囲にわたって集中的に行われるというのが一つの要件でございまして、それと、地価が急激に高騰する、そういう事態に対して緊急な対策を講ずるという場合に指定が行われるという制度でございまして、現在の状況は、先ほども御説明ありましたが、旺盛な宅地需要に対して供給が不足しているということを主因にした地価の状況でござ

いますから、現在のところでは、こうした規制区域制度の要件でございませう投機的な土地取引が行われているという状況は認められないのではないかと、こういうふうに考えておる次第でございまして、いづれにいたしまして、土地取引動向に対する監視は必要でございませうから、十分行つてまいりまして、必要な場合には機動的に規制区域の指定を行うという考え方を基本にして、この制度の運用に当たつてまいりたいと、こういうふうな考え方をいたしておる次第であります。

○伊藤都男君 規制区域の指定につきましては、いまおっしゃつたような、投機的なことが集中的に行われている、それに伴つて急激に地価が上昇をするという双方の条件が満たない場合はこの法律が適用されない、こういう理解ですね。しかし私は、この二つの条件というものを一つ一つ分離して考えることができないだろうか、そういうことを考えているんですが、その点についてはどうでしょうか。

○説明員(河村勝三君) 規制区域につきましては、こういう二つの要件を設けておりますゆえんのもの、これがきつめて強い規制だということでございますが、そういう意味からこの制度が、こういう規制区域を指定する場合には、地域と期間を限定して、そうしてこうした強い規制が入っていくと、そういうような措置でこの制度が設けられていくということと私どもは承知しております。

先ほども申し上げましたように、現在の状況から見ますと、こうした非常に強い強制的な措置を適用するということは、そうした現在の地価問題の現状を考えれば、果たしてそうした地域と期間を限定するだけで効果が出るかというふうな問題もありましようし、それから、そうした措置のもとでは逆に土地取引が混乱し、あるいは円滑な土地供給に阻害が生ずるのではないかと、こういうような問題もあるのではないかと、こういうふうに考えておる次第でございませう。

○伊藤都男君 もう一つ。たとえば五十四年度の土地取引件数は二百七十六万件あったわけですが、

ね。しかし、届け出によつて確認をされている取引件数はこのうちの二十四万件、十分の一に過ぎないわけですね。これは法律によつて、届け出を必要とする条件として二平方メートル以上の土地に限られておりますから、そういう結果が出ていくわけですが、十分の一しか土地取引についてチェックできない。これは私は現状の法律の欠陥ではないかと、このように思ひます。二平方メートルといへば七百坪ですから、七百坪以上の土地の取引だけにしか、それしかチェックできない。こういう現状を改めて、もっと基準の見直しをすべきではないかと、こう思ひますが、その点については見解はどうでしょうか。

○説明員(河村勝三君) 届け出につきましては、基準を設けました経緯といたしましては、四党共同提案によります現在の法律の審議過程でいろいろ御議論もありましたようでございませうが、その際一つは都道府県の事務処理能力、それからもう一つは大規模取引の規制の波及効果というふうな面等を考えまして、現在設けられております面積基準が適当ではないかというふうに決められたというふうに私も承知しているわけでございませうが、現在の状況から見まして、これを直ちにまた対象面積を変える必要があるやなしやという点については、もう少し私どもで検討させていただきたいというふうに考えている次第でございませう。いろいろの御議論もございませうので、その点についてはさらに引き続き検討を加えさせていただきたい、そういうふうに考えている次第であります。

○伊藤都男君 それでは、別の問題で質問をしたいんですが、これは自治省が建設省、どちらからかお答えいただきたいんですが、いま民間デベロッパー、民間企業が団地等を開発する場合に、八百八十五の市町村においてこれは全く法律的根拠のない開発指導要綱なるものがつくられておることは御承知のところですか。この中にはかなり行き過ぎ

たものも見られるわけでありまして、たとえば開発を許可する条件として開発者にかんがりの負担を強いている。たとえば団地がつくられれば団地内に教育施設をつくれ、まあ学校をつくれということ。あるいは団地の外にも浄水場をつくれとか水道施設をつくれとか、あるいは教育施設をつくれとか、それをつくらなければそこに団地をつくることを許さないと、こういうことですね。こういう行き過ぎたものについては、三年ぐらい前に、自治省と建設省がこの見直しを検討するんだ、こういうことを言われたと、こういうふうに言われているわけでありまして、この開発指導要綱の見直し作業というものがどのようになっているのかお答えをいただきたい。

○政府委員(大嶋孝君) この宅地開発指導要綱等によります行政指導でございますが、一つは、地方公共団体が無秩序な宅地開発の防止あるいは良好な生活環境の整備を図る必要がある、さらに地方公共団体に過重な負担がかかることを軽減する必要がありというような事情から行われておるところでございます。この運用に当たりましては、地方公共団体とデベロッパーの両者が合意の上に行われなければならないものだと考えております。

御指摘の点につきましては、過去に建設省と数回話し合いをした経過があるようでございますけれども、最近では、この要綱等による過度の負担例ということで自治省に持ち込まれたケースはございませぬ。ありますれば、今後とも関係省庁、さらにデベロッパー、さらには関係市町村というような意見を聞きまして、行き過ぎがないように留意をまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○伊藤都男君 ぜひそういう方向で検討をしてもいいと思うんですが、実情は、団地をつくるような場合に、総事業費のうちそういうような公的な開発負担というのですか、それが四五・五%にも上っているわけですね。これが結局は家賃にはね返ってくる、こういう現状にありますので、

ぜひその点はなお一層検討を進めていただきたいと、このように思います。

次に、宅地供給に関連をいたしましてお伺いをしたいと思うわけですが、これは例の宅地並み課税農地の問題でございます。市街化区域内の農地は一体全国でどのくらいあるのか。その面積がわかりましたらお答えをいただきたい。

関連をいたしまして、その中で宅地並み課税の対象農地はどのくらいあるのか。そして、その宅地並み課税の対象農地のうちの減額措置をしている農地というものの面積はどのくらいなのか。宅地並み課税を完全に実施をしている面積というのはどの程度になるのか。これをお伺いをしたい。

○政府委員(石原信雄君) 市街化区域農地の総面積でございますが、五十四年度現在で、全国で二十二万八千八百八十九ヘクタールでございます。それから、このうち、いわゆる宅地並み課税を実施している面積でございますが、これはA農地、B農地と言われているものでございまして、三大都市圏の特定の市のA農地及びB農地について現在宅地並み課税が実施されております。その総面積は一万六千九百九十一ヘクタールでございます。それから、これにつきまして減額措置が適用されておりますものの面積は八千二百七十六ヘクタールでございます。

○伊藤都男君 それは、A、B農地の宅地並み課税対象農地の半分が減額措置をされていると、こういうふうに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(石原信雄君) 対象面積一万六千九百九十一ヘクタールのうち、八千二百七十六ヘクタールが減額の対象になっている、したがって半分以上でございます。八割程度が対象になっているというところでございます。

○伊藤都男君 五十五年の二月一日ですから昨年のことですが、後藤田前自治大臣は、A、B農地に対する宅地並み課税を軽減し自治省がその減収分を地方交付税で補てんをしている、こういうしり抜けの現状について、この見直しを指示したと、こういうふうに報ぜられているわけでありま

すけれども、この点についてどのような検討がなされているか、お伺いをしたい。

○政府委員(石原信雄君) いわゆる市街化区域農地の宅地並み課税につきましては、ただいまお示しの減額措置を含めまして、五十六年度までは現状のままで制度を維持したい。五十七年度以降につきましては、法律上も検討事項が定められておりますし、また、五十四年度十二月の税制調査会の答申におきまして、五十七年度から課税の適正化措置を行うべきであるという旨の答申をいただいておりますので、五十七年度に向けて、現在その内容の検討を行っているところでございます。

○伊藤都男君 確かに減額措置は五十六年度で切れるわけでありまして、五十七年度以降は確かに法律に基づきまして課税の適正化を図ると。課税の適正化を図るといことは宅地並み課税を実施する、こういうことであると思うわけでありまして、C農地を含めて五十七年度から宅地並み課税を完全に実施するつもりなのかどうか、お伺いをしたい。

○政府委員(石原信雄君) 先ほど申し上げました五十四年十二月の税制調査会の答申におきまして、五十七年度分以降の市街化区域農地の課税の問題につきましては、C農地を課税の適正化措置の対象に加えるということをはっきり指摘しております。したがって、私どもは、この問題の検討に当たりましては、当然C農地も課税対象に加えるという前提で検討をまいりたいと、このように考えております。

○伊藤都男君 その場合、国土庁長官は、一月二十七日の記者会見で、C農地であっても、農業を続けていきたい、こういう強い意思のある者については宅地並み課税はしないんだと、こういうふうに言っているわけでありまして、自治省の考えはいかがでしょうか。

○政府委員(石原信雄君) 税制調査会の答申におきまして、この市街化区域農地の課税問題の検討に当たりましては、「長期にわたり営農を継続する意思のある者に対する配慮を行うなど必要な措置を講じつつ」適正化をすべきだと、このように述べられております。したがって、C農地を課税適正化の対象に加えるに当たりまして、長期にわたって営農を継続する意思のある所有者に対して何らかの措置が必要ではないかと、このように考えております。

○伊藤都男君 この宅地並み課税によって、果たして農地が宅地として吐き出されていく可能性があるのかどうか。いままではしり抜けでありましたから現実には効果がなかったと思うんですが、五十七年度からそのような形で実施をしようとした場合に、果たして農地が吐き出されてくるのかどうか。その見通しはどうでしょう。

○政府委員(石原信雄君) いわゆる市街化区域農地の宅地並み課税の効果であるかどうかという点についてはなかなか判定しにくいわけでありまして、少なくともこれまでの実績を見ますと、A、B、C各農地の宅地化の状況を見ますと、A、B農地の方がC農地よりも宅地化の面積がずっと多くなっております。したがって、今後C農地を適正化の対象に加えるということによって、宅地化の促進の面で何がしかの効果は期待できるのではないか、このように考えるわけでありまして、その場合、現在のA農地及びB農地について行われております減額制度、これが宅地供給促進の足を引っ張っているのではないか、このような批判もあるわけでありまして、当然五十七年度以降の市街化区域農地の課税の扱につきましては、この減額制度の取り扱いについても検討対象としていかなきゃならないと、このように考えております。

○伊藤都男君 では、最後に自治省にお伺いをしたいんですが、リージョンプラザ構想というものがあろうんですが、それはどういう内容のものでしょうか。

○政府委員(大嶋孝君) 最近広域化してまいりました地域社会に適切に対応し、かつまた、文化の時代にふさわしい地域の整備を図りますために、自治省におきましては、五十四年度から三カ年計

画で、全国の広域市町村圏、それから大都市地域広域行政圏におきまして、新広域市町村圏計画の策定を推進しておるわけでございます。この計画は、地域のいろんな課題に対応する総合的な計画でございます。とりわけ住民の高度化あるいは多様化したニーズに適切に対応する総合的なサービスシステムの形成を中心とした課題としております。

このようなサービスシステムの整備を推進いたしますために、五十六年度からこの中心となる大規模複合施設でございます田園都市中核施設の整備に對しまして必要な財政措置を講ずるということにしております。一つは、田園都市中核施設整備計画策定費補助金でございますし、一つは田園都市構想推進事業助成交付金でございます。この助成交付金につきましては、規模等に応じまして一カ所二億四千万から二億五千万を三年間で交付いたします。予算的には、五十六年度に初年度分として一カ所五千万の十カ所分が計上されておるわけでございます。この整備につきまして、当面五カ年で五十カ所を予定しております。これを計画的に整備を進めてまいりたい。この田園都市中核施設の構想につきまして、従来関係者の間でいわゆるリージョンプラザ、圏域広場構想というように呼ばれてきたわけでございます。

こういうものが内容でございます。

○伊藤郁男君 それを十カ年計画で進めるわけですね。これはもう全国の三百三十四の広域市町村圏に全部やっていくのかどうか。十カ年の年次計画というものがどのようになっておるのか。お伺いしたいと思います。

○政府委員(大嶋孝君) 新広域市町村圏計画は、各団体が独自に各圏域で設定するわけでございますが、この計画期間はほとんどの圏域において十年ということになっておるわけでございます。施設を整備してまいりますのは、当面五カ年で五十カ所ということでございますので、すべての圏域にすべて行き渡るというわけではございません。重点的に、必要な箇所から整備をしてまいりたい

と、こういうことでございます。

○委員長(亀長友義君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、石破二朗君及び鍋島直昭君が委員を辞任され、その補欠として谷川寛三君及び松浦功君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○神谷信之助君 私は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、日本共産党を代表して、反対討論を行うものであります。

まず初めに、新産・工特財政特別法、首都圏等財政特別法、公害防止財政特別法、この三つの異なる法律改正を一括して提案している問題であります。

この三法は、当委員会において私が指摘いたしましたごとく、財政上の特別措置という点では共通しているとはいえず、その趣旨、目的とするところは異なり、むしろ、新産・工特と公害防止ではまさに相反すると言ってよいほどの隔りがあります。かつて、昭和四十九年、石炭問題で、共通する電力用炭販売株式会社法、石炭鉱業経理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業信用保険特別措置法の三年延長を一括提案した際、衆議院石炭対策特別委員会、附帯決議をつけて、「それぞれ別個の意味をもつ三法律を一本として提出するが如き形式をとることは、審査の万全を期する上で妥当を欠く」として、政府に今後このようなことのないよう注意を求めました。これを受けて

当時の中曾根通産大臣は、今後慎重に対処してまいりたいと述べています。今回の一括提案は、まさにこの愚を犯すものであり、議会軽視と言わざるを得ないのであります。

次に、三法への態度についてであります。

新産・工特財政特別法は、新産・工特の建設を促進し誘導するためのものであることは明白であります。新産・工特は、かつての高度成長時代の工業優先、大企業優先の開発方式として国民各般からの批判が集中し、実現性の薄い企業立地を前提に産業基盤の整備を進めて、地方財政を圧迫し住民負担を強いるなど、あしき開発の代表とされてきたものであります。この法律延長の理由として、産業基盤先行によっておこなわれている生活基盤の整備に役立つとされていますが、この十五年の実績を見ても、道県の地方債は明らかに産業基盤重点に投資され、市町村においても、上水の名目で工業用水が整備され、公園の名目で緩衝緑地が取得されるなど、必ずしも生活基盤と言えないものもあるものであります。仮に生活基盤に投資されるとしても、このような工業優先の国土開発の後追いとして行われる仕組みをそのまま容認することはできず、反対であります。

首都圏等財政特別法につきましては、大都市のマンモス化に伴う深刻な過密問題への対応と、大企業本位の開発、再開発の両面があり、わが党は棄権の態度をとるものであります。

この二法につきましては、関係地方自治体の延長要望もありますが、これは期限切れによる減収の回避が主な理由であり、むしろ、かねてからわが党が主張してまいりました地方財政の緊急措置、すなわち交付税率の引き上げ、超過負担の解消、総合補助金制度の導入等の措置によって基本的に充足すべきことを主張するものであります。最後に、公害防止財政特別法についてはいまさら云々する余地はなく、そのための国の補助、負担の特例を初めとする財政措置の延長が必要であることは当然です。しかし、この法律には

不十分な点も少なくありません。さきに私が本委員会では指摘した下水道補助のかさ上げについて、新産や首都圏等の財特法に実効があり、公害の財特法にそれがないのもその一例であります。その内容の改善を強く要望するものであります。

以上、個別の三つの法律の個々についてわが党の態度は異なっております。したがって、採決は分離して行つて初めてそれぞれの法案に対する態度を正しく反映できるのであります。これを一本の法律案として提出するという審議権を侵害するがごとき正しからざる提案方法のため一括採決されますので、筆頭法案に対する態度をもって反対とするものであることを述べて討論を終わります。

○志苦裕君 ただいま議題となった案件について、日本社会党を代表して意見を述べます。

新産・工特二法制定以来、わが国の経済社会は大きな変容を遂げました。国土開発計画も再三にわたって変更され、その開発方式も拠点開発から管理中核機能のネットワーク形成、定住構想へと変遷しております。

このような歴史的経過、経済社会の変容を考えると、新産・工特の二法は、その制定経過にさかのぼって抜本的な検討が加えられるべきであります。とりわけ、我が国経済が一九七〇年代に入つて国際的な経済変動を背景にスタグフレーションに見舞われ、出口なき危機の打開をめぐって福祉型経済への転換が強く求められておるだけに、この二法の見直しは時代の要請と言えましよう。にもかかわらず、これを放置し、財政上の特別措置、すなわち本法のみを単純に延長することは説得力を持ち得ない。このことは首都圏等近郊整備の財政特別措置についても指摘されることであり、政府の反省を促すところであります。こうした基本に立つて、以下、若干の問題に触れます。

その一つは、自治体の実態を無視して代替措置

のないままに本法を一方的に廃止しようとした政府内部の動きについてであります。わが党は、新産都法の制定に当たって基本的な疑問を提起しながらも、自治体の創意性を尊重し、地場産業の振興と生活環境の整備に重点が注がれるよう主張しました。そして、当初は道路をトップに、義務教育施設、公営住宅、下水道、尿尿処理施設の順であった事業が、一九七八年の見直しによって、下水道をトップに義務教育、道路、公営住宅、都市公園の順に事業の構成が改善されたことを評価します。首都圏等についても同様であります。このような改善が見られるとはいえ、その水準はいまだに全国水準をさへ下回っておるのが実情であるにもかかわらず、財政特別措置を一方的に打ち切ろうとした試みはおよそ容認できるところではありません。

第二は、補助のかさ上げに係る財政調整の問題であります。

補助のかさ上げが一般財源として地方財政に構造的に組み込まれることからして、調整率のあり方に合理性が求められるのは当然であるが、このたびの政府案は、法の延長と引きかえにただ抑制策を講じただけであり、少なくとも現実の平均的な財政力指数を採用して合理性を加味するのが当然であり、たくさん事業を行えばかさ上げがなされ、標準事業規模の一割以下の自治体では対象にもならないという不合理は是正されるべきであります。

公害防止に係る財政特別措置は、法制定経過に照らして延長措置は当然であります。ただ、自治大臣指定のしゅんせつ事業等の割合がきわめて少ないことは問題であり、法指定事業に加えて個々の自治体の実情に沿った事業をさらに拡大するよう強く要求しておきます。

以上、本改正法案について述べましたが、基本的には新産・工特二法そのものが問題ではあります。自治体における事業と財政の実態にかんがみ、本改正案には賛成であることを申し上げ、討論いたします。

○和泉照雄君 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました新産都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行います。

まず、新産都市建設及び工業整備特別地域整備のための財政上の特別措置法改正案についてであります。

いわゆる新産・工特法は、大都市への人口及び産業の集中の緩和、地域格差の是正、雇用の場の創設を目指し、昭和四十年に制定されたのであります。過去十五年間における目標達成率は、工業出荷額二九・一％、人口五九・八％、施設整備八九・一％と、当初予定を大幅に下回っております。

昭和四十八年度における石油ショックによる高度経済成長から減速経済への移行、新規投資意欲の減退が原因であると考えるものであります。今後、雇用吸収力の大きな産業の導入、人口の地方定住の促進はなお一層進める必要があります。また計画の途中での中止は関係地方団体に対し多大な影響を与えることは必至であります。したがって、現時点において本法律の延長はやむを得ないと考えるものであります。

次に、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備のための国の財政上の特別措置法についてであります。近郊整備地帯、都市開発区域等においては、人口が増加し、諸機能の集積が進んでおりますが、これに伴う住宅、生活環境施設等の整備が対応できないのが実情であります。したがって、これらの地域の生活環境施設等の整備を引き続き進めていく必要があります。本法律の延長に同意するものであります。

次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律についてであります。本法律は、施行後地方団体の公害防止事業の促進に寄与してまいりましたが、今後なお大都市地域を中心とする公害防止計画策定地域において現行計画の期間内達成は困難となっており、引き続き

き公害防止対策事業を積極的に実施する必要がある。こうした状況から見て、本法律の延長も同意するものであります。

以上をもって賛成討論を終わります。

○委員長(亀長友義君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

新産都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(亀長友義君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(亀長友義君) 次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安孫子自治大臣。

○国務大臣(安孫子藤吉君) ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明を申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、現下の厳しい地方財政事情と地方税負担の現状にかんがみ、その負担の適正化及び地方税源の充実を図るため、所得の金額が一定の金額以下である者について昭和五十六年度限りの措置として個人住民税所

得割の非課税措置を講ずるとともに、法人住民税について均等割の税率適用区分の基準の変更並びに道府県民税及び市町村民税に係る法人税割の税率の調整、個人事業税について課税対象事業の追加並びに不動産取得税について税率の引き上げを行い、固定資産税等に係る非課税等の特別措置の整理合理化を図り、あわせて地方税に係る更正、決定等の制限期間の延長等の措置を講ずることとするほか、日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特別措置についてその適用期限を延長することとする等の必要があります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明を申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。まず、個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、低所得者の税負担の実情にかんがみ、昭和五十六年度限りの措置として、所得の金額が二十七万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額以下の者について、所得割の非課税措置を講ずるほか、控除対象配偶者のうち年齢七十歳以上の者については、老人配偶者控除を適用し、その額を二十三万円とすることとしております。

次に、法人の道府県民税及び市町村民税につきましては、法人税の税率引き上げに伴う法人税割の増収額を市町村税源の充実に加えるため、法人税割の税率の調整を行うこととし、市町村民税の標準税率を百分の十二・三に引き上げるとともに、道府県民税の標準税率を百分の五に改めるほか、均等割の税率適用区分の基準を資本の金額または出資の金額に資本積立金額を加えたものに改め、均等割の課税の適正化を図ることとしております。

その二は、事業税についての改正であります。個人事業税につきましては、社会経済情勢の推移

に伴い、負担の公平を図るため、新たに不動産貸付業、駐車場業、コンサルタント業及びデザイン業を課税対象事業に加えることとしたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、地方税源の充実を図るため、標準税率を百分の四に改めることとしたしておりますが、最近の住宅建設の状況等に配慮し、住宅及び一定の住宅用土地の取得については、今後五年間に限り現行税率に据え置くこととしたしております。また、一定の要件を満たす新築住宅についての課税標準の特例措置の控除額を四百二十万円に引き上げることとしたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。固定資産税及び都市計画税につきましては、鉱工業技術研究組合の機械装置に係る課税標準の特例措置等の整理合理化を行う一方、地域エネルギー利用設備に係る課税標準の特例措置を新設する等の措置を講ずることとしたしております。

その五は、軽自動車税についての改正であります。軽自動車税につきましては、課税事務の簡素合理化を図るため、月割り課税制度を廃止することとしたしております。

その六は、電気税及びガス税についての改正であります。

まず、電気税につきましては、産業用電気に係る非課税措置の見直しを行い、二品目に係る非課税措置を廃止する一方、繊維製品及び紙の製造用電気に係る軽減措置の適用期限を延長することとしたしております。

また、ガス税につきましては、エネルギーの利用の合理化及び効率化に資する一定のガスの使用について、ガス税を課さないこととしたしております。

その七は、国民健康保険税についての改正であります。国民健康保険税につきましては、被保険

者の所得水準の上昇等を勘案して、課税限度額を二十六万円に引き上げるとともに、昭和五十六年度分の国民健康保険税に限り、減額の基準を二十万円に一定の金額を加算した金額とすることとしたしております。

その八は、更正、決定等の制限期間及び罰則等についての改正であります。この改正につきましては、税務執行面における実質的負担の公平を確保するため脱税の場合の更正、決定等の制限期間を二年延長いたしますとともに、道府県民税、事業税及び市町村民税の脱税に関する罪についての法定刑の長期を五年とすることとしたしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に関する事項であります。日本国有鉄道に係る市町村納付金につきましては、納付金算定標準額の特例措置の適用期限を昭和五十七年三月三十一日まで延長することとしたしております。

このほか、地方税制の合理化を図るための所要の規定の整備を行っております。

以上の改正の結果、明年度におきましては、個人住民税の非課税措置、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例に係る控除額の引き上げ等により二百八億円の減収となる一方、法人住民税の均等割の税率適用区分の基準の変更、不動産取得税の税率の引き上げ等により九百六十四億円の増収が見込まれておりますので、差し引き七百五十六億円の増収となる見込みであります。

以上が地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(亀長友義君) 次に、補足説明を聴取いたします。石原税務局長。

○政府委員(石原信雄君) ただいま説明されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の主

要な内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正であります。

まず、総則の改正であります。第十七条の五及び第十八条の二の改正は、脱税の場合の更正、決定等の制限期間を五年から七年に延長するとともに、脱税の場合の徴収権の消滅時効は、一定の期間進行しないものとしようとするものであります。

次は、道府県民税の改正であります。第二十三条第一項第四号の二の改正は、資本等の金額について、その用語の意義を定めようとするものであります。

第二十五条第一項第一号及び第二号の改正は、国民健康保険組合等が収益事業を行う場合には、道府県民税を課税しようとするものであります。

第三十四条第一項及び第五項の改正は、控除対象配偶者のうち年齢七十歳以上の者について老人配偶者控除二十三万円を適用しようとするものであります。

第五十一条第一項の改正は、道府県民税法人税の標準税率を現行の百分の五・二から百分の五・一に、制限税率を現行の百分の六・二から百分の六・一にそれぞれ改めようとするものであります。

第五十二条第一項及び第四項の改正は、法人等の均等割の税率適用区分の基準を、先ほど御説明いたしました資本等の金額、すなわち資本の金額または出資金額に資本積立金額を加えたものに改めようとするものであります。

第六十二条の改正は、法人等の道府県民税の脱税に係る法定刑の長期について現行三年を五年とし、これに伴い法人に罰金刑を科する場合の公訴時効期間を五年としようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。第七十二条第五項、第七項及び第八項の改正は、個人の事業税の課税対象事業に、不動産貸付業、駐車場業、コンサルタント業及びデザイン業を加えようとするものであります。

第七十二条の四第一項及び第七十二条の五第一

項の改正は、国民健康保険組合等が行う収益事業に対し事業税を課税しようとするものであります。

第七十二条の六十の改正は、事業税の罰則等について法人等の道府県民税の場合と同様の改正を行おうとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。第七十三条の二第二十一項及び第二十二項の改正は、農住組合が行う事業で土地画整理法の適用があるものの施行に伴う仮換地等の取得について、一般の土地画整理事業と同様の課税の特例を設けようとするものであります。

第七十三条の六第三項の改正は、農住組合が行う事業で土地画整理法の適用があるものの施行に伴う換地等の取得について非課税措置を講じようとするものであります。

第七十三条の十四第一項の改正は、新築特例適用住宅に係る課税標準の算定上価格から控除する額を現行の三百五十万円から四百二十万円に引き上げようとするものであります。

第七十三条の十五第一項の改正は、不動産取得税の標準税率を現行の百分の三から百分の四に引き上げようとするものであります。

なお、住宅及び一定の住宅用土地につきましては、後ほど御説明いたしますが附則において特例措置を講ずることとしたしております。

次は、料理飲食等消費税の改正であります。第二百二十九条第七項の改正は、領収証等の写しの保管期間を現行の六月間から一年間に延長しようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。第二百九十二条、第二百九十六条、第三百二十二条及び第三百十四条の二の改正は、道府県民税と同様でありますので説明を省略させていただきます。

第三百十四条の六第一項の改正は、市町村民税法人税割の標準税率を現行の百分の十二・一から百分の十二・三に、制限税率を現行の百分の十四・五から百分の十四・七にそれぞれ引き上げよ

うとするものであります。

第三百二十四条の改正は、市町村民税の罰則等について法人等の道府県民税の場合と同様の改正を行おうとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

第三百四十三条第六項の改正は、農住組合が行う事業で土地区画整理法の適用があるものの仮換地等について、一般の土地区画整理事業と同様の課税の特例を設けようとするものであります。

第三百四十八条第二項第二十八号及び第三百四十九条の三第二十八項の改正は、貿易研修センターの業務用固定資産に係る非課税措置を廃止し、課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

第三百四十九条の三第六項の改正は、鉱工業技術研究組合の機械及び装置に係る課税標準の特例措置を縮減しようとするものであります。

次は、軽自動車税の改正であります。

第四百四十五条の二及び第四百四十七条から第四百四十九条までの改正は、軽自動車税の月割り課税制度を廃止しようとするものであります。

次は、電気税及びガス税の改正であります。

第四百八十九条第一項の改正は、電気製造耐火れんが及びアセトアルデヒドに係る電気税の非課税措置を廃止しようとするものであります。

第四百九十一条の二の改正は、エネルギーの利用の合理化及び効率化に資する一定のガスの使用について、ガス税の納税義務を免除しようとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。

第五百八十六条第二項第十七号及び第十七号の二の改正は、日本勤労者住宅協会がその本来の事業の用に供する土地またはその取得について非課税としてしようとするものであります。

次は、事業所税の改正であります。

第七百一条の三十四第三項の改正は、農住組合が農業を営む者の共同利用に供する一定の施設について非課税としてしようとするものであります。次は、国民健康保険税の改正であります。

第七百三条の四の改正は、課税限度額を二十六万円に引き上げようとするものであります。

次は、都における特例の改正であります。

第七百三十四条の改正は、市町村民税の標準税率等の改正に伴う規定の整備であります。

次は、附則の改正であります。

附則第三条の三の改正は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得の金額が二十七万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額以下である者について所得割を非課税とするともに、所要の調整措置を講じようとするものであります。

附則第十一条の改正は、不動産取得税について、農業委員会のあるに基づく農地の交換分合により取得した農地に係る課税標準の特例措置を廃止するとともに、農用地利用増進計画に基づき取得した農業振興地域内にある土地及び農住組合が行う交換分合により取得した土地に係る課税標準の特例措置を講ずるほか、農用地開発公社が新設したまたは改良した農業用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を一年延長しようとするものであります。

附則第十一条の二及び第十一条の三の改正は、先ほど御説明いたしましたとおり、昭和五十六年七月一日から昭和六十六年六月三十日まで取得された住宅及び一定の住宅用土地に係る不動産取得税については、住宅に係るものについては現行税率を据え置くこととし、一定の住宅用土地については、税額の四分の一を減額する措置を講じようとするものであります。

附則第十一条の四第七項の改正は、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が身体障害者雇用促進法の規定に基づく助成金の支給を受けて昭和五十六年十月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に取得した一定の事業用施設について、不動産取得税の減額措置を講じようとするものであります。これに伴い従来の心身障害者モデル工場に係る減額措置については、縮減の上、その適用期限を半年延長することとしたしております。

附則第十一条の四第九項の改正は、入会林野整備等により取得した土地に係る不動産取得税の税額の減額措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第十二条の二の改正は、電気自動車に係る自動車税の税率の軽減措置の適用期間を二年延長しようとするものであります。

附則第十四条の改正は、一般廃棄物の最終処分場の構築物等に係る固定資産税について非課税としてしようとするものであります。

附則第十五条第一項から第十六項までの改正は、固定資産税について、野菜供給安定基金の一定の保管施設及び消防法第十条第一項の貯蔵所の防油堤に係る課税標準の特例措置を廃止するとともに、日本自動車ターミナル株式会社の事業用家屋及び償却資産並びに地方、離島以外の国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を三年、営業用倉庫及び地方鉄軌道の乗降場の延伸工事により敷設された構築物に係る課税標準の特例措置を二年、心身障害者モデル工場に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を昭和五十六年九月三十日まで、省エネルギー設備に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を二年それぞれ延長しようとするものであります。

附則第十五条第十八項から第二十四項までの改正は、固定資産税について、通信・放送衛生機構の業務用償却資産、地域エネルギー利用設備、地方卸売市場の用に供する一定の家屋及び償却資産、乗り合いバス業者または地方鉄道業者が特定地方交通線の転換に係る日本国有鉄道の交付金を受けて取得した事業用償却資産、日本国有鉄道から無償で譲渡された特定地方交通線に係る構築物、農住組合が取得した共同利用設備並びに心身障害者多数雇用事業所の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

附則第十六条第五項及び第六項の改正は、市街地再開発事業及び住宅街区整備事業の施行により

それぞれ従前の権利者が取得した一定の施設建築物及び施設住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十条の二の改正は、電気自動車に係る軽自動車税の税率の軽減措置について、自動車税と同様その適用期間を二年延長しようとするものであります。

附則第三十一条の改正は、繊維製品及び紙の製造の用に供する電気に係る電気税の税率の軽減措置の適用期限を昭和五十九年五月三十一日まで延長しようとするものであります。

附則第三十二条第二項の改正は、特定地方交通線の転換に係る日本国有鉄道の交付金を受けて取得した一般乗り合い用のバスについて、自動車取得税の非課税措置を講じようとするものであります。

附則第三十二条第四項の改正は、電気自動車に係る自動車取得税の税率の軽減措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十二条の三第二項の改正は、地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて設置した事業所等に対する新増設に係る事業所税の非課税措置の適用期限を昭和六十一年十一月十二日まで延長しようとするものであります。

附則第三十三条の改正は、昭和五十六年度分の国民健康保険税に限り、減額の基準を二十三万円に一定の金額を加算した金額としてしようとするものであります。

附則第三十三条の二から第三十四条までの改正は、附則第三条の三の改正に伴う所要の規定の整備であります。

附則第三十五条の二第一項及び第三項の改正は、個人の市町村民税について、山林を現物出資した場合の山林所得に係る納期限の特例措置の適用期間を昭和五十八年度まで延長しようとするものであります。

第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。附則第十七項の改正は、日本国有鉄道の市町村

納付金に係る納付金算定標準額の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(亀長友義君) これより質疑に入りま

す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○伊藤都男君 最初に、大臣にお伺いをしたいと思

います。

それは、現下の中央地方の財政事情から考えま
して、財政再建のために行財政の改革を断行する
という事は、これはもう私が申すまでもなく、
まさに当面する最大の課題ではないかと思うわけ
であります。鈴木総理大臣も本会議の答弁の中
におきまして、この問題については政治生命を
かけて当たる、あるいは中曾根長官も、鉄の心を持
って当たって行くのだと、こういう力強い決意が表
明をされておりました。私もそのことを高く
評価をしたいと思ひますし、何としても行財政の
改革を断行してほしいと、このように考えている
わけでございます。特に私も、昨年の十二月に
鈴木総理と佐々木委員長との党首会談におきま
して、五十七年度の予算編成前に中間答申を出さ
べきたと、こういうことを要求しておいたわけ
でありますけれども、いまも内閣の方針はそれよ
うな方向に進んでおる、このことを率直に評価を
したい、こういうように思ひます。

この中間答申に当たりましては、私ももは特に
次の基本方針を貫くべきだということを要望して
いるわけでありまして。一つは、五十七年度にお
いては二兆円の国債減額を実現をさせていただき
たいということ。同時に、大型間接新税を含む一
切の増税を回避すること。そして、この結果生ずる
歳入不足については行財政改革によって捻出する
べきだ。こういうような基本方針を実現するため
に、それでは具体的にどのようなところに重点的
に的をしぼるか、このことにつきましては、補助
金の大幅整理、あるいは中央地方を通ずる人と組
織の行政改革、三番目は民営移管の推進、四番目
に国有財産の処分、こういうところに重点的な

をしぼって取り組むべきではないか、このよう
な方向を申し入れもし、要望もしておるわけであ
りますが、この第二次臨調に臨むに当たっての自治
大臣としての基本姿勢をまずお伺いをしておき
たいと思ひます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) これから取り組ん
でまいります来年度予算編成にも関連をする行政
改革の問題はきわめて重要な問題でございます。
民社党におかれましては、この問題についてた
だいま申し述べられましたが、御提案を早速
うたいたいとしておりまして、私も敬意を表
しているところであります。

自治省といたしまして、特に第二臨調との関係
においてどんな方針を持って臨むかというお尋ね
でございますが、第二臨調の問題は、もちろん
われわれが関与することの前に、第二臨調の委員
各位の活発なる議論によって結論が得られるも
のだと私も考えておるわけでございまして。

ただ、この際私も考えておることは、少なくとも
も行政改革という問題は、国自体の問題のほかに
地方公共団体の関連もあるわけでございするから
、その関係におきまして、長い間われわれが主
張してまいりました国と地方公共団体との間の機
能分担の適正化を図るということをやはりぜひ論
議してもらいたいと考えておるわけであります。

すなわちそれは、結局いたしますところ行政
の簡素効率化につながる問題でございます。その
観点から申し上げますならば、国、地方間の行
政事務をどう再配分するか、長い間の懸案でござ
いしますが、これをひとつ結論を得ていただき
たいし、あわせて許可事務の整理、これも長い間
議論をされた問題でございますが、必ずしも所
期の目的を達しております。この問題、あるいは
は国庫補助金等の整理合理化の問題、これも財政
的にきわめて重要な問題でございます。なおま
た国の出先機関というものが相当たくさんあるわ
けでございます。この辺の整理合理化というよう
なものをご答申しては得たいものだと思ひ
おるわけでございします。

以上、数点につきまして私の希望を申し述べま
したが、以上の問題は、日本の行政改革の面にお
いて長年の間議論をされてきたわけで、いまだ
解決しない問題でございます。この際、この際、第
二臨調におきましては、この点をひとつぜひ取り
上げていただきまして結論を出していただきたい
というのを強く要望いたしていただきたいと思います。
これによりまして地方公共団体の自主性、
自律性というものが強化をされ、そしてまた地方
分権の推進というものがきわめて役立つものであ
るうと見え、そしてまた、日本の行財政の簡素効
率化に大きく寄与するものだと思ひます。これは私
に希望いたします。

○伊藤都男君 そこで、鈴木総理大臣も、本会議
の答弁を通じて、総論賛成、各論反対になら
ないように、それはもう各党、各会派を通じてそう
いうことにならないように要望をするということ
を強く言っておられました。私も、その点に
ついてはまさにそのとおりだと思ひます。その点に
ついては、いま大臣が言われましたように、
補助金の整理一つをとりまして、恐らくこれか
ら中間答申の出る直前まで各論反対ということ
で陳情合戦が繰り広げられてくるのではないかと、こ
ういうことが予想をされておるわけでございま
す。そういうような場合に、大臣としてはどのよ
うに対処されるか、その考え方を聞きましておき
たいと思ひます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 恐らくこれからそう
した動きというものが顕在化するだろうと私は思
ひますが、しかしこの問題は、日本の将来にと
つてきわめて重大な問題でございます。この
基本的な方針を崩さないで進んでまいりたいと思
っております。

○伊藤都男君 ぜひそういう立場で臨んでいただ
きたいと思ひます。せっかく世論も非常にこの問
題に期待をしておるわけでありまして、そういう
立場から断固として行くと、こういう姿勢の中で
貫いていただきたいと思ひます。

二番目に、この問題と関連をいたしまして、地
方制度調査会がすでに設置をされておりました。
地方の行財政の制度について逐次答申を出してい
る。このことはもう御承知のところだと思ひま
す。そこで、地方制度調査会と第二臨調との関係
についてどうように理解をされておるのか、この
点をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 今度の第二臨調にお
いて取り扱うべき問題についての調整を私もと
いたしましては措置をいたしたわけでございま
すが、この点について率直に申し上げますれば、
地方制度調査会において取り上げられた問題が、
国の関係において第二臨調においてまた取り扱
れるということはありません。これは私は
はそれでよろうと思っております。これは私
はいたが、いま申し上げましたような問題は、こ
れは国も国の制度と関係する問題でございます
ので、国の立場においてこの問題の結論を第二
臨調としても出されることが至当であらうかと、
そしてこれが地方分権の構想実現に向かつての
進を来すものであらうかと、こう考えておりま
す。

○伊藤都男君 さらに、第二臨調と関連をいた
しまして、地方公務員の数の問題、それから人件費
の問題ですね。こういう問題について審議を行
つてほしいと自治省としては考えておるのかど
うか、この点をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 地方公務員の定数の
問題になりますと、これは御承知のとおりに国の
関係において増員する問題がきわめて大きいわけ
であります。教員、警察あるいは社会福祉関係
等々、挙げれば、国の関係において増員を来して
おるのが現在の実情であります。地方団体独自
でもって増員をしようという事は、ここ三、四
年間の間はほとんどないと言つてもいいぐらいに
少ないのでございします。地方の定員増という問題
が、すべてと申しませんが、大部分が国との関係
においてそれが行われておるといふ実態を考えま

すと、この問題についても論議されてしかるべき問題だと思っております。

○伊藤都男君　そこで、補助金の問題と関連をいたしまして、わが民社党は、五十六年度予算編成に当たつての党首会談、あるいは国会での代表質問やあるいは予算委員会での質疑等を通じまして、これはもう大臣も御承知だと思ひますけれども、第二交付税制度の創設を政府に對しまして強く要請をしてきたところであります。これに對しまして大蔵大臣は、基本的には賛成である、したがつて第二次臨調で検討してもらふんだと、こういう旨の発言をされてゐるわけでございませう。

御承知のとおり、第二交付税の制度の創設の問題は、地方財政法第十条の二に掲げてあります、普通建設費補助負担金、これを一般財源として一括交付して、そしてその使途を自治体の裁量にゆだねて、自主的、効率的な財政運営を保障しよう、と、こういう考え方に立つものでありますけれども、大臣としてはこれについてどのように考えられますか。御所見をお伺いしておきます。

○国務大臣(安孫子藤吉君)　第二交付税というきわめて大胆な御提案に對しましては敬意を表するものでございませう。ただ、いささか地方自治関係にも關係をいたしてまいりました私といたしまして、若干懸念もいたし、また考究もしなければならぬであらうと思はれる点を一、二点申し上げます。

ていないものではないと考へておるものでございませう。

したがひまして、第二交付税制度というものを設けます場合に、国の目的をいたしてあります。国庫補助負担金制度の本旨との調整をどこでとるかという問題がきつて重要だと思ひます。もちろん補助金あるいは負担金につきましては、そうした補助金、負担金の基本的な構想から相当離脱をいたしまして、マンネリ化して地方財政の一般財源化してある問題もあるわけでございませう。それから、その辺の振り分けをどうするか、その辺の研究は第二交付税の今後の実際的な制度確立の面においては問題点としてわれわれは検討する必要があるだらうということを、まあよいなことではございませうが、一言申し上げました。

○伊藤都男君　私もこの問題についてはもつと、いま大臣が指摘されたような問題点もあることだと思ひます。さらに研究を続けまして、第二交付税ができるような形のものに覺して、さらに検討を続けていきたいと考へております。

それで次に、今回説明がございました地方税法の問題につきまして具体的に御質問を申し上げておきたいと思ひます。

まず、住民税でございますけれども、五十六年度限りの特例措置として個人住民税所得割の非課税措置を設けましたけれども、これは一体いかなる理由によるものかということでございます。

○政府委員(石原信雄君)　住民税につきましては、昨年度の場合も一昨年度の場合も、それぞれ各所得控除の引き上げにより課税最低限を引き上げ、住民負担の軽減を図つてまいつたわけであります。また、所得控除の引き上げを行つたとき、たとえば基礎、配偶、扶養の三控除をそれぞれ一万円引き上げただけでも平年度七百三十億円の減収を生ずるといふ問題があります。過去二カ年度の場合には、それぞれの税目の充実等によりまして減収額をカバーし得たわけでありますけれども、五十六年度の場合にはそのような方法も思ひ浮かばない、また地方財政の現状は依然として一兆円を

超える財源不足の状況にある、こういうようなことから、従来のような形で所得控除の引き上げができない状況にあつたわけであります。しかしながら、低所得者層に對する負担軽減措置は五十六年度の場合もぜひともこれは実現する必要がある、と、このように考へまして、初めての試みであります。一定の所得以下の住民を所得割の非課税対象に加えるということにいたしましたわけであります。

このような措置を五十六年度限りのものといたしました理由は、非課税限度額の設定というようないふ試みがまだ所得課税における制度として必ずしも定着してない、いろいろ御意見もあり得るであらうという意味で、とりあへず五十六年度限りの措置といたした次第でございます。

このような制度が今後どうあるべきか、所得課税の中でどのように位置づけられるべきかというやうなことにつきましては、引き続き研究してまいらなかならないと、このように考へております。

○伊藤都男君　五十六年度限りの措置ということ、五十七年度において生活保護基準額との逆転現象が起きた場合は住民税の減税を行うという意味なかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(石原信雄君)　五十六年度におきまして非課税限度額を設けた一つの理由は、課税最低限の引き上げをそのまま行わないで放置した場合においては、いわゆる生活保護基準と課税最低限との逆転現象が起こる、こういったことは税制上放置することは問題があるのではないかと、いふやうなことで非課税限度額を創設することになりましたわけでありませう。したがひまして、五十七年度以降同じやうな問題が起こつてくれば、当然何らかの措置を講じなかならないであらうと思ひます。ただ、その場合に、その対応策として、課税最低限の引き上げでいくのか、あるいは今年度創設した非課税限度額の見直しでいくのか、あるいはそれ以外の方法でいくのか、これらにつき

ましては引き続き検討していかなきやならないと、このように考へております。

○伊藤都男君　関連して、ちよつと大臣のお考えをお伺いしておきたいと思ひますが、御承知のように、政府は昨年、物価を六・四％に抑えんだと、こういうことを公約しておるわけですが。しかし現実には、その後物価は相当の勢いで上昇をいたしまして、八％を超えるという現状にあります。各労働組合も、昨年の賃上げ闘争のときには日本経済全体のことも考へ、かつ政府の六・四％に抑えろという公約を信じながら賃上げ率を八％に自粛し抑えて、結果的には六・九％、おおよそ七％のところを妥結をしたという現状、御承知のところでございます。ところが、こういうやうな労働組合の自粛した賃上げ、これが完全に裏切られた。こういうことが問題になりまして、所得税減税の要求が高まつてきた、こういうことであらうと思ひわけでございませう。

したがひまして、自治大臣も政府の一員として、閣僚の一員として、その道義的、政治的責任を痛感しなければならぬと思ひわけであります。で、そういう意味から控除の引き上げなどの住民税減税を行うべきではないか。それがやはり公約違反に對する責任のとり方ではないかと、こういうやうに思ひますが、その点いかがでせう。

○国務大臣(安孫子藤吉君)　住民税の問題については、いま税務局長が御説明いたしましたとおり、地方財政に對する影響はきわめて大きいわけでございませう。で、残念ながら本年度においてはこれを見送つたわけでございませう。この点はひとつ御理解をいただきたしたいと思ひますが、現下の問題といたしまして、物価減税という問題については、予備金の問題等と絡んで、議長決定によりましてこれが実現することに相なるわけでございませう。その辺で本年度の問題はひとつ御了承を賜らなければならぬのではなからうかと、こう考へております。

もつとも、住民税の限度引き上げにつきましては、いままでも何回か行つてきております。本年は

特に財政事情を考えて見送ったわけでございます。その、来年度以降の問題としては十分に検討をいたしてまいらなければならぬ問題だと思っております。

○伊藤郁男君 では次に、自動車関係税についてお伺いをしたいと思います。今回は市町村税である軽自動車税の月割り課税制度の廃止が行われることになっておりますけれども、これはどのような理由によるものでしょうか。

○政府委員(石原信雄君) 軽自動車税につきましては、すでに原動機つき自転車あるいは農耕作業用の自動車、それからさらに二輪及び三輪の軽自動車、これらにつきましては月割り課税制度が廃止されております。しかし、それ以外の軽自動車については現在月割り課税制度が行われているわけでありまして、この月割り課税につきましては、それによる課税額あるいは還付額が非常に小さいというように非常に食う、経費倒れである、こういう線の人たちからこれを廃止してほしいという御要望が強かったわけであります。そこで、今回月割り課税制度の廃止に踏み切りたいと、このように考えたわけでございまして、これを廃止する理由は徴税事務の簡素化ということでございます。

○伊藤郁男君 その徴税事務の簡素化、合理化によりまして、一体このような制度改善でどのくらいの財源が浮くのか。そのデータがあったら示していただきたいと思うんですが。

○政府委員(石原信雄君) 最近の課税状況などをベースにして推定いたしてみますというところ、おおむねこの月割り課税制度の廃止によりまして徴税費の節減額は三十億円程度と、このように見ております。

お伺いをしておきたい。

○政府委員(石原信雄君) 現行制度におきましても、三月末に軽自動車を購入された方は、四月一日現在軽自動車をお持ちでありますから、年間まるまる税金がかかるわけでありまして、今回の改正によって変わるの、四月二日以降購入した方はその年はまるまるかからないという意味では軽減になるわけですが、しかしそのかわり、従来軽自動車を持つておった方が四月二日以降購入をいたしましたとしても、四月一日現在に保有しておれば年間税金を納めていただくと、途中の軽減はないということでありまして、その人について取得時と廃車時と両方を勘案すれば、負担は、トータルとしてはそう変わりがないんじゃないかというように考え方をしているわけでありまして、したがって、ただいまお示しのように、三月末に購入される方が四月二日以降購入される方との間に税負担の差が生ずることはこれはやむを得ないと、このように考えております。

ただ、このような月割り課税の廃止に踏み切りました一つの理由は、軽自動車税の税額が、たとえば最も高い自家用の軽自動車の場合でも、年税額にして六千五百円という税額でありますので、このような徴税簡素化のための改正について御理解いただけるんじゃないかと、このような考え方をした次第でございます。

○伊藤郁男君 次に、自動車税につきましては月割り課税についての改正は行われておりません。しかし自動車と軽自動車との違いはありまして、本来同じ趣旨で課せられている税金でありますので、したがって課税方式が全く違うというのははたぐはぐではないか、こういうふうに思うわけですか。

そこで、自動車税について、今後課税方式の見直しについて考えていくつもりがあるかどうかお伺いをしておきたい。

○政府委員(石原信雄君) 自動車税は御案内のように道府県税でございます。したがって道府県内の区域で年度途中で自動車の所有権の移動

がありまして、同じ公共団体の区域内の場合には、みなし保有制度というようにございまして、現在でも実質的に月割り課税は実施しております。自動車税は、そういうようなことでもあります。これまで月割り課税のケースは比較的少ないのであります。それからまた何よりも自動車税の税額が、たとえば自家用の自動車の場合で申しますと、一・五リットル超の場合には年額で三万四千五百円というかなり税額が高い。したがって月割り課税を廃止する場合の税額が大きいという問題もあります。さらに、たとえば年度途中で新車を購入されたような場合には、その新規登録の際に証紙徴収制度というものが導入されておりました。課税事務が非常に省力化されております。こういうような実態から、自動車税につきましては月割り課税の廃止についての意見も余りありませんし、またその必要性も軽自動車税に比べて少ないんじゃないかと、このように考えております。したがって、私どももいたしましては、自動車税について月割り課税の廃止を目下全く考えておりません。

○伊藤郁男君 そこで、次に住民税の所得控除の問題ですが、障害者等の非課税限度額が五十二年から八十年のままで据え置かれておりますけれども、これは国際障害者年にも当たりますし、この限度額を引き上げる意思はありますか、どうかお伺いをしておきたい。

○政府委員(石原信雄君) 御案内のように、障害者につきましては、現在住民税独自の制度といたしまして、一般的に稼働力が低い、したがって担税力が乏しいと、こういうふうな考え方のもとに、現在年所得が八十万円以下の方々については非課税としておるわけであります。この年所得八十万円という金額は、これを収入金ベースに置きかえて見ますと百三十三万四千円になります。

今回、新たに非課税限度額を設けようとしておりますが、この非課税限度額について、たとえば独身者の場合について申しますと七十七万円、それから夫婦の場合ですと百四万円というふうな水準

になるわけですが、これと比べましても障害者の方々の非課税限度額は百三十三万四千円とかなり水準になっている。こういうふうな考え方から、五十六年度の改正におきましてはこの八十万円の金額を据え置くこととした次第でございます。

しかしながら、今後の所得水準の状況あるいは障害者の方々の実態等をよく勘案しながら、将来の問題としては引き続き検討していかねばならないと、このように考えております。

○伊藤郁男君 次に、不動産取得税ですね、県民税の問題に関連をいたしまして、五十五年七月一日以降につくった家につきましては、控除の申請書を六十日以内に届けなければならぬと、こういうように規定をされているわけですが、しかし、この規定は現実には実情に合わない、こう言われているわけですが。そこで自治省もこの六十日間というのについては弾力的な運用を図るよう文書で通達をしておられるわけですが、弾力的に対処せよという意味はどのようなことを意味するのをお伺いをしておきたい。

○政府委員(石原信雄君) 弾力的な取り扱いをするようにという指導の趣旨は、たとえば、六十日を一日でも経過したらもう受け付けないというふうなことはなくて、六十日を過ぎてても、このようないかなる制度ができたことを知らなかったとか、その他同情すべき事情があるという場合には、特例の対象として取り扱っていただきたい、こういう趣旨で指導をしているところであります。

このような弾力的な取り扱いをここの一兩年やっていたらだいたいという指導をしております趣旨は、昨年の改正によりましてこの不動産取得税の新築住宅に係る特例控除の適用対象について一定の要件をつけることにした、これは中古住宅、既存住宅の取得について特例措置を適用することにしたこととの関連で、一定の要件を設けることにしたとこの関連で申告を義務づけることにしたわけでありまして、このように新しい制度を導入したばかりである。そのためにこの制度の周知

徹底をさらに図らなければいけないということもありまして、この一両年は弾力的な取り扱いをしていただくように指導しているところであります。

したがって、この一両年のこの取り扱いの実態を踏まえまして、この六十日という期限が非常に実情に合わないという結論に到達するならば、それは当然再検討しなければいけないと思います。いずれにしても、もう少し実態をよく見きわめた上でこの期限の当否について検討していきたい、このように考えております。

○伊藤郁男君 この六十日間というのは本当に余りにも短過ぎるわけですね。その理由は、いま核家族化が進んでおりましてどうしても共働きが多い。そのために留守家族も多い。こういうことが現実であるわけですね。したがって、これを調査するにしても相当の時間を要するわけです。そういう意味で、六十日間というのは余りにも短過ぎるから、せめて一年くらいに延長する考えはないかどうか、これをお伺いしておきます。

○政府委員(石原信雄君) 不動産取得税におきまして、一定の要件を満たすものについて特例控除を適用するということについて、六十日以内という期限を付したわけでありまして、この六十日以内という期限は他の不動産取得税あるいは国税の登録免許税、その他ほかの税制においてとられております申告期限などの均衡も考えながらこのように決めたわけでありまして、先ほど申し上げましたように、課税の第一線における実情をよく聞きまして、この一両年の間の実績を踏まえて、これが非常に実態に合わないということであればこの延長を検討してみたい。それが一年がいいのか半年がいいのか、あるいはもっと長いことが必要なのか、この辺はもう少し課税の第一線の実態をよく調べた上で検討してみたい、このように考えております。

○伊藤郁男君 ひとつそれは実情に合うように十分に検討をしていただきたい、このことを強く要望しておきたいと思います。

時間がありませんので次に移りますが、テクノポリス構想というものに関連をいたしまして、これは通産省にお伺いしておきますが、最初に、IC産業の将来見通しについて伺いたいと思えます。

日本におけるIC産業は、四十年の半ばから急速な発展を遂げておられることは御承知のところですが、鉄が産業の米だと言われましても、いまやICが産業の米だと、このように言われておりまして、日本における唯一の成長産業、大変な急速な成長を遂げておられるわけですが、その現状と将来見通しについてどのように考えておりますか、お伺いしておきます。

○説明員(田中達雄君) 御説明申し上げます。先生御指摘のとおり、集積回路産業は日本で約十二、三年前から本格的な生産が開始されておりました。現在も着実な成長を遂げてございます。最近時点の五年間をとってみても、その間に金額ベースで約四・八倍の成長を遂げて、昨年一年間で約五百七十七億円の生産額に達しております。このような成長を遂げた背景といたしましては、現在普及の著しい電子計算機の欠かせない重要な部品ということで、電子計算機産業の進展とともに、質的にも量的にも成長してきたわけでございますが、それに加えて集積回路そのものは、これを用途によりまして電子機器を非常に小型化、高性能化する、さらにはエネルギー消費を少なくするとか、従来の電子機器では果たせなかった機能を付与するというような、非常に多面的な効果がござりまするものですから、集積回路の使われる分野が非常に拡大してきてござります。当初の電子計算機のほかに、卓上式の電子計算機、電卓と呼んでおりますけれども、それから時計、カメラ、それから各種の家庭用電子機器、そのほか最近では自動車にまで入ってござります、こういうような状況でござります。

それで、今後の動向でござりますけれども、いま申し上げましたような集積回路使用によってもたらされる効果というのは、今後、集積回路技術の進歩と価格の低廉化が期待されますので、ますます需要分野は拡大していくだろう。そして、これによりましてわが国産業の高度化というものが果たされ、進められていくだろう。産業の米というお言葉が出てまいりましたけれども、まさにそのような位置づけで、今後とも新しい需要分野は着実に拡大しつつ発展していくものと考えております。

○伊藤郁男君 いまお話のように、ICの利用というのは、電気を使うところはもうほとんどこれに関連をするということで、大変な規模のものだと思います。そこで、このIC産業というのは日本では大手が十一社、中小は五十社くらいあると言われておるわけですが、その大手もことしは設備投資にかなり意欲的な計画を持っておりまして、大手だけで二千億円の設備投資をしよう、こういう考えに立っているようでありまして、

そこで、IC産業の目米比較ですね、いままではアメリカが相当のウエイトを占めておったわけですが、昭和五十年にアメリカ側を一〇〇として日本が二八〇程度であったものが、五十五年度には五一一にも達している。こういう急激な高度成長を遂げておられるわけですが、これが将来ますますいよいよに発展をしていくということになると、カラーテレビや自動車のようによつぱり新しい日米摩擦の原因になるのではないかと、そのおそれはないのか、この点をお伺いしておきます。

○説明員(田中達雄君) 昭和四十二、三年ごろから日本では生産開始されたわけですが、その間の現在までわが国とアメリカの半導体の貿易バランスは一貫してアメリカからの大幅な入超というところで来ておりました。たまたま一昨年の後半からアメリカで需要が非常に立ち上がった時期に、アメリカの生産能力が追いつかずに日本から大量にアメリカへ輸出されました。昨年、年間で見ますと、ほんのわずかでござりますが、約二十八億圓くらいアメリカとの間での日本側の出超ということになりました。その前年が二、三百億圓の日本の入超でござりますので、その限りで見ますと非常に逆転ということは言えるわけですが、月ベースで見ますと、それも昨年の十月から現在までまた日本側の入超ということになってござります。

それで、先ほどちょっと使用形態で御説明申し上げましたように、ICの使われ方というのが非常に多様でございまして、いろいろなタイプのICが実際には必要でござります。このすべてについて日本がアメリカを追い抜くということはないと、いってございまして、現在も品種によつてはアメリカの方がはるかに強い物がござりますし、日本が得意とする物もあつて、まあ輸出入ベースではバランスしているというのが実情でござります。

ただ、一昨年の後半から昨年にかけまして、アメリカでは、日本からの輸入が相当ふえるということでもかなり危惧の念を持って、いろいろとマスコミ等対日批判のキャンペーンが行われたことは事実でござります。その幾つか挙げられたことは事実でござります。その幾つか挙げられたことは事実でござります。その幾つか挙げられたことは事実でござります。その幾つか挙げられたことは事実でござります。

ただ、これも昨年一年間、日本側の業界、また外交ルートを通じてのいろいろな説明が功を奏しまして、現在では、そういう誤解に基づく批判というのはほぼ鎮静化しております。アメリカの現在の論点といたしましては、いかにしてアメリカ政府からアメリカの半導体工業に助成措置を引き出すかという方向にやや変わってきております。

それから、一方、日米の半導体企業間の交流といたしましては、相互に資本進出を合して、まあ非常にいい関係が築かれつつござりますので、基調としては、先生御心配いただいたようなことはございさうではないか、このように考えてござります。

○伊藤郁男君 通産省は、このICを初めとする

先端的な技術産業を中核とした新しい都市づくり、すなわちテクノポリス構想というものを提起をいたしまして、今年度は二千万円の調査費がついてるわけですけれども、通産省がこのテクノポリス構想を提起した理由は何なのか、その点をお伺いします。

○説明員(高橋達直君) 御説明申し上げます。

御案内のとおりでございますけれども、五十二年に閣議決定されました第三次全国総合開発計画、あるいは近年の田園都市国家構想にも示されておりますように、わが国社会におきまして人口の地方定住の促進というものが非常に大きな課題になっておるわけでございまして、このためにはわが国社会に魅力ある都市をつくっていくということが非常に重要な課題であらうかと私も考えておるわけでございまして、当省といたしまして、このような考え方に基きまして、ただいま先生からお話のございましたように、今後の成長産業を中心とした産業、学術、住居——産業学住の一体となった都市づくりを、テクノポリス構想という愛称のもとに御提案申し上げた次第でございます。

○伊藤都男君 いまの理由は、ちょっと私は薄弱のような気がするわけです。地方の開発が主なのか。私は、このような高度成長を遂げているIC、すなわち産業の米と言われるIC産業、しかもこれは技術がまさに日進月歩で絶えずもう変化していくわけですね。だから、その先端技術をさらに日本の産業の中心として据えてそれを伸ばしていく。伸ばしていくために、産業とそれから研究機関と住というものを三者一体にして、そこに一つのモデル都市をつくって、そして波及効果をねらっていくのではないかと、こういうふうに考えたわけですが、定住構想などと関連して言われまじすとなかなかぴんとこない。その点どうでしょう。

○説明員(高橋達直君) 確かにIC産業の面から見ますとたまたま先生のお話のございましたような面がございしますが、私どもといたしましては、

は、今後の地域開発の方向といたしまして、そういった成長産業をいわば利用した形で地方に就業機会をつくる、この就業機会を通じて人口を地方に定住させるという考え方をとった次第でございます。

○伊藤都男君 いまのような考え方に基きテクノポリス構想のようでありまして、自治省はこの構想についてどのように関与されておられますか。

○政府委員(大嶋孝君) ただいま御説明のありましたようなテクノポリス構想の概要につきまして、私は私ども承知をしておるところでございますけれども、現段階におきましては構想でございます。この具体化につきましては今後の調査検討を待つて進められるものだというふうに理解をしております。

したがって、公式に自治省としてこの構想について現在関与をしておるというようなことでもございせん。いずれこの構想が具体化するにつれてまいりまして地方行政財政とどのようにかかわりを持つてくるかということとは明らかになってくると思っております。その際、必要に応じて自治省としての立場を明らかにしたい、かように考えておるところでございます。

○伊藤都男君 先ほどの通産省当局の説明によりますと、やはりこれは自治省が最初からかんでいなければおかしいものだと思うんですよ。いまお話しのように、自治省はこれから必要があったら参画するというか、この問題についても関与をしていくという考え方のようですけれども、どうもその辺のところは依然としてぴんとこないわけなんです。

そこで、テクノポリスの規模を五万人から六万人程度、すなわち五万人程度にしたい、こういうように構想はなっておるわけでありまして、けれども、その根拠は何でしょう。

○説明員(高橋達直君) 私ども、このテクノポリス構想につきましては、実は昨年産業構造審議会から答申のございました八〇年代の通商産業政策

ビジョンの中で位置づけておるわけでございまして、そういう意味ではまだ通産省限りの構想でございまして、五十六年度の予算案におきましても、産業配置を中心とするテクノポリス構想を基本構想という形で調査をさせていただくことになつておるわけでございまして、いずれ各省にも御相談をしながら進めたいと思つておるわけでございします。

○尋ねのテクノポリスの人口でございしますけれども、ただいまこの構想につきましては、これまで学識経験者の委員会という形でいろいろ御討議、御検討をいただいているわけでございまして、その中で新都市の都市としてのまとまりという点から見まして、一応五万人をめどにしたらどうだという提案でございします。今後この構想をさらに具体化する過程におきまして、現実的な人口の定着の見通しであるとかあるいは都市論的な観点、そういったものを総合的に勘案いたしまして人口の規模を決めていきたい。したがって、現段階で五万人というは一応のめどと御理解いただきたいと思つてございします。

○伊藤都男君 いまICメーカーが九州地方に集中的にあるということは御承知のところでありまして、このいま既存のICメーカーが集中している地域とこのテクノポリス構想で考えられている新しい都市との関連というものはどういふものか。もし構想がありましてらお伺いします。

○説明員(高橋達直君) ただいまのお尋ねは、九州に現在いろいろIC工場が出ていることとテクノポリス構想との関連ということかと思つてございしますけれども、この構想の中心に、技術先端産業の導入というものを据えておるわけで、その技術先端産業の一つの大きな分野としましてIC集積回路産業を考へておるわけでございします。御案内のとおり、九州に現在数多くのICの生産工場等が出ておりますけれども、今後テクノポリスを九州でやるかどうかにつきましては、今後の検討を待つて調査対象に加える等の作業をしていくということで、今後の問題というふうに御

理解いただきたいと思つてございします。

○伊藤都男君 この通産省が提起したテクノポリス構想というのは、この文章で見る限りでは非常に魅力的な都市づくりになっている。これは非常に魅力的な都市づくりになっている。結論的には、先端技術を持った清潔な環境で、しかもその中には社交の潤いがある、精神的な安らぎも設けていくんだ、そういうような都市を、新しい都市をつくつていこうと。非常に魅力的であるわけでございます。それがゆえに、いま非常に誘致合戦が熾烈に展開をされておる、このような状況ではないかと思つてございします。すでに三十五都市が名を上げておるというように報ぜられておるわけでありまして、五カ所を選定をして調査をするというのですが、五カ所の選定はいつごろになりますか。

○説明員(高橋達直君) 先ほど申し上げましたように、五十六年度の予算案におきまして、基本構想調査費二千万円が計上されておるわけでございまして、その積算の根拠といたしまして、現地調査費が組まれているわけでございします。したがって、五十六年度予算がお認めいただけましたら早速にこの問題に取り組みまして、なるべく早い機会に地点を決定してまいりたい、かように考えております。

○伊藤都男君 五カ所の選定は五月ごろだと私は聞いておるわけでありまして、このような誘致合戦が展開をされている、そういうようなことから考へまして、この選定に当たってはおのずから政治的要素の入らない客観的な選定基準、こういうものがつくられなければならないと思ひますし、恐らく選定基準はすでにでき上がつておるのではないかと、こういうふうに思つておるわけでありまして、もしできておるとすればそれをお示しいただきたい。

○説明員(高橋達直君) 選定に当たりまして、客観的な選定基準に従つてやらなければいけないというの御指摘のとおりでございます。選定基準につきましては目下作業中でございます。この

四月にも基準ができるという段取りになろうかと思ふわけでございます。

ただいまの段階で基準の内容を御紹介申し上げますと、私どものテクノポリス構想は、既存の大きな都市、これを母なる都市ということで母都市と呼んでおりますけれども、母都市と新しくつくりましますテクノポリス、新都市という二つから成っております。選定基準につきましてはその母都市に関する基準とそれから新都市、テクノポリスに関する基準ということに相なるかと思うわけでございまして、母都市につきましては、何と云うても人口が定住していかなければいけないということございまして、都市の魅力というものを中心と考えてまいりたいと思っておりますので、天候であるとかあるいは利便であるとか、文化、教育等の都市機能というものを重視したい、それから飛行場その他の交通条件というものも重視をしたい、かように考えております。一方、新都市、テクノポリスの条件といたしましては、新しい都市を開発整備をしていくわけでございまして、あら、現実の土地利用の可能性があるかどうか、あるいは工場あるいは研究所等の立地条件というものがあるかどうかというところが中心になろうかと思っております。

○伊藤都男君 田中通産大臣は、十一月二十三日函館に行きまして、その記者会見でこういうことを述べているわけですね。「早くから強い要望の出ている函館市は、都市規模など条件が合うので調査地の一つに選びたい」こう言っているわけですね。もう政治が優先をして動いているわけですよ。私はこういう問題は政治的要素が入るべきものではないと思う。九州になぜメーカがいま集中をしているかという、いろんな条件があるわけですね。やっぱりIC産業というのはきれいな水がたくさん要るわけですね。いい環境。本当にはこりというものを寄せつけない産業でありますから、そういういい環境がなきゃならぬ。現実的には九州に集中しているのは労働力が安いということもあるんですね。そんなことがあっていまは集

中をしているわけですが、五つの調査地を選んで、そして調査をした結果一つだけ最終的に選定をして、そしてそのようなテクノポリス構想を実現していくという考えですね。こういう考え方に立つと、三十五が名乗り出たおとて、そうして三十四がふるい落とされるということになるんですね。だから、より問題の出ないような客観的な基準というものをつくって、それによって選定をしていかなければならぬ、こういうように思いますし、政治力がかみ合うと将来に禍根を残すというように思います。

それと同時に、私が言いましたように、IC産業の今日の展望からいまして、やはりこれが将来の国の大きな産業の中核のような形になるとするならば、そういう意味で先端技術を伸ばしていくんだという国策としてこれが実行されていかなければならぬという意味もありまして、そういうような政治力で決めるような問題ではないか、このように考えておりますが、どう思いますか。

○説明員(高橋達直君) 御指摘のとおり、当省といたしましては、選定に当たりましては、選定基準の満足度というものを基本といたしまして選定を行っていく考えでございます。

○伊藤都男君 最後に、テクノポリスについてはかなりの資金が要ると言われております。いま現在で五千億円くらいはかかるだろうと、そういうように新聞報道がされているわけでありましてけれども、この五千億円、いわゆるテクノポリス構想を実現するための費用の分担の問題ですけれども、一体国がどの程度見るのか、あるいは地方自治体に分担を一部させるのか、あるいは企業にも分担をさせるのか、そういうような構想がございましたらお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○説明員(高橋達直君) この構想の費用負担の問題につきましては今後の検討課題でございますけれども、いずれにいたしましても、十分都市とし

て経済性、採算性が合うような都市をつくっていくかなければならぬと、かように考えております。○委員長(亀長友義君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。午後六時十分散会

三月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、特別区の自治権拡充・財政権確立に関する請願(第七四二号)(第七四三号)(第七五三三三)

第七四二二号 昭和五十六年二月二十日受理

特別区の自治権拡充・財政権確立に関する請願 請願者 東京都千代田区九段北一ノ一ノ四 特別区協議会内 坪山正夫

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第五四三三三と同じである。

第七四三三三 昭和五十六年二月二十日受理

特別区の自治権拡充・財政権確立に関する請願 請願者 東京都千代田区九段北一ノ一ノ四 特別区協議会内 小野周慈

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第五四三三三と同じである。

第七五三三三 昭和五十六年二月二十三日受理

特別区の自治権拡充・財政権確立に関する請願 請願者 東京都千代田区九段北一ノ一ノ四 特別区協議会内 藤間陽一郎

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五四三三三と同じである。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第六條の五」を「第六條の六」に改める。

第六條の五の次に次の一条を加える。

(昭和五十六年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第六條の六 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十五年三月三十一日以前の退職に係る年金(第三項の規定の適用を受けるものを除く)で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ新法の給料年額、退職年金条列の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六條の三第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十四年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条列の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第十の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応

じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間の退職に係る年金

当該年金の額(その額につき年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は其

経済法の給料年額(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十四年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与

条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。)に係る年金については、当該退職の日(その者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されてきたとされたならばその者の年金額の算定の基準となるべき新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は其経済法の給料年額)にその額が別表第十の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 前項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十五年三月三十一日以前(退職に係る年金(次項の規定の適用を受けるものを除く。))で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

三 前二項の規定は、沖縄の退職年金等で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

四 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。第十條の五の次に次の一条を加える。(昭和五十六年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十條の六 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十五年三月三十一日以前の退職に係る年金(第六項の規定の適用を受けるものを除く。第五項において「昭和五十五年三月三十一日以前の通算退職年金」という。))で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数(これを乗じて得た額に改定する。

一 四十九万二千元
二 通算退職年金の仮定給料(次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十四年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた給料(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十四年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定(これに

準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。))に係る通算退職年金については、当該退職の日(その者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されてきたとされたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料)に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

二 前項の規定によりその額を改定すべき通算退職年金を受ける者が昭和五十四年十二月三十一日以前に退職した者である場合において、その者につき計算した第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えることとなるときは、その者に係る通算退職年金の額については、同項中「月数を乗じて得た額」とあるのは、「月数を乗じて得た額に次項第一号に掲げる金額を同項第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を乗じて得た額」として、同項の規定を適用する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額
二 前項の規定により改定するものとして算定した通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)第二条の規定による改正前の新法別表第三(昭和五十

一年九月三十日以前に退職した者については、昭和五十一年改正前の新法別表第三)に定める率を乗じて得た額

三 新法第八十二条第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつて、これらの規定に定める通算退職年金の額とする。

四 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

五 昭和五十五年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

六 前各項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。
第十一条中「第六条の五」を「第六条の六」に改める。
第十三条の五第一項中「次条第一項及び第十三条の七第一項」を「次条から第十三条の八まで」に改める。

第十三条の七の次に次の一条を加える。
(昭和五十六年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十三条の八 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち昭和五十四年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第四百十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十四年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会

- 規定を適用して算定した額に改定する。
- 2 前項の規定は、施行法第百四十二条の第三項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金について準用する。
- 3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十九条中「第十条の五」を「第十条の六」に改める。

別表第九の次に次の一表を加える。

別表第十（第六条の六、第十条の六関係）

給料年額	率	金額
四、三五九、五四円未満のもの	一・〇四二	五、三〇〇円
四、三五九、五四円以上四、八七二、七八円未満のもの	一・〇〇〇	一八八、四〇〇円
四、八七二、七八円以上一三、四三六、三六四円未満のもの	〇・九七八	二九五、六〇〇円
一三、四三六、三六四円以上のもの	一・〇〇〇	〇円

第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

たる給付その他の年金たる給付のうち、老

第十九条中「第十条の五」を「第十条の六」に改める。

別表第九の次に次の一表を加える。

別表第十（第六条の六、第十条の六関係）

第一項各号の一に該当するもの（同項ただし書に該当する者を除く。）が、通算年金通則法第三條に規定する公的年金各法に基づき年金

第三條に規定する公的年金各法に基づき、年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老

四
条
の
二
十
二
）
に
改
め、

第
三
節
の
二
団
体
共
済
組
合
の
審
査
請
求

第
四
節
費
用
の
負
担

第
五
節
審
査
請
求

第六節 雜則 (第二二)

の特例」に改める。

第百二十六条から第百三十四条までを次のように改める。

第二百二十六条から第三百三十四条まで 削除

					ときは、これらが支給される間	補償年金又は傷病補償年金が支給されることがなつたときはこれらの保険給付が行われる間
第九十一条第二項及び 第九十一条第一項	公務	公務	業務	業務		
第九十一条の二第二項	公務	公務傷病	業務傷病	業務傷病		
第九十二条第一項	公務	療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した以後第六十一條第一項の規定により継続している場合においてはこの給付を受けるまでの期間に治つた時	その退職の時までにその傷病が治療になつた者に於ては、当該治療又は療養費の支給を受けた者が療養の給付又は療養費の支給を受けたときから起算して三年を経過するまで	あるときは歯科医師の診察を受けた日か起算し、三年を経過するまで		
第九十二条第二項	公務	公務	業務	業務		
第九十三条第一号及び 第二号	公務傷病	公務傷病	業務傷病	業務傷病		
第九十三条第三号	公務傷病	同条第四号に掲げる法律に定める年金制度及び同条第五号に掲げる法律に定める年金制度（第百四十四條の三第一項に規定する団体職員に関する年金制度を除く）	業務傷病	同条第五号に掲げる法律に定める年金制度（第百四十四條の三第一項に規定する団体職員に関する年金制度に限る）		
第九十三条第四号	公務	公務	業務	業務		
第九十七条第一項	地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなる場合は、六年間、労働者災害補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間				
第九十七條第二項及び 第九十七條の二第一項	公務傷病	公務傷病	業務傷病	業務傷病		
第九十七條の二第二項	公務傷病	公務傷病	業務傷病	業務傷病		

第百八条第一項		病氣、負傷、廢疾、死亡若しくは災害	業務
第百八条第三項		当該病氣、負傷、廢疾、死亡又は災害 病氣、負傷、廢疾	廢疾若しくは死亡 業務
第百十一条第一項		その病氣若しくは廢疾 組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	その廢疾 地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
第百十七条第一項		の徴収 地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）	その他第九章の二の規定による徴収金の徴収、第百四十四条の十四の規定による処分 団体職員審査会
第百十七条第二項		徴収	徴収、処分
別表第三		公務	業務

3 職員（団体職員を除く。以下この項及び次項、第四百四十四条の八並びに第四百四十四条の二十において同じ。）が引き続き団体職員となつたとき、又は団体職員が引き続き職員となつたときは、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の適用については、それぞれ職員でなくなつた日又は団体職員でなくなつた日に退職したものみなす。

4 職員である期間に係る組合員期間と団体職員である期間に係る組合員期間（以下「団体組合員期間」という。）とは、第四十条第二項及び第三項の規定にかかわらず、合算しない。

（団体職員となつた復帰希望職員についての
特例）

第百四十四条の四、組合員（団体職員である組合員（以下「団体組合員」という。）を除く。
以下この条において同じ。）が任命権者又は

その委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて団体職員となるために退職した場合において、その者が、その団体職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き団体組合員期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下この条において「復帰したとき」という。）の第四十条の規定による組合員期間の計算上団体組合員期間以外の組合員期間とみなされることを希望する旨を、当該退職の際に所屬していた組合に申し出たときは、当該退職に係る長期給付は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き復帰したとき（当該復帰希望職員のうちその者の事情によらないで引き続き

- いて勤務することを困難とする理由により退職した者で自治省令で定めるもの以外の者がその後六月以内に退職したときを除く。以下この条において同じ。又は団体職員である間に死亡したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、前項の退職の時に退職しなかつたものとみなし、その復帰したとき又は団体職員である間に死亡したときに引き続く団体組合員期間は、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、地方職員共済組合は、責任準備金のうちその者の当該団体組合員期間に係る退職を、政令で定めるところにより、同項の退職の際に所属していた組合に移換しなければならない。
- 3 前項の規定の適用を受けた者の同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体組合員期間は、引き続き復帰したとき又は団体職員である間に死亡したとき以後においては、団体組合員でなかつたものとみなす。
- 4 復帰希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き他の団体職員となつた場合（その者が更に引き続き当該団体職員以外の他の団体職員となつた場合を含む。）における前三項の規定の適用については、その者は、これらの他の団体職員として在職する間、復帰希望職員として在職するものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、復帰希望職員が引き続き復帰した場合又は団体職員である間に死亡した場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（団体職員運営評議員会）

第百四十四条の五 地方職員共済組合に、団体職員運営評議員会を置く。

2 団体職員運営評議員会に関する事項は、地方職員共済組合の定款をもつて定めなければならない。

第百四十四条の六 団体職員運営評議員会（以下「評議員会」という。は、評議員十人以上で

- 組織する。
- 2 評議員は、自治大臣が団体組合員のうちから命ずる。
- 3 自治大臣は、前項の規定により評議員を命ずる場合には、地方職員共済組合の業務で団体組合員に係るもの（以下「団体組合員業務」という。）その他団体組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命じなければならぬ。この場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。
- 第百四十四条の七 次に掲げる事項のうち団体組合員業務に係る事項は、評議員会の議を経なければならぬ。
- 一定款の変更
- 二 運営規則の変更
- 三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 2 評議員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて団体組合員業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。
- 3 第八条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項の組合の業務に関する重要事項が団体組合員のみに関するものをその内容とするものであるときは、同条の規定は、これらの事項については、適用しない。
- （団体組合員に係る給付の特例）
- 第百四十四条の八 団体組合員期間が十年以上二十年未満である者が退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合（第七十四条に規定する廃疾年金を受けることとなり、又は受けている場合を除く。）において、その者の団体組合員期間にその退職前の職員であつた期間（政令で定める期間を除く。）又は国の職員（国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）であつた期間（政令で定める期間を除く。）を加えるとした

ならばその期間が二十年以上となるときは、第七十八条第一項又は第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた第九十三条第二号の規定の適用については、その者は団体組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。

2 第七十八条の二、第八十一条及び第八十二条の規定は、前項の規定に該当する者には適用しないものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける者の退職年金については、第七十八条第二項中「給料年額の百分の四十に相当する金額」とあるのは、「団体組合員期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき給料年額に百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額」とする。

4 前項の規定により算定した退職年金の額が、団体組合員期間が二十年であるものとして第七十八条の二の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に団体組合員期間の年数を乗じて得た額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

5 第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する国の職員であつた期間の計算は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定の適用を受ける者に対する給付に必要事項は、政令で定める。

(団体組合員に係る福祉事業に要する費用)
第百四十四条の九 団体組合員に係る第百十二条第一項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、当該事業年度における団体組合員の給料の総額の百分の一に相当

する金額の範囲内とする。

(団体組合員に係る費用の負担の特例)
第百四十四条の十 地方職員共済組合の長期給付に要する費用で団体組合員に係るものは、その費用の予想額と長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合算額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように算定するものとする。この場合においては、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

2 地方職員共済組合の事業で団体組合員に係るものに要する費用は、団体組合員及び団体が掛金として負担するほか、地方公共団体の負担金をもつて充てらる。

3 前項の規定により団体組合員及び団体が掛金として負担する割合は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 長期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）団体組合員百分の四十二・五、団体百分の四十二・五

二 業務による廃疾年金又は第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた第九十三条第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要する費用 団体百分の百

三 福祉事業に要する費用 団体組合員百分の五十、団体百分の五十

4 第二項の規定により地方公共団体が負担する割合は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 長期給付に要する費用（前項第二号に掲げるものを除く。）百分の十五

二 地方職員共済組合の事務で団体組合員に係るもの（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 百分の百

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定による地方公共団体の負担について必要な事項は、政令で定める。

(掛金の徴収等)

第百四十四条の十一 地方職員共済組合は、団体組合員に係る事業に要する費用に充てたるため、前条第二項の掛金を徴収する。

2 前項の規定による掛金の徴収は、団体組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、行うものとする。この場合において、団体組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に団体組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

3 掛金は、自治省令で定めるところにより、団体組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、地方職員共済組合の定款で定める。

4 団体組合員のうち給料の額が四十二万円を超える者は、前項の規定の適用については、その額が四十二万円であるものとみなす。

第百四十四条の十二 団体は、自己及びその使用する団体組合員の負担すべき毎月の掛金を、翌月末日までに地方職員共済組合に納付する義務を負う。

2 団体は、団体組合員の給与を支給するときは、その給与から当該団体組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛金（団体組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金）に相当する金額を控除することができる。

3 団体は、前項の規定により控除されなかつた掛金の金額があるときは、団体組合員（団体組合員であつた者を含む。次項において同じ。）の給与を支給する際その給与から当該金額に相当する金額を控除することができる。

4 団体は、団体組合員が地方職員共済組合に對して支払うべき第百十二条第一項第四号の貸付けに係る償還金その他の金額があるときは、当該団体組合員に支給すべき給与から当該償還金その他の金額に相当する金額を控除して、これを当該団体組合員に代わつて地方

職員共済組合に払い込まなければならない。（督促及び延滞金の徴収等）

第百四十四条の十三 地方職員共済組合は、掛金を滞納した団体に対し、期限を指定して、その掛金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を發してしなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 第一項の規定によつて督促したときは、地方職員共済組合は、掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金の完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

4 前項の場合において、掛金の額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあつた掛金の額を控除した金額による。

5 掛金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

6 督促状に指定した期限までに完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第百四十四条の十四 前条第一項の規定による督促を受けた団体が、同項の規定により指定された期限までに掛金を完納しないときは、団体の住所又はその財産のある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、地方職員共済組合の請求により、市町村税の滞納処分例によつて、これを処分することができる。この場合においては、地方職員共済

組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、地方職員共済組合は、自治大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができ

る。

第百四十四条の十五 掛金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第百四十四条の十六 掛金その他この章の規定による徴収金は、この章に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(団体職員審査会)

第百四十四条の十七 地方職員共済組合に、団体職員審査会を置く。

2 団体職員審査会に関する事項は、地方職員共済組合の定款をもつて定めなければならない。

第百四十四条の十八 団体職員審査会は、委員六人をもつて組織する。

2 委員は、団体組合員を代表する者、団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ二人とし、地方職員共済組合の理事長が委嘱する。

3 前二項に規定するもののほか、第百十八条第四項から第七項まで及び第百十九条から第百二十一条までの規定は、団体職員審査会について準用する。この場合において、第百十九条第一項中「組合員を代表する委員、地方公共団体を代表する委員」とあるのは、「団体組合員を代表する委員、団体を代表する委員」と読み替えるものとする。

(組合役職員に関する特例)

第百四十四条の十九 地方職員共済組合の組合役職員のうち、団体組合員業務に従事する者として理事長が指定する者は、第百四十一条の規定にかかわらず、団体職員とみなして、

この法律の規定(役員については、長期給付に関する規定を除く。)を適用する。この場合においては、第百四十四条の第三項の表第二條第一項第五号の項中「前項に規定する団体」とあり、並びに第百四十四条の第十二項及び第三項中「団体」とあるのは、「地方職員共済組合」とする。

(経理に関する取扱い)

第百四十四条の二十 地方職員共済組合は、団体組合員に係る事業に関する経理を、職員である組合員に係る事業に関する経理と区分してしなければならない。

(適用除外)

第百四十四条の二十一 第五條第四項及び第五項の規定は団体及び団体組合員に係る掛金に関する事項について、第百二十二條の規定は団体組合員に係る長期給付及び福祉事業に関する事項については、適用しない。

(厚生年金保険法等との関係)

第百四十四条の二十二 第百四十四条の第三項第一号に掲げる団体で法人でないものを使用される者は、厚生年金保険法第十二條の規定の適用については、同条第一号に規定する法人に使用される者とみなす。

2 団体組合員は、健康保険法第十二條の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

3 団体組合員は、国民健康保険法第六條の規定の適用については、同条第三号に規定する地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

第九章の三 雑則

(時効)

第百四十四条の二十三 この法律(第百五十一条第一項の地方議會議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。)に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給

付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金(第百十三條第二項又は第百四十四条の第十二項の掛金をいう。第百四十四条の二十六第二項において同じ。)その他前章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができなない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

4 地方職員共済組合のする団体及び団体組合員に係る掛金その他前章の規定による徴収金の督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間計算の特例)

第百四十四条の二十四 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

(戸籍書類の無料証明)

第百四十四条の二十五 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。)は、組合又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(端数の処理)

第百四十四条の二十六 長期給付を受ける権利を決定し、又は長期給付の額を改定する場合において、その決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額に五十円未満の端数があるとき、又はその全額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、これらの長期給付の額に五十円以上百円未満の端数があるとき、又はその全額が五十円以上百円未満であるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二條の規定を準用する。

(主務大臣の権限)

第百四十四条の二十七 組合(連合会を含む。以下この条において同じ。)の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを自治大臣に通知しなければならない。

4 主務大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

5 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対してその業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第百四十四条の二十八 主務大臣は、組合の療養に關する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若

4 この法律に規定する警察共済組合に係る内閣総理大臣の権限は、警察庁長官が補佐する。

(医療に関する事項等の報告)

「第二百三十一条第一項」を「第四百四十四条の二第八第一項」に改め、第十章中同条の次に次の二条を加える。

附則第三十三條の第二項第一号中「第四百十四條の第二項」を「第四百十四條の四第二項」に改める。

第五條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法昭和三十七年法律第百五十三号の一部を次のように改正する。

第三條の三第一項第五号中「昭和五十五年法律第三十九号」を「昭和五十六年法律第百五十三号」に改める。

第十四条の二中「七十万円」を「七十四万九千円」に改める。

第二十九条の第二項第一号中「七十万円」を「七十四万九千円」に改め、同項第二号中「五十二万五千円」を「五十六万八千八百円」に改める。

第四十一条第一項中「百十三万四千円」を「百二十三万六千円」に改め、同条第二項中「百十三万四千円」を「百二十三万六千円」に、「百十三万四千円」を「百十四万円」に改め、同条第三項中「三万六千円」を「四万二千円」に改める。

第四十二條の二、第八十二條第三項、第八十三條の二第三項、第百三十三條第三項、第百四條の二第三項、第百九十九條第三項及び第百九十九條の二第三項中「第九十三條の五」を「第九十三條の五及び第九十三條の六」に改める。

第四百十三条の四の二中「七十万円」を「七十四万九千円」に改める。

第四百三十三条の十の二第二項第一号中「七十万円」を「七十四万九千円」に改め、同項第二号中「五十二万五千円」を「五十六万八千八百円」に改める。

第四百十三條の十六中「第九十三條の五」を「第九十三條の五及び第九十三條の六」に改める。

別表第二中「三、一五四、〇〇〇円」を「三三七二、八〇〇円」に、「二、一二二、〇〇〇円」を「二、二八一、八〇〇円」に、「一、四六四、〇〇〇円」を「一、五八一、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「十八万円」を「二十一万円」に改め、同表の備考三中「十二万円」を「十三万二千元」に、「三万六千元」を「四万二千元」に、「七万八千元」を「九万円」に改める。

第六條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章の二琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置（第百三十二条の二）を「第十一章の二琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置（第百三十二条の三）」と改題し、

球政府等の職員であつた者に関する経過措置
団体共済組合員であつた者等に関する経過措置

に、「第百四十二条の三」を「第百四十三条」に改め、「第十三章の二 団体共済更新組合員に関する経過措置等（第百四十三条—第百四十三条の二十四）」を削る。

第一条中「年金である共済給付金及び地方団体関係団体職員共済組合が行なう給付」を「及び年金である共済給付金」に改める。

第二条第一項中「及び第十三章の二を除く」を「を除く」に改め、同項第三号イ中「第十三章の二を除き、」を削り、同項第十号中「第十三章及び第十三章の二」を「第十一章の三及び第十三章」に改める。

第十一条第一項第五号中「第十三章の二」を「第十一章の三」に改める。

第二十条第一項中「第十三章の二を除き、」を削る。

第三十六条中「及び第十三章の二」を削る。
第六十四条第一項中「第十三章の二を除き、」を削る。

第三百三十条の二第一項中「第四百四十三条第一

項第五号に規定する団体共済更新組合員」を「第百三十二条の十第一項第四号に規定する団体更新組合員」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「第百四十三条の二第二項第一号」を「第百三十二条の十二第一項第一号」に改め、同表の第三号中「第百四十三条の二第二項第三号」を「第百三十二条の十二第一項第三号」に改め、同表の第四号中「団体共済組合員期間（新法第百九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。次項において同じ。）」を「第百三十二条の十第一項第三号に規定する旧団体共済組合員であつた期間又は新法第百四十四条の三第四項に規定する団体組合員期間」に改め、同条第二項中「第十二章」を「第九章の二」に、「第十三章の二」を「第十一章の三」に、「団体共済

組合員期間」を「新法第四百四十四条の三第四項に規定する団体組合員期間」に改める。

第百三十二条の第二項中「第十三章及び第十三章の二」を「次章及び第十三章」に改める。
第十一章の二の次に次の一章を加える。

第十一章の三 旧団体共済組合員であつ

た者等に関する経過措置等

（定義）
 第三百三十二条の十 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 団体職員又は団体組合員 それぞれ新法
第四百四十四条の三第一項又は新法第四百四十
四条の四第一項に規定する団体職員又は団
体組合員をいう。

二 業務傷病又は業務による廢疾年金若しくは業務によらない廢疾年金 それぞれ新法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた新法第八十六条第一項第一号又は同条第二項に規定する業務傷病又は業務による廢疾年金若しくは業務によらない廢疾年金をいう。

三 旧団体共済組合員 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号。以下「昭和五十六年法律第 号」という。)に

よる改正前の新法第百七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合（第百三十二条の三十九第二項において「旧団体共済組合」という。）の組合員をいう。

等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十二号。以下この章において「昭和三十九年改正法」という。）附則第一条本文に規定する施行日（新法第百四十四条の三第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員にあつては昭和四十六年十一月一日、

同項第十号に掲げる団体の職員にあつては昭和四十九年十月一日。以下この章におい

て「施行目」という。の前日に団体職員であつた者で、施行日に旧団体共済組合員となり、引き続き昭和五十七年四月一日に団体組合員となり、引き続き団体組合員であ

五 退職時の給料年額 団体組合員が退職し、又は死亡した日の属する月の掛金の標準となつた給料の額の十二倍に相当する金額をいう。

六 退職時の給料日額 団体組合員が退職し、又は死亡した日の属する月の掛金の標準となつた給料の額の十二倍に相当する金額をいう。

又は死亡した日の属する月の掛金の標準となつた給料の額の三十分の一に相当する金額をいう。

2 第二条第一項の規定にかかわらず、この章において給料又は新法の給料年額若しくは新法の給料目額とは、それぞれ新法第四百四十四条第三第二項の規定により読み替えられた新法第二条第一項第五号に規定する給料又は新法第四百四十四条第三第二項の規定により読み替えられた新法第四百四十四条第二項の規定により算定した給料年額若しくは給料目額をいうものとする。

3 新法の給料年額又は新法の給料月額を算定する場合においては、前項の給料には、施行日前の期間（第百三十二条の十二第二項第二号ハの期間を除く。以下この項において同

じ。に係る給料は算入せず、また、新法第四百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた新法第四百四十四条第二項の組合員期間の月数には、施行日前の期間は算入しない。

4 新法の規定による長期給付で団体組合員に係るものに対して新法の規定を適用する場合における必要な経過措置等については、第三条第五項、第四条第二項及び第三章から前章までの規定にかかわらず、この章に定めるところによる。

(旧団体共済組合員であつた者の取扱い)

第三百三十二条の十一 旧団体共済組合員であつた団体組合員に対する長期給付については、その者が旧団体共済組合員であつた間、団体組合員であつたものと、昭和五十六年法律第七号による改正前の新法第十二章の規定による給付は昭和五十六年法律第七号による改正後の新法の規定による団体組合員に係る長期給付とそれぞれみなして、新法及びこの章の規定を適用する。

(施行日前の団体職員であつた期間の取扱い)
第三百三十二条の十二 団体更新組合員の施行日前の次の期間は、団体組合員期間(新法第四百四十四条の三第四項に規定する団体組合員期間をいう。以下この章において同じ。)に算入する。

一 施行日の前日に厚生年金保険の被保険者であつた者の厚生年金保険の被保険者であつた期間(その期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。)(次号ロ、ニ及びホに掲げるものを除く。)

二 団体職員(新法第四百四十四条の三第一項第一号に掲げる団体にその権利義務を引き継いだ団体に使用されていた者で団体職員に相当するものを含む。以下この章において同じ。)であつた期間又は地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)附則第二項、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)附則第二條第一項若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)附則第二條第一項の規定による組織変更をした公益法人に使用されていた者で施行日においてそれぞれ新法第四百四十四条の三第一項第八号から第十号までに掲げる団体の団体職員であつたものの当該公益法人に使用されていた者であつた期間(ホにおいて「特定公益法人被用者期間」という。)(で、施行日の前日まで引き続きしているものうち次に掲げる期間
イ 旧市町村共済法附則第二十二項後段の

規定により旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けていた期間及びこれに相当する期間(次号において「旧市町村職員共済組合の組合員期間」という。)(でハに掲げる期間に引き続いていゝるもの
ロ 昭和三十年一月一日から昭和三十七年十一月三十日までの期間でイに掲げるものの以外のもので政令で定めるもの

ハ 昭和三十九年改正法による改正前の新法附則第三十一條の規定により市町村職員共済組合の組合員となつた者の当該組合員として新法第四十二條の規定による長期給付に関する規定の適用を受けていた期間(次号において「市町村職員共済組合の組合員期間」という。)(で施行日の前日まで引き続いていゝるもの
ニ 昭和三十七年十二月一日から昭和三十九年九月三十日までの期間でハに掲げるものの以外のもので政令で定めるもの

ホ 新法第四百四十四条の三第一項第八号から第十号までに掲げる団体の団体職員であつた期間又は特定公益法人被用者期間で、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までのもので政令で定めるもの
三 団体職員であつた期間(昭和二十二年五月三日以降の期間に限る。)(で施行日の前日まで引き続きいゝるものうち前二号に掲げる期間以外の期間(旧市町村職員共済組合の組合員期間又は市町村職員共済組合の組合員期間で旧市町村共済法若しくは新法第四章第三節第二款若しくは第三款の規定による退職給付若しくは廃疾給付又はこれらに相当する給付の基礎となつた期間(旧市町村共済法又は昭和五十四年改正前の新法第八十三條の規定による退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた期間を含む。)(を除く。)

2 前項の規定の適用については、旧市町村共

済法附則第三十二項の規定により同項に規定する組合員であつた期間とみなされた期間は、前項第二号イの期間とみなす。

3 団体更新組合員に係る新法第八十二條の規定による通算退職年金の基礎となるべき団体組合員期間又は新法第八十三條の規定による脱退一時金の基礎となるべき団体組合員期間を計算する場合には、第一項の規定にかかわらず、その者の同項第三号の期間(当該通算退職年金の基礎となるべき団体組合員期間を計算する場合には、同項第二号ロ、ニ及びホの期間で厚生年金保険の被保険者でなかつた期間に該当するものを含む。)(は、団体組合員期間に算入しない。

(退職年金の受給資格に関する特例)

第三百三十二條の十三 新法第四百四十四條の八第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する国の職員であつた期間には、職員(第七條第一項第三号に規定する職員をいう。)(であつた期間及び国の職員(国の施行法第七條第一項第五号に規定する職員をいう。)(であつた期間(以下この条においてこれらの期間を「第七條期間」という。)(を含むものとす。ただし、第七條期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五條第一項の規定により同法第十五條に規定する組合員期間に算入された期間については、この限りでない。

2 新法第四百四十四條の八第五項の規定は、第七條期間の計算について準用する。

第三百三十二條の十四 団体組合員期間が二十年未満である団体更新組合員で、施行日前においてその者の四十歳に達した月以後の第三百三十二條の十二第一項第一号の期間並びに同項第二号ロの期間、同号ニの期間及び同号ホの期間で厚生年金保険の被保険者であつた期間に該当するものを合算した期間が十五年以上二十年未満であるものが退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合(新法第七十四條に規定する廃疾年金を受けることと

なり、又は受けている場合及び新法第四百四十四條の八第一項の規定の適用がある場合を除く。)(には、新法第七十八條第一項又は新法第四百四十四條の三第二項の規定により読み替えられた新法第九十三條第二号の規定の適用については、その者は、団体組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。この場合においては、新法第四百四十四條の八第二項から第四項までの規定を準用する。

(退職年金の額の特例)

第三百三十二條の十五 団体更新組合員に対する新法第七十八條第一項又は新法第四百四十四條の八の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第三百三十二條の十二第一項第一号の期間(団体職員でなかつた期間を除く。)(二十年までの年数については一年につき退職時の給料年額の七十五分の一、二十年を超える年数については一年につき退職時の給料年額の二百二十五分の二に相当する金額
二 第三百三十二條の十二第二項第二号イの期間又は同号ロの期間 前号の期間と合算して二十年までの年数については一年につき退職時の給料年額の六十十分の一、二十年を超える年数については一年につき退職時の給料年額の九十十分の一に相当する金額

三 第三百三十二條の十二第一項第一号の期間で団体職員でなかつた期間又は同項第三号の期間 前二号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき退職時の給料年額の百二十十分の一、二十年を超える年数については一年につき退職時の給料年額の百八十分の一、一に相当する金額

四 施行日以後の団体組合員期間及び第三百三十二條の十二第一項第二号ハからホまでの期間 前三号の期間と合算して二十年に達するまでの年数二年未満の端数があるとき

は、これを切り捨てた年数。第百三十二条の二十五第一項第一号から第三号までを除き、以下この章において同じ。）については一年につき新法の給料年額の百分の二、二十年を超える年数については一年につき新法の給料年額の百分の一・五に相当する金額

2 前項の規定を適用する場合において、同項第一号から第三号までの期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第四号の期間に計算するものとする。

3 団体更新組合員が退職した場合において、その者が七十歳以上であり、かつ、第百三十二条の十二第一項第一号の期間、同項第二号の期間、同号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、第一項の規定による退職年金の額は、同項の規定により算定した金額に、その超える期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の二（当該団体更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、百分の一）に相当する金額を加えた金額とする。

4 新法第七十八条第一項の規定による退職年金を受ける者が七十歳又は八十歳に達した場合において、その者が第百三十二条の十二第一項第一号の期間、同項第二号の期間、同号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第百三十二条の十六 前条の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる退職年金の区分に応じ当該各号に掲げる金額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

一 団体組合員期間が二十年以下である団体更新組合員に対する退職年金 団体組合員期間が二十年であるものとして新法第七十

八条の二の規定により算定した金額の十分の一に相当する額に団体組合員期間の年数を乗じて得た金額

二 団体組合員期間が二十年を超える団体更新組合員に対する退職年金新法第七十八条の二の規定により算定した金額

2 前項の場合において、団体組合員期間のうち、第百三十二条の十二第一項第三号の期間（以下この項において「団体共済控除期間」という。）を有する者に対する退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の額から、その額を団体組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に団体共済控除期間の年数を乗じて得た額を控除した額とする。

（特例による退職年金の額の最高限及び最低保障）

第百三十二条の十七 前二条の規定により算定した金額が新法の給料年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その額を前二条の退職年金の額とする。

2 前二条の規定により算定した金額が六十八万四千円より少ないときは、その額を前二条の退職年金の額とする。

（長期在職者に係る退職年金の額の最低保障）

第百三十二条の十八 退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた団体組合員期間のうち実在職した期間（次項において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間（第十四条の二第一項に規定する退職年金の最短期間）であるときは、次項において同じ。）に達しているものである場合における当該退職年金については、新法第七十八条第二項、新法第七十八條の二、新法第四十四条の八第三項及び第四項並びに第百三十二条の十五から前条までの規定により算定した金額が七十四万九千円より少ないときは、当分の間、その額を新法第七十八條第二項、新法第七十八條の二、新法第

百四十四條の八第三項及び第四項並びに第百三十二条の十五から前条までの規定の退職年金の額とする。

2 新法第七十八條第二項、新法第七十八條の二、新法第四十四条の八第三項及び第四項並びに第百三十二条の十五から前条までの規定の適用を受ける退職年金を受ける者で実在職の期間が退職年金の最短期間（第十四条の二第一項に規定する退職年金の最短期間）に達しているものが六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が七十四万九千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、退職年金の額を改定する。

（退職年金の停止に関する特例）

第百三十二条の十九 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第百三十二条の十五の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号から第三号までに掲げる金額の合算額を控除した金額

二 第百三十二条の十六の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から当該額に第百三十二条の十二第一項各号の期間を合算した期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた団体組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額

2 新法第七十九條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による団体更新組合員の退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九條第四項の規定は、団体更新

組合員については、適用しない。

（減額退職年金の停止に関する特例）

第百三十二条の二十 第十九條の三の規定は、前条第一項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金の支給の停止について準用する。

この場合において、第十九條の三第一項中「前条第一項各号」とあるのは、「第百三十二条の十九第一項各号」と読み替えるものとする。

（通算退職年金の受給資格の特例）

第百三十二条の二十一 第二十条第一項の表の上欄に掲げる者に該当する団体組合員又は団体組合員であつた者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間）がその者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうち同日以後の部分と他の通算対象期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうち同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 次に掲げる者は、新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

一 第二十條第一項の表の上欄に掲げる者（明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。）に該当する団体組合員で、昭和三十六年四月一日以後の団体組合員期間がその者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲

げ

による廃疾年金に関する部分の規定は、団体
組合員が施行日以後業務により病気にかか

して二十年を超えるもの、その超える期間、その年数一年につき退職時の給料年額の九十分の一に相当する金額

二(当該団体更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超えない場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)とを加えた率を乗じて

2 新法第百四十四条の第三二項の規定により読み替えられた新法第八十七条及び新法第八十七条の二並びに前条の規定の適用を受ける団体組合員に係る業務によらない廃疾年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、

その者の廃疾年金の額が前項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる金額より少ないときは、その者を同項の規定に該当する者とみなして、廃疾年金の額を改定する。
(業務傷病による死亡に係る遺族年金の規定の適用)

第三百三十二条の二十七 新法第四十四条の三第二項の規定により読み替えられた新法第九十三条から第九十九条までの規定中新法第四十四条の三第二項の規定により読み替えられた新法第九十三条第一号の規定による遺族年金に関する部分の規定は、団体組合員が施行日以後業務により病氣にかかり、又は負傷し、当該業務傷病により死亡した場合について適用する。

(遺族年金の受給資格に係る団体組合員期間)
第三百三十二条の二十八 新法第四十四条の三第二項の規定により読み替えられた新法第九十三条第三号の規定による遺族年金(業務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る遺族年金を除く)を受ける権利に係る団体組合員期間は、施行日まで引き続く団体組合員期間及び施行日以後の団体組合員期間に限るものとする。

(業務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の特例)
第三百三十二条の二十九 団体更新組合員に係る新法第四十四条の三第二項の規定により読み替えられた新法第九十三条第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年を超える団体組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第三百三十二条の二十五第一項各号の期間に応じ、当該各号に掲げる金額の合算額とする。

2 第三百三十二条の十五第二項の規定は、前項の第三百三十二条の二十五第一項各号の期間について準用する。
3 第三十八条第三項から第五項までの規定(同条第三項第一号に係る部分を除く)は、

第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第二号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年」とあるのは「第三百三十二条の十二第一項第一号の期間、同項第二号の期間、同号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第三百三十二条の二十九第三項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。

(業務傷病によらない死亡者に係る遺族年金の額の特例)
第三百三十二条の三十 団体更新組合員に係る新法第四十四条の三第二項の規定により読み替えられた新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第三百三十二条の十五から第三百三十二条の十七まで及び前条において準用する第三十八条第三項から第五項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額(遺族年金を受ける者が新法第九十三条の三第一項各号の二に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した額)とする。

(特例による遺族年金の額の最低保障)
第三百三十二条の三十一 前条の規定により算定した遺族年金の額が五十三万七千六百円より少ないときは、その額を当該遺族年金の額とする。

(特例による遺族年金に係る加算)
第三百三十二条の三十二 新法第九十三条の五及び第九十三条の六の規定は、前二条の場合について準用する。

(地方公務員共済組合法の退職年金等の受給の申出)
第三百三十二条の三十三 施行日の前日において昭和三十九年改正法による改正前の新法附則

第三十一条の規定により市町村職員共済組合の組合員であつた団体更新組合員で、新法の規定の適用につき同日に退職したとしたならば、新法第七十八条若しくは第八十条から第十條まで又は新法第八十六条若しくは第八十二条第二項の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなるものが、施行日から六十日以内に、当該市町村職員共済組合に対してこれらの年金を受けることを希望する旨の申出をしたときは、その者は、新法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日において退職したものとみなす。この場合においては、その者については、第三百三十二条の十二第一項第二号イ及びハの規定を適用しないものとする。

(再就職者の取扱ひ)
第三百三十二条の三十四 第三百三十二条の十二、第三百三十二条の十五から第三百三十二条の二十まで、第三百三十二条の二十二、第三百三十二条の二十五、第三百三十二条の二十六及び第三百三十二条の二十九から前条までの規定は、次に掲げる者について準用する。

一 団体更新組合員であつた者で再び団体組合員となつたもの
二 旧団体共済更新組合員(施行日の前日に団体職員であつた者で施行日に旧団体共済組合員となつたものをいう。次条において同じ。)であつた者で団体組合員となつたもの(前号に該当する者を除く)。

(再就職者に係る退職年金等の額に関する特例)
第三百三十二条の三十五 旧団体共済更新組合員であつた者で昭和五十四年改正前の新法第二百二条において準用する昭和五十四年改正前の新法第八十三条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む)の額の算定につき昭和五十四年改正前の施行法第二百四十三条の六の規定の適用を受け、その後団体組合員となつたものに対する前条にお

いて準用する第三百三十二条の十五第一項の規定の適用については、同項第一号、同項第二号、同項第三号又は同項第四号の金額は、これらの規定により算定した金額からそれぞれ第一号、第二号、第三号又は第四号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 昭和五十四年改正前の施行法第四百三十三条の六第一号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の〇・六に相当する金額
二 昭和五十四年改正前の施行法第四百三十三条の六第二号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の〇・七五に相当する金額
三 昭和五十四年改正前の施行法第四百三十三条の六第三号の期間の年数一年につき退職時の給料年額の百分の〇・五に相当する金額

四 昭和五十四年改正前の施行法第四百三十三条の六第四号の期間の年数一年につき新法の給料年額の百分の一・四に相当する金額
前項に規定する者に対する前条において準用する第三百三十二条の十六の規定の適用については、同条の金額は、同条の規定により算定した金額から同項各号に掲げる金額を控除した金額とする。

3 第一項に規定する者に廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第四十四条の三第二項の規定により読み替えられた新法第八十七條第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十七條の二第一項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条において準用する第三百三十二条の二十五の規定により算定した金額から第一項各号に掲げる金額を控除した金額とする。この場合における同項各号に掲げる金額の控除については、第二十八條第二項の規定を準用する。

(再就職者に係る業務傷病によらない死亡者に係る遺族年金に関する経過措置)

第百三十二条の三十六 第百三十二条の三十四に規定する者に係る新法第百四十四条の第三項の規定により読み替えられた新法第九十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「同条第三号」とあるのは「第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた第九十三条第三号」と、「第九十三条の二から第九十三条の五まで」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この条において「施行法」という。）第百三十二条の三十四において準用する施行法第百三十二条の三十三から第百三十二条の三十二まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の一」とあるのは「施行法第百三十二条の三十四において準用する施行法第百三十二条の十五第一項の規定により算定した金額（その死亡した者が昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号。以下この項において「昭和五十四年法律第七十三号」という。）による改正前の地方公務員等共済組合法第百二条において準用する同法第八十三条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）の額の算定につき昭和五十四年法律第七十三号による改正前の施行法第百四十三条の六の規定の適用を受けた場合には、その算定した金額から施行法第百三十二条の三十五の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額。次項において同じ。）の百分の五十」と、同条第二項中「第九十三条第三号」とあるのは「第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた第九十三条第三号」と、「第九十三条の二から第九十三条の五まで」とあるのは「施行法第百三十二条の三十四において準用する施行法第百三十二条の三十三から第百三十二条の三十二まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき

給料年額の百分の一」とあるのは「施行法第百三十二条の三十四において準用する施行法第百三十二条の十五第一項の規定により算定した金額の百分の五十」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「施行法第百三十二条の三十六の規定により読み替えられた第一項」とする。

（厚生年金保険の被保険者であつた期間等の取扱い）

第百三十二条の三十七 第百三十二条の十二第一項第一号の期間又は同項第二号ロ、ニ若しくはホの期間で厚生年金保険の被保険者であつた期間に該当するものを有する団体更新組合員の同項の規定により団体組合員期間に算入されたこれらの期間は、施行日以後における厚生年金保険法の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 第百三十二条の十二第一項第二号イ又はハの期間を有する団体更新組合員の同項の規定により団体組合員期間に算入されたこれらの期間は、施行日以後における新法及びこの法律の規定の適用については、旧市町村共済法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付又は新法第四十二条の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者でなかつたものとみなす。

（市町村関係団体職員共済組合の組合員であつた者等の取扱い）

第百三十二条の三十八 特別措置法の施行の日以前に沖繩の共済法の規定に基づく市町村関係団体職員共済組合（以下この条において「沖繩の団体共済組合」という。）の組合員であつた者で特別措置法の施行の日以前旧団体共済組合員となり、引き続き昭和五十七年四月一日に団体組合員となり、引き続き団体組合員であるものの特別措置法の施行の日以前の沖繩の団体共済組合の組合員であつた期間（沖繩の共済法の規定により当該期間に算入

された期間を含む。）は、団体更新組合員の団体職員としての在職期間の団体組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、団体組合員期間に算入する。

（旧団体共済組合員に係る従前の給付の取扱い等）

第百三十二条の三十九 昭和五十七年四月一日前に給付事由が生じた昭和五十六年法律第百九十八号による改正前の新法第百九十八号各号に掲げる給付は、この法律に別段の規定があるもののほか、なお従前の例により地方職員共済組合が支給する。

2 昭和五十六年法律第 号が施行されなかつたとしたら旧団体共済組合が支給すべきこととなる昭和五十六年法律第 号による改正前の新法第百二条において準用する新法第八十二条第二項若しくは第八十三条第一項の規定による通算退職年金若しくは脱退一時金若しくは昭和五十六年法律第 号による改正前の新法附則第十八条の七第一項に規定する特例死亡一時金又は昭和五十四年法律第七十三号附則第七條第二項若しくは第四項に規定する返還一時金若しくは死亡一時金は、この法律に別段の規定があるもののほか、昭和五十六年法律第 号による改正前の新法又は昭和五十四年改正前の新法の規定の例により地方職員共済組合が支給する。

3 昭和五十四年改正前の新法第百二条において準用する昭和五十四年改正前の新法第八十三条第二項の規定による退職一時金の支給を受けた者が、団体組合員となり、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、昭和五十六年法律第 号による改正前の新法第百二条において準用する新法第七十八條第一項又は第八十六条第一項の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたものとみなして、前項（昭和五十四年法律第七十三号附則第七條第二項又は第

四項に規定する返還一時金又は死亡一時金に係る部分に限る。）の規定を適用する。

第百三十二条の四十 団体組合員であつた者に係る年金である給付の支給につき、新法その他の法令の改正（新法の規定による年金の額の改定に関する法令の制定又は改正を含む。）が行われた場合においては、前条第一項の規定により地方職員共済組合が支給すべき年金である給付の年額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定により増加する費用（業務による廃疾年金又は業務に係る遺族年金についての費用を除く。）のうち、昭和五十六年法律第 号による改正前の第百四十三条の第三項第四号の期間（以下この項において「施行日以後の団体共済組合員期間等」という。）以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第百四十四条の三第三項第一号及び第四項第一号の規定の例による。

3 第一項の規定による年金である給付の額の改定により増加する費用のうち業務による廃疾年金又は業務に係る遺族年金についての費用は、新法第百四十四条の三第一項に規定する団体が負担する。

第百三十三条第二項中「第百二十七条」を「第百四十四条の二十四」に改める。

第百三十六條第一項及び第二項中「前章」を「第十一章の二」に改める。

第百三十六條の二第二項中「第百三十條第一項」を「第百四十四条の二十七第一項」に、

「前条第一項」を「第百三十六条第一項」に改め、同条を第百三十六条の三とし、第百三十六条の次に次の一条を加える。

第百三十六条の二 前章（第百三十二条の三十九及び第百三十二条の四十を除く。）の規定により第百三十二条の十第一項第四号に規定する団体更新組合員について生ずる地方職員共済組合の追加費用については、前条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国又は地方公共団体」とあるのは、「新法第百四十四条の第三第一項に規定する団体」と読み替えるものとする。

2 新法第百四十四条の十三から第百四十四条の十六まで及び第百四十四条の二十三第四項の規定は、前項の追加費用について準用する。

第百三十八条第二項中「新法第百七十四条第一項に規定する団体共済組合は、新法第百九十二条の規定による積立金」を「地方職員共済組合は、責任準備金」に、「組合」を「その者が所属する組合」に改める。

第十三章の二を削る。

第十三章中第百四十二条の三の次に次の一条を加える。

第百四十三条 削除

別表第五及び別表第六中「第百四十三条の六」を「第百三十二条の二十二」に改める。

（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「準用する場合を含む。」の下に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 改正後の法第七十九条第四項から

第六項までの規定並びに改正後の施行法第十九条の二、第十九条の三、第七十三条の二、第七十五条、第九十五条の二、第九十六条の二、第百六条の二、第百七条の二、第百四十三条の四の三及び第百四十三条の四の四の規定は、施行日前に退職年金を受ける権利を有することとなつた者については、昭和五十七年六月分以後適用する。ただし、これらの規定を適用して計算したその者の同月分以後の退職年金又は減額退職年金の額が、同年五月三十一日におけるその者の退職年金又は減額退職年金の額（以下この条において「従前の年金額」という。）より少ないときは、従前の年金額をもつて、その者の同年六月分以後の退職年金又は減額退職年金の額とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第十二条から第十四条まで及び第十六条から第三十二条までの規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（遺族の範囲に関する経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「昭和五十六年改正後の法」という。）第二条（昭和五十六年改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和五十六年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）

第三条 昭和五十六年改正後の法第九十三条の五第一項及び第九十三条の六（これらの規定を昭和五十六年改正後の法第二百二条並びに第五十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「昭和五十六年改正後の施行法」という。）第四十二条の二、第八十二条第三項、第八十三条の二第三

項、第百三条第三項、第百四条の二第三項、第百九条第三項、第百九条の二第三項及び第百四十三条の十六において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

2

昭和五十六年三月三十一日において現に第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「昭和五十六年改正前の法」という。）第九十三条の五（昭和五十六年改正前の法第二百二条並びに第五十五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「昭和五十六年改正前の施行法」という。）第四十二条の二、第八十二条第三項、第八十三条の二第三項、第百九条第三項、第百九条の二第三項及び第百四十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定による加算が行われている遺族年金（その全額の支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）を受け

る妻が、同日において昭和五十六年改正後の法第九十三条の六に規定する政令で定める給付（その全額の支給を停止されている給付を除く。以下この項において「公的年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、同条中「同項の規定による加算」とあるのは、「同項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額のうち昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第号）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十三条の五の規定により当該遺族年金に加算されるべき額を超える部分に相当する金額の加算」として、同条の規定を適用する。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される公的年金給付がその全額の支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

（掛金の標準となる給料に関する経過措置）

第四条 昭和五十六年改正後の法第百四十四条第三

項及び第百四条第四項の規定は、昭和五十六年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第五条 昭和五十六年改正後の施行法第十四条の二、第二十九条の二第一項、第百四十三条の四の二及び第百四十三条の十の二第一項の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2

昭和五十六年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は廃疾年金について昭和五十六年改正後の施行法第十四条の二、第二十九条の二第一項、第百四十三条の四の二又は第百四十三条の十の二第一項の規定を適用する場合に

は、同年四月分及び同年五月分の年金については、昭和五十六年改正後の施行法第十四条の二中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、昭和五十六年改正後の施行法第二十九条の二第一項中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、昭和五十六年改正後の施行法第百四十三条の十の二第一項中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、「五十六万八千八百円」とあるのは「五十五万二百円」と、昭和五十六年改正後の施行法第百四十三条の四の二中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、昭和五十六年改正後の施行法第百四十三条の十の二第一項中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、「五十六万八千八百円」とあるのは「五十五万二百円」とする。

（公務員等による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第六条 昭和五十六年改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十六年六月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について昭和五十六

年改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百二十三万六千円」とあるのは「百十八万四千円」と、同条第二項中「百二十三万六千円」とあるのは「百十八万四千円」と、「百十四万円」とあるのは「百八万八千円」と、同表中「三、三七二、八〇〇円」とあるのは「三、三〇二、八〇〇円」と、「二、二八一、八〇〇円」とあるのは「二、二二一、八〇〇円」と、「一、五八一、八〇〇円」とあるのは「一、五三一、八〇〇円」とし、更に同年四月分及び同年五月分の年金については、同表の備考中「二十一万円」とあるのは「十八万円」とする。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち旧特別調達庁の職員期間を有する者に関する経過措置)

第七條 昭和五十六年十月一日において現に普通恩給、退隠料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以下この条において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、昭和五十六年改正後の施行法第七條第一項第三号の期間又は昭和五十六年改正後の施行法第十條第一項第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下この条において「改正後の法律第百五十五号」という。)附則第四十一条の五の規定の適用によりその全部又は一部がこれらの期間に該当しないこととなるものを有する昭和五十六年改正後の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(昭和五十六年改正後の施行法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条において「更新組合員等」という。若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十六年九月三十日において昭和五十六年改正後の施行法第七條第一項第三号又は第十條第一項第一号(これらの規定を昭和五十六年改正後の施

行法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者(以下この条において「旧特別調達庁の職員期間を有する者」という。)に係る普通恩給等及び長期給付については、当該旧特別調達庁の職員期間を有する者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五條附則第四十一条の五の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び昭和五十六年改正後の施行法の規定にかかわらず、同年十月一日以後もこれらの改正前の規定の例によるものとする。

(地方団体関係団体職員共済組合の解散等)

第八條 第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「旧法」という。)第百七十四條第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合(以下「旧団体共済組合」という。)は、第四条の規定の施行の時において解散するものとし、その一切の権利義務は、その時に置いて地方職員共済組合が承継するものとする。

2 前項の規定により旧団体共済組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第九條 地方職員共済組合の理事長は、昭和五十七年三月三十一日までに、旧団体共済組合の運営審議会の議を経て、第四条の規定の施行に伴い必要となる事項について地方職員共済組合の定款を変更し、及び団体組合員(第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「新法」という。)第百四十四條の四第一項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。)となるべき者に係る昭和五十七年四月一日を含む事業年度の事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款の変更につき自治大臣の認可を申請しなければならない。

2 地方職員共済組合は、昭和五十七年四月一日までに、前項の認可を受けた定款の変更を公告しなければならない。

3 旧法第八條第一項の規定は、第一項の定款の変更並びに事業計画及び予算については、適用しない。

(権利の承継に伴う経過措置)

第十條 附則第八條第一項の規定により地方職員共済組合が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第八條第一項の規定により地方職員共済組合が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(旧団体共済組合の職員の身分の取扱い)

第十一條 地方職員共済組合は、附則第八條第一項の規定により解散する旧団体共済組合の職員が引き続き地方職員共済組合の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

(従前の給付等)

第十二條 この附則及び第六條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「新施行法」という。)に別段の規定があるもののほか、昭和五十七年四月一日前に旧法第二章の規定に基づいてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、新法の相当する規定によつてした給付、審査の請求その他の行為又は手続とみなす。

(団体職員となつた復帰希望職員についての特例に関する経過措置)

第十三條 旧法第百四十四條の二第一項に規定する復帰希望職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)に該当する者が引き続き同項に規定する団体職員として在職し、引き続き昭和五十七年四月一日前に復帰したとき(同項に規定する復帰したときをいう。)におけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

(組合役職員等の取扱いに関する経過措置)

第十四條 新施行法第百三十條の二の規定は、昭和五十七年四月一日以後に新法附則第二十九條

第一項に規定する地方公共団体で同項の申出をしなかつたものが健康保険組合を組織しなかつたことに伴い当該健康保険組合が解散した場合において、当該解散した健康保険組合に使用される者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下この項において「解散健康保険組合の職員」という。)であつた者が、引き続き組合役職員である組合員となつたときについて適用し、同日前に同項に規定する地方公共団体で同項の申出をしなかつたものが健康保険組合を組織しなかつたことに伴い当該健康保険組合が解散した場合において、当該解散した日に解散健康保険組合の職員であつた者が、引き続き組合役職員である組合員となつたときについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十六條 第四条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中、地方団体関係団体職員共済組合を削る。

第三百四十八條第四項中、地方議会議員共済会及び地方団体関係団体職員共済組合を、及び地方議会議員共済会に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十八條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六号の三を削り、第十六号の四を第十六号の三とする。

第十條第一項第九号の二を削る。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第十九条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表第八十一条第一項第二号の項中「第四号及び第五号」を「同項第四号に掲げる期間及び同項第五号に掲げる期間（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十四条の第三項に規定する団体組合員期間を除いた期間とする。）」に、「第六号」を「同項第六号に掲げる期間」に改め、同表第八十八条第三号の項中「同条第四号及び第五号」を「同条第四号に掲げる法律に定める年金制度及び同条第五号に掲げる法律に定める年金制度（地方公務員等共済組合法第四百四十四条の第三項に規定する団体職員に関する年金制度を除く。）」に、「同条第六号」を「同条第六号に掲げる法律に定める年金制度」に改める。（國民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第二十條 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中、「第五百八十八条（給付の種類）及び第百九十八条（団体共済組合の給付）」を「及び第百五十八条（給付の種類）」に、「及び第百二十四条（未帰還更新組合員に関する特例）」を、「第百二十四条（未帰還更新組合員に関する特例）及び第百三十二条の三十九（旧団体共済組合員に係る従前の給付の取扱い等）」に改める。

条第五項において準用する場合を含む。）により担保に供されたものについては、なお従前の例による。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第二十二條 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「その他」を「その他の」に改め、「地方団体関係団体職員共済組合を削る。（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 旧団体共済組合の組合員であつた者に係る農林漁業団体職員共済組合法に基づく農林漁業団体職員共済組合の給付で、昭和五十七年三月三十一日において前条の規定による改正前の同法第二十九条の規定の適用を受けるものについては、なお従前の例による。

(國家公務員共済組合法の一部改正)

第二十四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項第二号中「（第四号及び第五号を除く。）に掲げる期間」を「に掲げる期間（同項第四号に掲げる期間及び同項第五号に掲げる期間（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の第三項に規定する団体組合員期間を除いた期間とする。）を除く期間とし、」に改める。

第八十八條第三号中「及び第五号に掲げる法律に定める制度」を「に掲げる法律に定める年金制度及び同条第五号に掲げる法律に定める年金制度（地方公務員等共済組合法第百四十四條の三第一項に規定する団体職員に関する年金制度を除く。）」に改める。

第二百六条の二第一項中「昭和三十七年法律第一百五十二号」を削り、「の組合員」の下に「〔同法第一百四十四条の四第一項に規定する団体組合員を除く。以下次条までにおいて同じ。〕」を加える。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第二項中「職員である者」の下に「及び地方の新法第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員である者」を加える。

（通算年金通則法の一部改正）
第二十六条 通算年金通則法（昭和三十六年法律
第百八十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項ただし書中「第九号」を「第八

「第百三十二条の十二」に、「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第五号」に改める。

合の団体組合員に関する経過措置」に改め、同
附則第十条の前の見出しを「地方職員共済組
合の団体組合員に関する経過措置」に改め、同
条中「地方公務員等共済組合法第七十四条第
一項」を「昭和四十二年以後における地方公
務員等共済組合法の年金の改定等に関する法
律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法
律第 号。附則第十二条の第三第二項におい

て「昭和五十六年法律第
よる改正前の地方公務員等共済組合法（以下附
則第十二条の三までにおいて「昭和五十六年改
正前の法」という。第百七十四条第一項）に
「地方団体関係団体職員共済組合の組合員とな

つたの」を昭和三十六年改正前の法律百十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合（以下「旧地方団体関係団体職員共済組合」という。）の組合員となり、引き続き昭和三十七年四月一日に地方公務員等共済組合法第百四十四条の四第一項に規定する団体組合員となつたものに、「第百四十三条の二第一項第一号」を「第百三十二条の十二第一項第一号」に改める。

係団体職員共済組合の組合員となり、引き続き昭和五十七年四月一日に地方公務員等共済組合法第百四十四条の四第一項に規定する団体組合員となつたものに、「第百四十三条の二第一項第一号」を「第百三十二条の十二第一項第一号」に、「地方団体関係団体職員共済組合が行なう」を「地方職員共済組合（地方公務員等共済組合法第三条第一項第一号に規定する地方職員共済組合をいう。附則第十二条の三第二項において同じ。）が行う」に改める。

附則第十二条及び第十二条の二中「地方公務員等共済組合法」を昭和五十六年改正前の法に、「地方団体関係団体職員共済組合の組合員」となつたものを「旧地方団体関係団体職員共済組合の組合員」となり、引き続き昭和五十七年四月一日に地方公務員等共済組合法第百四十四条の四第一項に規定する団体組合員となつたものを」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十二条の三 昭和三十一年十月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に昭和五十六年改正前の法第十二章の規定の適用を受けた者については、昭和五十六年改正前の法（第十二章に限る。）及び昭和五十六年改正前の法第十二章に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とし、通算対象期間その他この法律の適用については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその例によることとされる昭和五十六年法律第 号による改正前の附則第十一条に規定する期間に係る第七條第一項の規定による確認は、地方職員共済組合が行う。

（所得税法の一部改正）
第二十七条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第十一号中「第二百三條第二項（費用の負担）」を「第四百四十四條の十第二項（団体組合員に係る費用の負担の特例）」に、

「団体等」を「団体」に改める。

別表第一第一号の表地方団体関係団体職員共済組合の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第二十八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表地方団体関係団体職員共済組合の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第二十九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「並びに第二百二条の四第一項第二号(団体共済組合の福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(団体共済組合の福祉事業)の事業」を削り、「地方団体関係団体職員共済組合、地方公務員共済組合の組合員又は地方団体関係団体職員共済組合の組合員又は地方公務員共済組合の組合員」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十七の項中「及び地方団体関係団体職員共済組合」を削る。

(児童手当法の一部改正)

第三十一條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第五号中「第二百三条第二項に規定する団体等」を「第四百四十四条の十第二項に規定する団体」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第三十二條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條第四項中「第九十五條第一項」を「第四百四十四条の三第一項」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附則第二條第二項中「(地方公務員等共済組合法第七十四條第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合を含む。以下同じ。)」を削る。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

市産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十五年度」を「昭和六十年年度」に改め、「超えるものにつき」の下に、「政令で定める基準により」を加え、「昭和六十年年度」を「昭和六十五年年度」に改める。

第三条中「昭和五十五年度」を「昭和六十年年度」に改める。

第四条第一項中「 $\frac{0.75}{10.75} \times 0.7 + 0.3$ 」を「 $\frac{0.75}{10.75} \times 0.7 + 0.3$ 」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十五年度」を「昭和六十年年度」に改め、同条第二項中「昭和六十年年度以後」となるときは、「同年度」を「昭和六十五年年度以後の年度」となるときは、「昭和六十五年年度」に改める。

第四条中「昭和五十五年度」を「昭和六十年年度」に改める。

第五条第一項中「 $\frac{0.75}{10.75} \times 0.65 + 0.35$ 」を「 $\frac{0.75}{10.75} \times 0.65 + 0.35$ 」に改め、同条第二項第三号中「〇・三」を「〇・二」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和六十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第三項の規定により自治大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち、昭和六十五年までの予算に係るもの、昭和六十六年度以降に繰り越されるものについては、この法律の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

附則
1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(次項において「新法」という。第二條の規定は、昭和五十五年以前に発行を許可された地方債に係る昭和六十一年度以降の各年度の利子補給及び昭和五十六年度以後に発行を許可された地方債に係る利子補給について適用し、昭和五十五年以前に発行を許可された地方債に係る昭和六十年年度までの各年度の利子補給については、なお従前の例による。

3 新法第四条第一項の規定は、昭和五十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和五十五年度までの予算に係る国の負担金又は補助金で昭和五十六年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

4 第二条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五條第一項及び同条第二項第三号の規定は、昭和五十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和五十五年度までの予算に係る国の負担金又は補助金で昭和五十六年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第一二三三三号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願(第一二四〇号)

第一二三三三三号 昭和五十六年三月十一日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 横浜市南区六ツ川二ノ一四ノ一

二 新田輝一外五名
紹介議員 前島英三郎君

一、重度身体障害者の居住する家屋等の固定資産税を減免すること。

二、地震、火災等の緊急時における重度心身障害者の避難体制を研究確立し、その訓練を実施すること。

理由
固定資産税は、土地・家屋(建物)を対象にして課税される。我々は受傷前所有していた土地はそのままにして家屋を改造して生活しているが、土地・家屋はそのままで、収入の面は著しく低下している。こうした受傷前と受傷後との不均衡を是正するため、同税を所得にに応じて減額するな

り、全免することが最も合理的な方法である。また、大地震、火災などの緊急時における重度障害者の避難を確実にするため全国の警察署と消防署に重度障害者居住地図の設置を義務づけて、緊急の際における重度障害者の避難体制を研究、確立し、その訓練を実施するよう望むものである。

第一二四〇号 昭和五十六年三月十一日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願
請願者 横浜市南区六ツ川二ノ一四ノ一
二 新田輝一外五名

紹介議員 前島英三郎君

一、全都道府県警察署の建物は、車椅子障害者が利用できるような玄関等段差部分のスロープ化、車椅子用トイレの設置又は改善、自動車運転免許証更新時の安全講習受講の完全実施を実現すること。

二、普通自動車運転免許証のうち身体障害者だけを対象に設けられている重量制限(一・二トン、一・五トン)の制度を廃止すること。

三、身体障害者が使用している駐車禁止除外車証の有効期間は、三年とし、更新の時はこれを自動車運転免許証更新時に同時に更新交付すること。

理由

(一)社会生活の基本的移動手段である電車、バスは、車椅子障害者にとっては全く利用できない状態であるために車椅子障害者の社会参加は、身障者用乗用車やハンディキャップなどの自動車の利用なしには考えられない。自動車を利用するためには、自動車運転免許証取得、自動車購入、車庫確保、自動車運転免許証の更新、安全講習受講などそのほとんどすべてが地元警察署の世話にならねばならない。しかし現在の警察署の大半は玄関に階段があり、車椅子者の使用できるトイレはなく、安全講習会場にも行かないため、車椅子者が警察署で用を足すことは不可能な状態である。身障者に介護者を付けることは、公的な介護サ-

ビス制度のないに等しいことや身障者家庭の実情から全く不可能である。(二)身体障害者が取得した普通自動車運転免許証には、実地運転試験を合格した時の使用自動車によつて一・二トン、一・五トンなどの条件が付されている。身障者は、好んで標準車以外の自動車によつて実地試験を受験したのではなく、現実に標準車(身障者用に改造された練習車)が自動車教習所に準備されなかつたためにやむを得ず標準車以外の試験車によつて受験したのである。実地試験合格の判定基準は、もちろん、自動車重量の大小によつてその基準が異なるものではないし、普通自動車(総重量八トン未満、最大積載量五トン未満、定員十人以下の自動車)で大型特殊自動車、自動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車(五十CC以下)以外のものの範囲内で自動車の排気量(馬力)や自動車の大きさによつてその可否の判定基準が異なるものでもない。現に普通自動車運転免許証所持者が実地試験受験時に用いた標準車の三・四倍もの排気量のある外国車や二・三倍もの重量又は大きさの貨物自動車(トラック)を運転できることから前述の考え方に誤りがあるとは思われない。日常生活において、重量制限付の普通自動車運転免許証所持の身障者は、本人所有自動車の車検整備や定期検査そして故障箇所修理などの期間の代車を求めることは不可能であり、仲間と合乗りでドライブするときの運転手交替もできないし、疲労度の少ない上級自動車(パワーステアリング装置等を装備したもの)を使用できるようになるために途中で二・三回運転免許証の制限(限定)を解除してその都度自動車を買替へねばならない。身体障害者の家計は、健常者のそれと比し非常に厳しいものであり、排気量の大い自動車ほど、就労の機会に恵まれることを考慮し、前述のとおり普通自動車運転免許証に付される重量制限を廃止するようにしたいのである。(三)駐車禁止除外車証(ステッカー)は、現在非常に有効に利用されているが、このステッカーの有効期間は、都道府県ごとに差異があり統一がとれていないように思われ

る。これら各種の有効期間のうち最も多いものは、有効期間一年間というものであるが、ステッカー使用会員の間では、このステッカーは、身障者が老衰等のため自動車の使用ができなくなるときまで必要とするものであることは明らかで、ステッカーの有効期間を廃止して欲しいという意見が大多数を占めている。ステッカーを交付する立場からは有効期間設定の必要性が理解できるから、ステッカー更新の時期は、ステッカー所持者が自動車運転免許証を所持している場合の都合に合わせて、三年間とし、これを自動車運転免許証更新の際に自動車運転免許試験場、又は地元警察署で交付されたいのである。



三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
二、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の五第二項を次のように改める。

2 地方税の課税標準若しくは税額を減少させる更正若しくは賦課決定又は加算金の額を減少させる加算金の決定は、前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日までの間であることができる。

4 偽りその他の不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税に

ついての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定は、前三項の規

定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して七年を経過する日までであることができる。

第十八条の二第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項第二号中「差押え」を「差押え」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 地方税の徴収権で、偽りその他の不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税(当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下本項において同じ。)に係るものの時効は、当該地方税の前条第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる処分又は行為があつた場合においては当該各号に掲げる処分又は行為の区分に応じ当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該処分又は行為に行為があつた場合においては当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

一 納付又は納入に関する告知(延滞金及び加算金に係るものを除く)当該告知に係る文書が発せられた日

二 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出、当該申告書が提出された日

第二十三条第一項第四号中「第四十一条の十四第四項において読み替へて適用する」を「第四十一条の十二第八項の規定により読み替へて適用される」に改め、同条の次に次の一号を加える。

四の二 資本等の金額 資本の金額又は出資金額と法人税法第二十七条に規定する資本積立金額との合計額(保険業法(昭和十四年法律第四十一号)に規定する相互会

社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額をいう。

第二十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会並びに健康保険組合及び健康保険組合連合会」を「並びに社会保険診療報酬支払基金」に改め、同項第二号中「中小企業団体中央会」の下に「国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会」を加える。

第三十四条第一項第五号イ中「昭和十四年法律第四十一号」を削り、同項第十号中「二十二年四」の下に「その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。第五項において同じ。）である場合には、二十三万円」を加え、同条第五項中「又は所得割の納税義務者の」の下に「老人控除対象配偶者若しくはその他の」を加える。

第五十一条第一項中「百分の五・二」を「百分の五」に、「百分の六・二」を「百分の六」に改める。

第五十二条第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項の表の第一号中「資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。次号から第四号まで及び第四項において同じ。）を「資本等の金額」に改め、超える法人の下に「保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び」を加え、同項の表の第二号から第四号までの規定中「資本の金額又は出資金額」を「資本等の金額」に改め、同条第二項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本等の金額」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、「が保険業法に規定する相互会社」を削り、「である場合には」を「にあつては」に改

める。

第六十二条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「定」を「定め」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十二条第五項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 不動産貸付業
第七十二条第五項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 駐車場業
第七十二条第七項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三 コンサルタント業
第七十二条第七項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 デザイン業
第七十二条第八項中「範囲」の下に「並びに前項第十五号の三に掲げる事業及び同項第十六号の三に掲げる事業の範囲」を加える。

第七十二条の四第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第七十二条の五第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「真珠母貝養殖調整組合連合会」の下に「国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会」を加える。

第七十二条の六第十一項及び第二項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に改め、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、それぞれ第一項又は第二項の罪についての時効の期間による。

第七十三条の二第十一項中「土地区画整理事業」の下に「農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第八条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七條第一項第一号の事業及び」を加え、同条第十二項中「同法第百条の二」の下に「農住組合法第八條第一項において適用する場合及び」を加える。

第七十三条の六第三項中「換地の取得」の下に「農住組合法第八條第一項において適用する土地区画整理法第百四條第一項又は第八項の規定による換地の取得を含む」を「準用する場合を含む。以下本項において同じ。」の下に「及び農住組合法第八條第一項」を加え、「日本住宅公団法第四十二条において適用する場合及び」を「日本住宅公団法第四十二条及び農住組合法第八條第一項において適用する場合並びに」に改める。

第七十三条の十四第一項中「三百五十万円」を「四百二十万円」に改める。

第七十三条の十五第一項中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第二百二十九条第七項中「写」を「写し」に、「六月間」を「一年間」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する」を「第四十一条の十二第八項の規定により読み替えて適用される」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 資本等の金額 資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）をいう。

第二百九十六条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会並びに健康保険組合及び健康保険組合連合会」を「並びに社会保険診療報酬支払基金」に改め、同項第二号中「中小企業団体中央会」の下に「国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会」を加える。

第三百十二条第一項中掲げる額を「定める額」に改め、同項の表の第一号中「資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。次号から第四号まで及び第五項において同じ。）を「資本等の金額」に改め、「超える法人の下に「保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び」を加え、同項の表の第二号から第四号までの規定中「資本の金額又は出資金額」を「資本等の金額」に改め、同条第三項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第五項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本等の金額」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、「が保険業法に規定する相互会社」を削り、「である場合には、当該相互会社の資本の金額又は出資金額」に「あつては、当該法人の資本等の金額」に改める。

第三百十四条の二第二項第十号中「二十二万円」の下に「（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。第五項において同じ。）である場合には、二十三万円）を加え、同条第五項中「又は所得割の納税義務者の」の下に「老人控除対象配偶者若しくはその他の」を加える。

第三百十四条の六第一項中「百分の十二・一」を「百分の十二・三」に、「百分の十四・五」を「百分の十四・七」に改める。

第三百二十四条第一項中「詐欺」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に改

め、同条第五項中「定」を「定め」に、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第三百四十三条第六項中「土地区画整理事業」の下に「農住組合法第八條第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七條第一項第一号の事業及び」を、「同法第六條の二」の下に「農住組合法第八條第一項において適用する場合及び」を加え、「保留地に係る第一項」を「保留地に係る同項」に改める。

第三百四十八條第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第二号の六中「踏切保安装置」の下に「これらに類する踏切道及び踏切保安装置として政令で定めるものを含む」を加え、同項第二号の七中「建設された立体交差化施設」の下に「これに類する立体交差化施設として政令で定めるものを含む」を加え、同項第十号中「固定資産」の下に「こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一條第三項に規定する指定法人が児童福祉法による児童福祉施設の用に供する固定資産にあつては、政令で定めるものを除く」を加え、同項中第二十八号を削り、第二十八号の二を第二十八号とする。

第三百四十九條の三第六項中「三分の二」を「四分の三」に改め、同条に次の一項を加える。

28 貿易研修センターが貿易研修センター法第十六條第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

第四百四十五條の二を削る。
第四百四十七條第一項中「第四百四十五條の

二第五項に規定するもののほか」を削る。
第四百四十八條第一項及び第四百四十九條中「第四百四十五條の二第五項又は」を削る。

第四百八十九條第一項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十二号の三までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十二号の四中「アセトアルデヒド（揮発油を原料とするものに限る。）」を削り、同号を同項第二十二号の三とする。

第四百九十一條の次に次の一條を加える。
（ガスの納税義務の免除等）

第四百九十一條の二 市町村は、ガスの使用がガス事業法第二十條ただし書の規定による認可を受けた契約（その契約の期間が一年以下のものに限る。）に基づくガスの使用でエネルギーの利用の合理化及び効率化に資するものとして政令で定めるものに該当し、かつ、当該ガスの使用が当該政令で定めるガスの使用であることにつき市町村長の確認があつたときは、当該ガスの使用に係るガスに対して課するガス税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村長は、ガス税の納税者（特別徴収すべきガス税にあつては、特別徴収義務者）からその納付すべきガス税（特別徴収すべきガス税）にあつては、納入すべきガス税）について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同項に規定する契約に基づくガスの使用を開始した日から十五月を経過する日までの期間を限つて、当該ガス税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。ただし、正当な理由があるとき認められる場合には、当該期間は、市町村長が定める相当の期間とすることができる。

3 前項の場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があるときと認めるべきを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げ

るものを、政令で定めるところにより徴しなればならない。

4 市町村長は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係るガス税について第一項の規定を適用することができないものであることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係るガス税に係る地方団体の徴収金について、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係るガス税に係る地方団体の徴収金を納付又は納入しなければならぬ。

5 第十五條第四項、第十五條の二第一項及び第十五條の四第三項並びに第十六條の二第一項から第三項までの規定は第二項の規定による徴収の猶予について、第十一條、第十六條第三項、第十六條の二第四項並びに第十六條の五第一項及び第二項の規定は第三項の規定による担保について準用する。

6 市町村は、ガス税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該ガス税に係るガスの使用が第一項の規定に該当するものであり、かつ、同項の市町村長の確認があつたときは、当該ガス税の納税者（特別徴収に係るガス税にあつては、特別徴収義務者）の申請に基づいて、当該ガス税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

7 市町村長は、前項の規定によりガス税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

8 前二項の規定によつてガス税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合に於ては、第六項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七條の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を

適用する。
9 ガス税の特別徴収義務者は、その特別徴収すべきガス税について、納税者から第二項又は第六項に規定する申告又は申請をすべき旨の申出があつた場合において、当該ガス税について第一項の規定が適用されるべきものであると認められるときは、当該申告又は申請をしなければならない。

10 第一項の確認及び第二項の申告の手続その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第五百八十五條第五項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十一項中「日以後」とあるのは「日以後においては」と、「取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて」とあるのは「取得又は所有をもつて」と、「取得とみなし」とあるのは「取得又は所有とみなし」と、「取得者又は所有者」とあるのは「取得者又は所有者等」とみなして」と、同条第十二項中「取得者」とあるのは「第五百八十五條第一項の土地の所有者等とみなして」と、同条第十三項中「取得者」とあるのは「第五百八十五條第一項の土地の所有者等」と読み替へるものとする。

第五百八十六條第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第十七号中「同条第三項の福利厚生会社又は日本勤労者住宅協会」を「又は同条第三項の福利厚生会社」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法第二十三條第二号又は第三号に規定する業務の用に供する土地
第五百八十六條第二項第二十二号の四中「第三十一條第一項第四号又は第六号」を「第三十一條第一項第六号」に改め、同項第二十二号の五及び第二十二号の六を削り、同項第二十八号中「前号」を「第二十七号の二」に改め、同項第二十九号中「第二十二号の四から第二十三号

まで」を「第二十三号」に改める。
第五百九十六条第二号中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第七百一条の三十四第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 農住組合が農業を営む者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

第七百三条の四第四項ただし書中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百十四条の六第一項の項中「百分の十二・一」を「百分の十二・三」に、「百分の十四・五」を「百分の十四・七」に改める。

附則第三条の二の次に次の一条を加える。

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の三 道府県は、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、二十万にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数の一を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、昭和五十六年度分の個人の道府県民税に限り、第二十四条第一項の規定にかかわらず、所得割(第五十条の二の規定によつて課する所得割を除く)を課することができない。

2 道府県は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税に限り、二十万に所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数の一を加えた数を乗じて得た金額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条から第三十七条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

額から控除するものとする。

一 当該納税義務者の前年の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

二 当該納税義務者の第三十五条から第三十七条の二まで並びに附則第五条第一項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 当該納税義務者の第三百十四条の三から第三百十四条の五まで、第三百十四条の七並びに附則第五条第二項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 市町村は、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、二十万にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数の一を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、昭和五十六年度分の個人の市町村民税に限り、第二十九十四条第一項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く)を課することができない。

4 市町村は、昭和五十六年度分の個人の市町村民税に限り、二十七万に所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数の一を加えた数を乗じて得た金額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 当該納税義務者の前年の所得について第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
二 当該納税義務者の第三百十四条の三から第三百十四条の五まで、第三百十四条の七並びに附則第五条第二項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

並びに附則第五条第二項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 当該納税義務者の第三十五条から第三十七条の二まで並びに附則第五条第一項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第四条第三項を削る。

附則第八条第二項中「昭和五十一年法律第五号」を「、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五号。以下「昭和五十一年法律第五号」という。に改め、同条に次の一項を加える。

3 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五号) 附則第七條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十一条の十二第四項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十八條又は第九十條の規定の適用を受ける法人の道府県民税及び市町村民税については、第二十三條第一項第四号中「租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十

六号)第四十一条の十二第八項」とあり、及び「租税特別措置法第四十一条の十二第八項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十二第八項(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号) 附則第七條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十一条の十二第四項を含む。と、第二百九十二条第一項第四号中「租税特別措置法第四十一条の十二第八項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十二第八項(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号) 附則第七條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十一条の十二第四項を含む。とする。

附則第九條中第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則第十一条第二項を次のように改める。

2 農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七條第一項の規定による公告があつた農用地利用増進計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項に規定する農業振興地域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十八年三月三十一日までに行われたときに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一 当該土地の取得が農業振興地域の整備に関する法律第八條第一項に規定する農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地(以下本項において「農用地区域内にある土地」という。)以外の土地の交換による取得である場合、交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額(次号において「登録価格等」に相当する額」という。)

二 当該土地の取得が農用地区域内にある土地の交換による取得である場合、登録価格等に相当する額又は当該土地の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額

三 当該土地の取得が農用地区域内にある土地以外の土地の取得である場合(第一号に掲げる場合を除く) 当該土地の価格の四分の一に相当する額

四 当該土地の取得が農用地区域内にある土地の取得である場合(第二号に掲げる場合を除く) 当該土地の価格の三分の一に相当する額

附則第十一条第三項を削り、同条第四項中

「当該土地の取得」の下に「前項の規定の適用を受ける土地の取得を除く。」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 農住組合法第七條第二項第三号に規定する交換分合により同法第六十條の規定により農住組合の地区とされた同条の区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十八年三月三十一日までに行われたときに限り、交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（交換分合によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていなければ、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一條第七項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則第十一條の三中「附則第十一條の三」を「附則第十一條の五」に改め、同条を附則第十一條の五とする。

附則第十一條の二第二項中「行なわれた」を「行われた」に、「当該譲渡した土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該譲渡した土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項ただし書中「前条第二項」を「附則第十一條第二項から第四項まで」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該譲渡した土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該譲渡した土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、政令で定めるところにより、道府県知事が第

三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額（次号において「登録価格等に相当する額」という。）

二 当該土地の取得が農業振興地域の整備に関する法律第八條第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地の取得である場合 登録価格等に相当する額又は当該土地の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額

附則第十一條の二第二項中「前条第三項の規定は前項に規定する土地の取得が同条第三項の区域内にある土地の取得である場合について、第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は」を「第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は」に、「準用する」を「準用する」に改め、「前条第三項中「前項」とあるのは「次条第一項」とを削り、「附則第十一條の二第一項」を「附則第十一條の四第一項」に改め、同条第四項中「附則第十一條の二第三項」を「附則第十一條の四第三項」に改め、同条第六項中「附則第十一條の二第五項」を「附則第十一條の四第五項」に改め、同条第七項中「雇用促進事業団法第十九條第三項第四号の資金の貸付け」を「身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）第十八條第一項第三号の助成金の支給」に、「昭和五十六年三月三十一日まで」を「昭和五十六年十月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」の間に、「当該貸付けを受けた額の三分の一に相当する額」を「価格の六分の一に相当する額」に改め、同条第八項中「附則第十一條の二第七項」を「附則第十一條の四第七項」に改め、同条第九項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同条第十項中「附則第十一條の二第九項」を「附則第十一條の四第九項」に改め、同条を附則第十一條の四とする。

附則第十一條の次に次の見出し及び二条を加える。

（住宅の取得及び住宅の用に供する土地の取得に對する不動産取得税の特例）

第十一條の二 住宅の取得に對して課する不動産取得税の標準税率は、当該取得が昭和五十六年七月一日から昭和六十六年六月三十日までの間に行われたときに限り、第七十三條の十五第一項の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項に規定する住宅の取得が第七十三條の二十七の二第一項の規定に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

第十一條の三 道府県は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該土地の取得に對して課する不動産取得税については、当該取得が昭和五十六年七月一日から昭和六十六年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該不動産取得税の税額から当該税額の四分の一に相当する額を減額するものとする。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から二年以内に当該土地の上にある住宅を取得した場合（次号に該当する場合を除く。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある住宅を取得していた場合

2 前項に規定する土地の取得が第七十三條の二十四第一項若しくは第二項又は第七十三條の二十七の二第一項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率を乗じて得た額」とあるのは、「税率を乗じて得た額の四分の三に相当する額」とする。

3 第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は、第一項第一号に規定する土

地の取得に對して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十五第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の三第一項第一号」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「これら」とあるのは「同号」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の三第一項第一号」と、第七十三條の二十七第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の三第一項第一号」と、「これら」とあるのは「同号」と読み替へるものとする。

附則第十二條の二を削る。

附則第十二條の三第一項中「昭和五十五年」を「昭和五十七年度」に改め、同条第二項中「昭和五十五年」を「昭和五十七年度」に、「附則第十二條の三第一項」を「附則第十二條の二第一項」に改め、同条を附則第十二條の二とする。

附則第十四條中「昭和五十四年度から昭和五十六年度までの各年度分」を「昭和五十六年度分」に、「昭和五十二年六月十八日以後において新設されたもの」を「昭和五十二年六月十八日以後において新設されたもの、第五号に掲げる施設のうち一般廃棄物の最終処分場にあつては昭和五十五年一月二日以後において取得されたもの」に改め、同条第五号中「ごみ処理施設及び」の下に「一般廃棄物の最終処分場並びに」を加える。

附則第十五條第一項中「昭和五十五年一月一日まで」を「昭和五十五年一月二日から昭和五

十八年一月一日までの間に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第五項中「昭和五十五年一月一日」を「昭和五十七年一月一日」に改め、同条第十項中「昭和五十五年一月二日から昭和五十五年一月一日まで」を「昭和五十五年一月二日から昭和五十六年九月三十日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項中「並びに消防法第十条第一項に規定する貯蔵所で政令で定めるものに係る防油堤で昭和五十五年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に新築され、又は増築されたもの（増築された防油堤にあつては、当該増築部分とする。）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「昭和五十三年度から昭和五十五年度まで」を「昭和五十六年度から昭和五十八年度まで」に、「固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とし、その後三年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五」を「固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「未利用エネルギーの有効利用の促進又は」を削り、「昭和五十三年度四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「昭和五十五年一月一日」を「昭和五十七年一月一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条に次の七項を加える。

新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税については、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、その後三年度分の固定資産税については、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

石油以外のエネルギー資源の当該資源の存する地域における有効利用の促進に資する機械その他の設備で政令で定めるもの（当該機械その他の設備につき昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間で自治省令で定める期間内に新たに取得されたものに限り。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械その他の設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

20 卸売市場法第五十五条の許可を受けた者が同法第六条第一項に規定する都道府県卸売市場整備計画に基づき、政府の補助を受けて昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日までの間に取得した同法第二条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三第五項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

21 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第八条第六項に規定する特定地方交通線を廃止する場合に必要な同条第二項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同法第十二条第一項に規定する地方鉄道業を営業者が、同法第二十四条第二項の規定に基づく政府の補助を受けて日本国有鉄道の交付金の交付を受けて昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に取得し、かつ、直接当該一般乗合旅客自動車運送事業又は地方鉄道業の用に供する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

22 地方鉄道法の規定による地方鉄道業者が昭和六十一年三月三十一日までに取得した第三百四十九条の三第二十六項に規定する固定資産のうち当該地方鉄道業者が取得した日の前日において国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下本項において「交納付金法」という。）附則第十七項から第十九項までの規定（地方税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十八号）附則第二十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の交納付金法附則第十六項の表の第一号及び第三号の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）附則第二十一条第五項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の交納付金法附則第十八項の表の第五号の規定を含む。以下本項において同じ。）の適用があつた償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三第二十六項の規定にかかわらず、交納付金法附則第十七項から第十九項までの規定による算定方法に準じ、自治省令で定めるところにより算定した額とする。

24 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が身体障害者雇用促進法第十八条第一項第三号の助成金の支給を受けて昭和五十六年十月一日から昭和五十七年一月一日までの間に取得した当該事業所の事業の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第三十条の二中「昭和五十五年度」を「昭和五十七年度」に改める。
附則第三十一条中「昭和五十六年五月三十一日」を「昭和五十九年五月三十一日」に改める。
附則第三十一条の三第三項中「又は当該土地の取得で昭和五十五年三月三十一日までにされたものに対して課する特別土地保有税」を削る。

18 通信・放送衛星機構が昭和五十九年三月三十一日までに取得し、かつ、直接通信・放送衛星機構法第二十八条第一項第二号に規定する業務の用に供する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して

23 農住組合が昭和五十八年一月一日までに取得し、かつ、農住組合法第七条第二項第四号に規定する事業の用に供する機械及び装置で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十六条第四項中「当該貸家住宅の一部が専ら住居として貸家の用に供されている場合」を「当該貸家住宅が専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅である場合」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和五十五年一月一日」を「昭和五十七年一月一日」に改める。

附則第三十二條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県は、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第八條第六項に規定する特定地方交通線を廃止する場合に必要となる同条第二項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第二十四條第二項の規定に基づく政府の補助を受けて日本国有鉄道の交付金の交付を受けて一般乗合用のバスで自治省令で定める要件に該當するものを取得した場合においては、当該取得が昭和六十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第六百九十九條の二第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。附則第三十二條の三第二項中「昭和五十六年十一月十二日」を「昭和六十一年十一月十二日」に改める。附則第三十三條を附則第三十二條の五とし、同条の次に次の一項を加える。

(国民健康保険税の減額の特例)
第三十三條 昭和五十六年度分の国民健康保険税に限り、第七百三十三條の五の規定の適用については、同条中「第三百十四條の二第二項に規定する金額」とあるのは、「二十三万円」とする。

附則第三十三條の二第一項中「第三十七條の三まで」の下に、「附則第三條の三第一項及び第二項」を加え、同条第六項中「第三十七條の三まで」の下に、「附則第三條の三第一項及び第二項」を、「第三百十四條の八」の下に、「附則第三條の三第三項及び第四項」を加える。附則第三十三條の三第三項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條

の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項第二号及び第四項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

附則第三十三條の三第四項中「第三百十四條の八第一項」との下に、「同条第一項中」とあるのは「同条第三項中」と、「同条第二項中」とあるのは「同条第四項中」と、「同条第二項第二号及び第四項第三号」とあるのは「同条第二項第三号及び第四項第二号」とを加える。附則第三十四條第三項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第二項第二号及び第四項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

附則第三十四條第四項中「第三百十四條の八第一項」との下に、「同条第一項中」とあるのは「同条第三項中」と、「同条第二項中」と

あるのは「同条第四項中」と、「同条第二項第二号及び第四項第三号」とあるのは「同条第二項第三号及び第四項第二号」とを加える。附則第三十五條の二第二項中「昭和五十六年度」を「昭和五十八年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)
第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第四百八十九條第一項の改正規定、同法第四百九十一條の次に一條を加える改正規定及び同法附則第三十一條の改正規定並びに附則第十條及び第十一條の規定 昭和五十六年六月一日

二 第一条中地方税法第七十三條の十四第一項、第七十三條の十五第一項及び第五百九十六條第二号の改正規定並びに同法附則第十一條の次に見出し及び二條を加える改正規定並びに附則第五條第二項から第六項まで及び第十二條第三項の規定 昭和五十六年七月一日

三 第一条中地方税法第五十一條第一項、第三百十四條の六第一項及び第七百三十四條第三項の改正規定並びに附則第三條第三項及び第四項、第七條第五項及び第六項並びに第十五條の規定 昭和五十六年八月一日

四 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の改正規定並びに同法附則第八條に一項を加える改正規定 昭和五十九年一月一日

五 第一条中地方税法第七十三條の第二十一項及び第十二項、第七十三條の六第三項、第三百四十三條第六項並びに第七百一十一條の三十四第三項の改正規定、同法附則第十一條第三項の次に一項を加える改正規定並びに同法附則第十五條に七項を加える改正規定(同条第二十三項に係る部分に限る。)並びに附則第十三條の規定 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の施行の日

六 第一条中地方税法附則第三十二條の三第二項の改正規定 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七号)の施行の日

七 第一条中地方税法第七十七條の五、第十八條の二、第六十二條、第七十二條の六十及び第三百二十四條の改正規定並びに次条及び附則第十六條第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第七十七條の五の規定は、前条第七号に掲げる規定の施行の日以後に新法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する地方税又は加算金について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した地方税に係る更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができず期間については、なお従前の例による。

2 新法第十八條の二の規定は、前条第七号に掲げる規定の施行の日以後に新法第十八條第一項に規定する法定納期限が到来する地方税(当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。)について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した地方税の徴収権の時効については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)
第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は健康保険組合若しくは健康保険組合連合会が昭和五十六年四月一日（以下「施行日」という。）前から引き続き新法第二十五条第二項に規定する収益事業に該当する事業を営んでいる場合には、当該事業は、施行日において新たに開始されたものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

3 新法第五十一条第一項の規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、新法第五十七条第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限り。）の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税の法人税割とし

て納付した、又は納付すべきであった道府県民税の法人税割については、なお従前の例による。

5 新法第五十二条第一項及び第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税の均等割として納付した、又は納付すべきであった道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第四条 新法第七十二条第五項、第七項及び第八項の規定は、昭和五十六年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税から適用し、昭和五十五年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第九条第四項の規定は、昭和五十五年度分までの個人の事業税については、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は健康保険組合若しくは健康保険組合連合会が施行日前から引き続き新法第七十二条の五第四項に規定する収益事業に該当する事業を営んでいる場合には、当該事業は、施行日において新たに開始されたものとみなして、同条第一項の規定を適用する。（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和五十六年七月一日以後の同項に規定する住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同項に規定する住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和五十六年七月一日前に住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。）をした者が、同日以後において、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合における前後の建築に係る住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

4 新法第七十三条の十五第一項の規定は、昭和五十六年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、旧法第七十三条の十五第一項の規定は、昭和五十六年一月一日前に家屋で住宅以外のもの（以下この項において単に「家屋」という。）の新築の工事に着手した者が、当該家屋を当該新築により取得する場合における当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該家屋の取得が昭和五十七年十二月三十一日までに行われたときに限り、なおその効力を有する。

6 昭和五十六年七月一日前の不動産の取得が、新法第七十三条の二十四第一項若しくは第二項、新法第七十三条の二十七の第二項、新法附則

第十一条の四第一項若しくは第九項、第一項の規定によりその例によることとされる旧法附則第十一条の二第一項、第七項若しくは第九項又は第九項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十一条の二第七項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

7 旧法附則第十一条第二項及び第三項の規定は、施行日前に行われた申出に基づきされた農業委員会のあつせんによる農地の交換分合により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該取得が昭和五十七年三月三十一日までに行為したときに限り、なおその効力を有する。

8 新法附則第十一条の四第七項の規定は、昭和五十六年十月一日以後の同項に規定する施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

9 旧法附則第十一条の二第七項の規定は、同項に規定する施設の取得が施行日から昭和五十六年九月三十日までの間に行われたときに限り、当該施設の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三分の一」とあるのは、「四分の一」とする。

10 新法第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十一条の二第七項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「土地の取得」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）附則第五条第九項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法（以下「昭

和五十六年改正前の地方税法」という。）附則第十一條の二第七項に規定する施設（以下「施設」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の適用を受ける土地の取得にあつては取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「施設」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「昭和五十六年改正前の地方税法附則第十一條の二第七項」と、第七十三條の二十七第一項中「土地」とあるのは「施設」と、「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「昭和五十六年改正前の地方税法附則第十一條の二第七項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（料理飲食等消費税に関する経過措置）

第六條 新法第二百九十九條第七項の規定は、施行日以後に作成される領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管について適用し、施行日前に作成される領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十六年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は健康保険組合若しくは健康保険組合連合会が施行日前から引き続き新法第二百九十六條第二項に規定する収益事業に該当する事業を営んでいる場合には、当該事業は、施行日において新たに開始されたものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

3 新法第三百十二條第一項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一條の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一條の八第一項の申告書（法人税法第七十一條第一項（同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五條第一項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第三百二十一條の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税の均等割として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税の均等割については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

5 新法第三百十四條の六第一項の規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税額及ぼる法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一條の八第一項の申告書（法人税法第七十一條第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第三百二十一條の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、新法第三百二十一條の十三第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限り。）の提出期限が同日以前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税の法人税割については、なお従前の例による。

提出する義務がある法人が、新法第三百二十一條の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、新法第三百二十一條の十三第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限り。）の提出期限が同日以前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税の法人税割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十六年度分の固定資産税から適用し、昭和五十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和五十五年一月一日までに取得された旧法附則第十五條第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十五年一月二日から昭和五十五年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十五年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に新築され、又は増築された旧法附則第十五條第十三項に規定する防油堤に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十三年度から昭和五十五年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなつた旧法附則第十五條第十四項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十五年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第九條 新法の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和五十六年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十五年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気税に関する経過措置）

第十條 新法第四百八十九條第一項の規定は、昭和五十六年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する経過措置）

第十一條 新法第四百九十一條の二の規定は、昭和五十六年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用する。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十二條 新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十六年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項及び第四項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百九十六條第二号の規定は、昭和五十六年七月一日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税につ

いては、なお従前の例による。

4 昭和五十五年三月三十一日までにされた旧法附則第三十一条の第三項に規定する土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百一条の三十四第三項第十一号の二の規定は、農住組合法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税及び同日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税で、新法第七百一条の三十四第三項第十一号の二に規定する施設に係るものについて適用する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十四条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十六年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(都の特例に関する経過措置)

第十五条 新法第七百三十四条第三項の規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効

力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法第六十二条第四項、第七十二条の六十第五項及び第三百二十四条第五項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後にした新法第六十二条第一項、第七十二条の六十第一項若しくは第二項又は第三百二十四条第一項の違反行為について適用し、同日前にした旧法第六十二条第一項、第七十二条の六十第一項若しくは第二項又は第三百二十四条第一項の違反行為については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

昭和五十六年四月十三日印刷

昭和五十六年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K